-局複数会制の 早期実現をはかる ★税理士会の 正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

特定鉄道設備の特別償却 電子計算機の特別償却

労働災害防止設備の特別償 特定ガス供給設備の特別償 原子力発電設備の特別償却

| 工業用機械等の特別償却 展村工業導入地区における の適用期限を一年延長することと

により合併した場合の課税

小漁業構造改善計画を実

している。

医業協同組合合 併助 成

公害防止事業者負担金の特

**整理合理化を行うこととしている** 到来するものを中心として、その **税特別措置について、適用期限の** ととし、主として企業 関係の租 き一層の整理合理化を推進すると 和五十一、五十二年度に引き続 ・整理合理化の概要は次のとおり。 今回の企業関係の租税特別措置

廃止する措置(十一項目) 人身被害防止設備の特別償

中小企業者の公害防止施設 低開発地域における工業用 2000年地域における工業用機 機械等の特別償却

いて、住宅建設の促進が主要な政 策目標としてとり上げられている ことにかんがみ、 税制面でもこれ 昭和五十三年度の経済運営にお 住宅取得控除の拡充

母タックスヘイブン対策税制導入 めることとする等、譲渡所得の 渡した場合にも、その適用を認 わゆるタックスヘイプンに子会

石油税の創設

引取りの際に申告納付する

ことを原則とする。

み、租税特別措置については、昭 が一段と強く要請されることに顧 氷めるに際しては、税負担の公平 今後、一般的な税負担の増加を

無公害化生産設備の特別償 公害防止用設備の特別償却 技術等海外取引に係る所得 場合の特別税額控除

民生関連設備の特別償却 廃棄物再生処理用設備の特

特別償却の同時適用停止 特別償却の適用を受けるこ 合には、当該設備について との特例の適用を受ける場 二年間の繰越しを認める。

ょうちゅう乙類及び本みりんの従 合成清酒、 匹九%

稲滅合理化する措置 (二十六 試験研究費の額が増加した より合併した場合の課税の

又は法人税額の二〇%相当 年以内の事業の用に供する までの間に取得する省エネ ルギー・公害防止関連設備

売買差益の幅が宅地建物取引業 の宅地の取引のうち、業者の保 益重課の適用除外とする。 いて一定の要件の下に土地譲渡 相当すると認められるものにつ 以下であるなど実質的に仲介に 取引の仲介の場合の適正報酬額 法に基づいて定められた不動産 有期間が短期間であり、かつ、 宅地建物取引業者の行う一定

額を限度とする。)を税額控

三、000万円の特別控除につ 及びその翌年以後三年以内に譲 いた家屋及びその敷地をその用 いて、自己の居住の用に供して に供さなくなった日の属する年 居住用財産を護渡した場合の

、租税特別措置法の 既存の租税特別措置の整理合 税制改正の概要

漁業協同組合合併助成法に

昭五十四年三月三十一日 昭和五十三年四月一日から

場合における重課適用除外要件 体等に対して土地等を譲渡した について、現行の適正利益要件 これに伴い、国、地方公共団

- 記以外の(個人や会

五十三年五月一日から実施する 酒税の税率のうち、従量税率に 三、酒税の税率の引上げ ついて次の通り引き上げ、昭和 最近における財政事情に顧み、

課税物件

納税義務者

石油及び輸入石油製品

取者、輸入原油及び輸入石

国産原油についてはその採

油製品については保税地域

油税を創設し、昭和五十三年六月 財政需要に配意して、次により石

今後予想される石油対策に係る

()•四5% 譲渡価額の 〇・一八% 譲渡価額の

日から実施することとした。

ウイスキー類、ス ピリッツ類、リキ ュール類及び雑酒 ビール、果実酒類 類 等 引上げ幅

しょうちゅう甲類 酒 酒 特 級 六•九% 九•九% 一七・五% 远 : : % 程

から引き取る者については 翌月末日までに、保税地域 及び輸入石油製品について からの移出価格、輸入原油 採取者については毎月分を は保税地域からの引取価格 国産原油については採取場 から引き取る者 三•五%

発 行 所

第一税理士協議会

岡崎寿士 √年極 1,000円 岡田一馬

4的な考え方を要約すれば次のと

貨産の耐用年数の特例 **怠録ホテル業等の減価償却** 

**鳧六万円)を税額控除する。** 

る場合の施設の償却の特例

-場立地法に基づき移転す

昭和五十三年度の税制改正の基一

頁… 昭和53年度の税制改 正のあらまし

二頁…或る弁護士会の歴史 (9

員の機械等の割増償却

のあらま

税負担の不当な軽減を図る事例

社等を設立し、これを利用して

数 (出資総額) の一〇%未満を

特定建築物等の割増償却

**雇用建物等の割増償却** 

いて可決・成立し公布されているところである。 案である。これらはいずれも三月三十一日(石油税法は四月十 か三法案で、地方税関係では、地方税法の一部を改正する法律 及び国税収納金整理資金に関する法律の一部を改正する法律ほ にまとめることとし、ご参考に供することとしたい 「日、酒税法の一部改正は四月二十六日)の参議院本会議にお そこで、昭和五十三年度の税制改正のあらましについて簡単 昭和五十三年度の税制改正は、国税関係では租税特別措置法 昭和五十三年度税制 改正の基極的考え方

0 から、租税特別措置の整理合理 化を一層推進すること。 しない範囲においてできる限り 当面の経済運営の方向と脊馳 内需拡大等の観点から設備投

経済情勢を考えると一般的増

海外投資等損失準備金 プログラム保証準備金

方、中期税制のあり方等からす

れば所得税の減税を行うことも

税負担の公平を確保する見地

るため適切な措置を講ずるこ

五十三年度限りの臨時の措置とし 備投資の促進に資するため、昭和 現下の経済情勢に顧み、民間設 持しつつ、優良宅地の供給促進に 現行制度の基本的枠組みを維 土地譲渡益重課制度について

を次により行うこととしている。 資する等の観点から必要な手直し の要件の下に適用除外とする途 は、優良宅地供給の場合に一定 をひらいているが、その要件の 土地譲渡益重課制度において

制度本来の趣旨にかんがみ、そ 当な軽減を防止するというこの 証券会社の売買による X 分

ととしている。 の税率の引上げ 十三年四月一日から実施するこ を次のとおり引き上げ、昭和五 等に係る有価証券取引税の税塞 株券、株式投資信託の受益証券 Œ 前

昭和五十三年一月一日以後 を受けて新築住宅を取得 償還期間十年以上の融資等 に、民間の金融機関等から 金額のうち三十万円を超え 現行の控除額(最高三万円) る部分の五%相当額 にその融資等に係る年償還 対応する部分を親会社の所得に された所得のうち、その持分に ヘイブン対策税制を実施するこ いわゆるタックスへイブン

トラックターミナル荷扱場 穀物用サイロの割増償却

パナマ、リベリア、香港等がと る国等を対象とする。たとえば、 の実効税率が著しく低い国又は 若しくはわが国法人税に比しそ いわゆるタックスへイブン

となる海外子会社等は、内国法 人又は居住者が全体として発行 その所得が合算課税の対象 基づく認定を受けた中小企業に 関連中小企業対策臨時措置法に 等中小企業対策として所要の措 対して、欠損金の繰戻しによる 置を講じることとしている。 還付について特例措置を講ずる を認めるとともに、円相場高騰 き納付した共済掛金の損金算入 有価証券取引税

中小企業倒産防止共済法に基づ

等一定の要件に該当する海外子 その地において事業活動を行う かつ、それぞれの業態に応じ、 独立企業としての実体を備え、 会社等は適用除外とする。

課税の対象外とする。 正常な海外投資活動を阻害

保有するに過ぎない株主は合算

ニッカウ弁スキ ほんものからは、ほんものの詩が聞こえる。 G黒マイルド&スムース。 NIKKA WHISKY

●よりマイルドに、よりスムースに。飲み やすさに、磨きをかけました。G黒マイルド したブラックフェイスが、新しい目印です。



ずれにも専属すべき性質のものに 提供したるものなるを以て、 い 護士控所は弁護士会全体の便宜に

方法を執るもの」なる旨の念を押

的な有志弁護士の組織を再び作ろ 制度の改革と人権擁護を叫ぶ全国 東京弁護士会を中心として、司法 のなかで、ひらめいたのは、第一 災で大きな打撃を蒙った。この嵐 等苦難が続いた。そして関東大震

二名の準備委員が決定し、はから

との結果、同年三月、まず三十 名を加えて選定すること。 江専一郎の四名に一任し、右四

ずも第一東京弁護士会は初事業と

うということであった。

協

東京弁護士会においてその設

東京区裁判所控所のうち、小

東京弁護士会においてその設備 おいてその設備を撤去し、第一 なる部屋一室は東京弁護士会に

帝国弁護士会の創立

上すべての司法部の提供したる弁

と両会に通告した。そして、「以

新会設立後さらに会館使用問題

三、準備委員の選定は座長花井卓

発起をなすこと。

(9)

れ何度も会合が開かれた。創立委

| 体育協会長として極東オリンピッ

祝電のなかには、折から天日本

名にふやして創立委員に切りかえ

武田貞之助(大阪弁護士総代)

雑誌などの係にわか

### 関 東 大 震災

会長が出席した。裁判所側は、 会長が不在だったので平松市蔵副 第一東京弁護士会ではたまたま原 そこで従来の控所の外に臨時の第 二十一日、両会の会長を招いた。 のいはますますもってあきれる。 緒くたにして使用を禁ずるに及 それにしても裁判所の控所まで | と同時に東京は各地で出火、三日 院構内三階に控所を増設し、第 東京弁護士会専用控所を増設す 東京地方裁判所検事正は、七月 従来の控所の外、新たに大審

なかった。しかし、これも臨時の一(同書)のである。 松市蔵事務所に移さなければなら である。そのため、本会の事務所 地の原嘉道事務所が罹災したこと おかれていた京橋区日吉町二〇番 た。被害の第一は本会の事務所が 関東大震災は大きな打撃を与え 者である磯部四郎も、避難してき で六八、〇〇〇人余。東京弁護士 分を焼きつくした。犠牲者は市内 たって燃えつづけ、東京市内の半 午前七時ごろまで四十二時間にわ は麹町区内幸町一丁目五番地の平 を失った。創立まもない本会にも、 た群衆とともに本所被服厰跡で命 会の重鎮で代言人時代からの指導

ことにし、 この状態が翌大正十三 ため会費徴収のことも見合わせる 出したことはさらに大きな痛手で 生気をとりもどすようになった。 事務所も続々再建され、会は再び 年三月までつづいた。」(われらの を失ったから、会員の三分の二以 死者も一名 (末広良三郎) 出た。 東京復興が進むにつれて、会員の からぬ被害を本会に与えた。その 罹災状況の調査は九月中旬に完了 上に被害があったことになる。 したが、二七六名が自宅や事務所 の岸清一事務所に移転した。 関東大震災は、このように少な 会員のなかから多数の罹災者を

措置であったので、大正十四年七 月十三日、京橋区宗十郎町一番地 閣下並びに諸君、三月十八日

二ヵ月に過ぎませぬ。 併しなが ざいます。而して本日の出席発 ら賛成を得ました発起人は一千 発表せられまして以来、僅かに 起人は四百十四名であります。 た。これは五月二十日現在であ 百九十五名の 多きに 達しまし より発起式を挙行致します。 五十五名でございます。 仍て是 臨席を忝なく致しました来賓百 に我が帝国弁護士会設立の議が 村上貞吉各氏。

座長指名の五名の選考委員に一任 の結果は後刻発表されることにな 治、堀江専一郎、岡崎正也、高窪 挙では、太田資時が動議を出し、 可決された。第二号議案の理事選 則案の趣旨説明をして、満場一致 郎が第一号議案の帝国弁護士会会 が設立趣旨を説明した。ト部喜太 長席につき、発起人総代鵜沢総明 理事一任となった。 薦も、岩田宙造の動議により、 った。第三号議案の名誉会員の推 喜八郎、平松市蔵を指名し、選考 されることになり、座長は井本常 と開会を宣し、塩谷恒太郎が座 (「正義」大正十四年六月) れた。杯を手にした加藤首相が上 揚を攫われ、此度は帝国弁護士会 気嫌で、「君等は日本弁護士協会 の会員招待会が矢継早やに開催さ 午後三時から首相官邸で総理大臣 から新宿御苑拝観、正午から帝国 れたら何と言う名を付けるかね、 努力するさうだが、此次に乗取ら と云ふ名前で新団体を作って亦々 を作って散々苦労した末、鳶に油 ホテルで司法大臣の会員招待会、 に続いた。翌二十五日は午前九時 マア東洋弁護士会とでも云ふか」

原嘉道(第一東京弁護士会長) 来資祝辞が豪華なものだった。 平吉 (司法大臣) 杰(中華民国公使) (地方弁護士総代) (法制審議会総裁 (検事総長) (大審院長) 学ぶべきものがある。 府を拝観し、午後四時から尾張町 きくけじめづけた意義は今日でも くった。これだけの華やな行事を 松本桜で大懇親会を催して締めく 祝賀行事はなお続き、第三日の二 十六日は午前八時から宮中の振天 (前掲書)と冗談をいったという。

岡部長職 小川平吉

富谷鉎太郎 林 行規 大木 遼吉 穂積陣重 徳川 家達 富井 政章 四年の暮にきまった名誉会員は、

小山松吉

尾崎行雄

金子堅太郎 岡野敬次郎

含まれているのは、馬越が若いと

員に実業界の大立物の馬越恭平が

まことに周到なる政治的布石と

き公事師であったことによる。そ

第8

襲った地震のマグニチュードは七

二、準備委員若干名をあげて組織

方法その他一切の準備方針を定

護士会」とすることにきまった。 趣意書も出来、会の名も「帝国弁

月から設立準備委員を一〇〇

斎藤

最

(名古屋弁護士会長)

そして、帝国弁護士会設立の翌一

元田 肇 森作太郎 鈴木喜三郎

するわが国唯一の公事師の記録と

第一東京弁護士会に寄与し、 の訴訟記録「書上仮控帳」は原が

馬越恭平 清浦奎吾 日賀田種太

倉富 勇三郎 松室薮 横田 秀雄

青山幾之助

大正十二年九月一日、南関東を

ること。

体を設立し、機関雑誌を発行す

もって日本全国在野法曹の新団

折しも関東大震災が突発した。

・九というはげしいものだった。

日午前十一時五十八分の第一震

0号

は、度重なる苦難に逢着する毎に、

である。第一東京弁護士会の会員

有志一一〇名が参集し、次の決議 京駅の精養軒に花井卓蔵をはじめ

一、在京および地方同志の連合を

弁護士も発起人になってくれた。

なってどうにか相当数の地方在住 にはいかない。それでも、年末に

末繁弥次郎、ト部喜太郎の起案に

なる会則、名文家江木衷、中島松

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

用を開始したが、念のために、九

ル等什器も運んで八月一日から使 を区裁判所控室に設備し、テーブ

会が分蜂した現在においては日本 東京弁護士会から第一東京弁護士 たことはすでに述べた。しかし、

かぶせて新団体を創立するのはな 会が厳然と存在するのに、それに

弁護士協会にも複雑な影を落して

いる。協会が全国の有志弁護士を

まず地方の有力弁護士の多くは、 かなか容易なことではなかった。

日本弁護士協会の会員である。中

月十五日まで同会の常議員を三名

組に編成し、一組が四日間ずつ

横につなぐ唯一の機関とはいえな

くなったのである。

大正十三年一月二十一日に、東

そのいずれかに直ちに属するわけ

江洪

にしても、地方の弁護士としては

加藤

電話一本を大審院三階控室、一本

\*が成立ち、第一東京弁護士会は

士協会が存在し大いに活動してき

に取組むことになったのである。

しかし、なにしろ日本弁護士協

して新団体設立という大きな仕事

この目的のために従来日本弁護

お役所のキモ入りで、 /休戦協

順番に控室に常駐したという。

"休戦監視団" とでもいおうか、

いかく手間ひまのかかったこと

から燦と輝いていたという。上野 からりとやんで、初夏の陽光が朝 された。この日曜日、夜来の雨が て、帝国弁護士会の発会式が挙行 の会員が役について、大正十四年 団体の新生の門出を印象づけた。 葉の大アーチが飾られ、在野法曹 士会発会式会場」と大書された杉 精養軒の玄関前には、「帝国弁護 委員、式場委員等、およそすべて 員はさらにふやし、発会式の接待 式も盛大で、定刻三時、司会の 斎甚治郎 有馬忠三郎 長谷二太一郎 小山温 川合 安朗 中島松次郎 太郎 土屋理喜治 斎藤葉太郎

理事を代表して花井卓蔵が挨拶し り来会せられたる熱心なる会員 中千里を遠しとせずして遠方よ 午後六時半からの視案で、右の を担ひます 諸君、私は帝国弁護士会を代表 して一言御挨拶を述べるの名誉 閣下諸君、及び会員諸君、就

からざるものあり、誠に羨まし 史を読めば読む程、感異禁ずべ 諸君、羅馬、英吉利の弁護士

弁護士の地位向上を図る

クの開かれているマニラに滞在中 青山幾之助 村田不二三 加古貞 多寅之助 森田卓爾 石橋友吉 木村篤太郎 塩谷恒太郎 荘田要 鉄之介 松本蒸治 福井盛太 小 太郎 鵜沢総明 山口貞昌 町井 た。原嘉道 花井卓蔵 花岡敏夫 の岸清一からのものもあった。 二郎 白川朋吉 平田護衛 大喜 新理事は次の三十一名が選ばれ 大山菊治 多品

任の重大さを説いた。

と名調子で弁護士に課せられた責 び会員諸君の健康を祝します」

帝国弁護士会の発会行事はさら | 六月、早速月刊機関誌「正義」が 名誉会員制の創設である。大正十 理を強調し、同時に弁護士の地位 リ呼吸が合っていたといわれる。 佐した。いずれも原嘉道とピッタ 蔵が理事となったので平松が担当 が翌年度からは理事改選で平松市 はじめ小斎甚治郎がこれに当った 事」とは対照的であった。編集は 下に知らしめ、一般誌化した「録 がしく、品格と学問的水準も高く の向上を高らかに図った。それは 原らは「正義」において弁護士倫 し、堀江専一郎、有馬忠三郎が補 して、帝国弁護士会の主張を満天 発行された。緑色の表紙もすがす って居ると云ふことを世人から認 士会を組織し、司法制度の発達に 等の先輩諸君と共に茲に帝国弁護 其他皇族各位がインス・オブ・コ 第であります。是は英吉利の皇帝 下さることの光栄を得たやうな次 うて御承諾を得まして、今日も既 界の
耆宿其他朝野の
先輩諸君に
乞 目的として居るものであります。 の位置を向上すると云うことをも 貢献すると同時に、吾々在野法曹 俊たぬ次第であります。吾々は此 於て相近きものであることは論を けれども、其の趣旨の存する所に 必ずしも同一であると申しませぬ に其中の数名の方が此処に御臨席 めしめ得るだけの程度には達しな なる制度を設けまして、既に法学 ての例と致しまして先に名誉会員 護士会は我法曹界に於きます始め ければならぬと思ふ。我が帝国弁 トの会員で在らせられる事柄と

べき一頁を作るべき時期なるこ れたならば如何でありませう。 を以て我国文化の高低をトせら 位地は如何であります。若し之 す。而して我国の弁護士史は如 義の神の天使なりとあります。 いことであります。弁護士は正 | 各氏であり、その創設の意義は、帝 思ふております。 し、立法上、司法上見るべき何 とを覚悟し、人間生活を基調と 我々は今が帝国弁護士史の誇る 人権保護の恩人なりとありま

るの機会を得たることは、我帝 の如く作るべく一新紀元を画す 又遠く各地より来集せられたる 馬のそれの如く、英吉利のそれ 会員諸君と共に相共に一堂に会 して我国に於ける弁護士史を羅 今夕閣下諸君の光臨を忝くし |皇帝、皇族を同僚として附合ふべ 御承知の通りバリスターの養成所 |決議案を提案説明した原の言葉に |保ち其向上を期すべし] と題する 待遇を望むことは出来ませぬが、 公式に今の英吉利に於けるが如き ある。英吉利のバリスターは即ち 他の一つの院には皇太子殿下が最 せう、一番上席の会員で居られる。 の院には、一つの院に皇帝陛下が、 たるインス・オブ・コートの四つ 見得る。「英吉利に於きましては の儀表たるべき使命に鑑み気品を 15年4月25日)で「民間法曹は社会 少なくとも吾々自身に於ては英吉 が国に於きましては事情を異に致 あると云ふことになって居る。 きだけの品位を有って居る人間で って居られると云ふやうな有様で れ矢張り皇族が最上席の会員にな 一種の名誉会員と云ふのでありま しますからして吾々弁護士会員が 上席の会員、他の二つにはそれぞ

利のバリスターと同一の品位を有

頭で考え、手でもほれ

そろばんは計数能力を育てます。

### トモエそろばん 謝恩特価(定価4割引き)提供

ります。 机上にな

**トモエそろばん**は、長い伝統と良心の結晶であることを全国で認めら 承知のことと存じます。

に全国の会計事務所にお勤めの皆さまにトモエが特別サ • 字重用 • 生徒用も御指節くたさい。お待ちいたししお

> 東京都文京区本郷5丁目18番3号 公認会計士会館ビル2階(〒113)

一税理士協議会

電話(816) 3346番 振替東京0-159348番



### **卜七工**算盤販売株式会社

一101東京都千代田区内神田2丁目14番3号 ☎03-252-2841代 工場/小野・横田

★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる



発 行 所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電 話 (816) 3346 発行人 岡崎寿士 /1部 100円 目

・頁…「一局複数会制の問題点」 に対する

委員会の見解 二頁…或る弁護士会の歴史(10)

一局複数会制達成準備

一 局 複 数 会 制 の 問 題 点

1. グループ別に分割する場合に何を基準に分割するのか、具体的な歯止めが

従って、人数による制限を加えることが考えられるが、適正規模につい ての理論的根拠が見当たらないのではないか。

分割後の各税理士会の会員獲得競争が激しくなり、税理士会の品位を失 墜するおそれがあるのではないか。

- 税務署管内の支部の数も税理士会の数に応じて増加し、税務署の窓口 が複雑となり、また、関係民間団体の組織にも波及するのではないか。

税理士会の数が増えると窓口が細分化され税務行政上のマイナスが大き

6. 各税理士会の税理士に対する指導監督もバラバラになり、税理士の品位 や質が低下するおそれがあるのではないか。

東京、大阪、名古屋といった特定の国税局管内の税理土会についてのみ グループ別による一局複数会制を認めると、他の国税局管内の税理士会か ら不平が出、結局は全国に波及することになるのではないか。

非常に先鋭化された税理士会ができる可能性が強く、日税連の運営がよ り一層困難となるのではないか。

地域割で分割するとしても、現在でも狭い区域の東京会を細分化するよ うな意味があるのか。

大阪合同税理士会は、昭和39年に5つの税理士会が合同して設立された のであるが、これをまた分割することは、税理士にも税理士会にも抵抗があろ

局複数会制の要望は、穏健な考え方の税理士が自主的に結合して新しい組織を作ろうとしている のである。したがって、理論的な基準は"自主的な同志的結合"であり、現行の強制加入制ではせめて入会する会を選択する自由があって然るべきである。具体的な歯止めは、たとえば現在3,000名を超 える会は新会を作り得ることとし、新会は当初1,000名以上を擁さなければならない、というような歯 止めを設けておけばよい。なお、最終的には上記の要件を満たした上で国程庁長官の承認・許可を受 けるわけだから更に歯止めがある。

適正規模とは、普通物理的に運営可能な範囲内であり、たとえば東京税理士会の現状は物理的にみ て専門職業人としての組織運営が可能な限界を超えているから事実上適正規模でない。一局一会で強制加入という制度がきまった税理士法改正の当初は東京税理士会の会員1,986名、合同前の大阪の税理 士会は1,477名(昭和32年3月31日現在)であった。当時この制度は税理士会を強化し管理運営に有効適 切に作用した。その後、会員数は漸次増加の一途を辿り、昭和41年には東京税理士会4,394名、大阪合 同税理土会2,806名であった。その頃までは両会とも会務の運営はほぼ適正に行われた。しかし、それ 以後更に会員数は増加し東京税理上会は10,000分に達しようとしており、しかも東京税理上会は各種グループが複雑に入りまじり、一部活動家の組織壟断によって会員の声は内外に反映されず、政官界 ・友好団体等との信頼関係も失っている。これを改善するには大乗的見地からの自主的結合 しかな く、したがって、適正規模の "理論的根拠"、も "自主的な同志的結合"である。組織の基礎はすべて 人間の信頼関係を基盤にすべきものであり、適正規模の概念は相対的価値判断である。そこで実務的 に適正規模を具体的に判断すると、前述の如く会務が適正に運用されていた昭和41年頃までの実績あ る会員数が示すように、組織運営が物理的に可能な範囲内としては3,000名くらいが限界という結論に

部の活動家の組織壟断によって現に税理士会の品位を失墜しているから、この状況を改善し品位 を向上させるために複数会によって新税理上会を組織しようとしているのである。税理士会は、職業専門家としての倫理を持つ税理士会はの集まりであり、すでに各グループが会内に組載されているから実際問題としては会員獲得競争の余地はない。但し、会と会との切差琢磨の機会がふえ、会としての適正な競争関係が発生するから、それによって自主的な会員の移動が考えられるが、それは会員の 倫理感の高まりのあらわれであり、税理上会全体の品位向上を意味する。たとえば、東京における三 つの弁護士会には会員獲得競争もなく、自主的に適正な組織運営がなされていて何らの弊害がない。

複数の会の支部が複数になったとしても、現に内部に各グルー 部分の支部では税務署管内の同じ税理士会員として協力関係を保持しているから複数の会が正式発足 した場合は、あらためて各支部協議会を組織し運営すればよい。弁護士会の例にみられるごとく支障 はない。現在、幾つかの支部では支部常会の出席率が低下しているが、これは一部活動家による組織 壟断の影響であり、各会支部ができれば仲間意識から出席率が向上するから、その支部協議会と税務 署との協力関係は円滑になる。すなわち、複数会になっても幾つかの会の支部をまとめて支部協議会 全体としての窓口一本とすれば窓口は簡素化し、税務署の意向は容易に多数の税理士に浸透して、行 政効率のあがることが期待される。 本を置さない未端の改善はない。 また、関係民間団体の組織にも 波及する云々は、税理士会と関係民間団体とは全く異質のものであり各会はそれぞれ自治能力を有し ているから杞憂である。

税理士会が増加するとしても、腹をわって話すことのできる各税理士会ができるわけだから、行政 当局の指導及び各税理士会との話しあいは円滑にできるはずである。

各税理上会の指導監督は主体性をもって指導することによって、より適正な監督機能として浸透し、 会や制度が更に発展して品位や質が向上する。価値観の多様化する現代においてはなおさらである。

局複数会制とは、まさに制度の発展を志向するものであるから、"自主的な同志的結合 <sub>"</sub>と による歯止め、の条件が満たされれば、全国に波及してもよいはずである。実際には、東京、大阪、 名占屋以外にその条件を満たす会は当面見当たらないから杞憂である。

**現在のように穏健なる会員が多数存在しているにもかかわらず、日税連においては一局一会制のた** めに一部単位会の議決権が統一行使されて全体として先鋭化された方向にひきずられ、日税連の運営 は極めて困難となっている。複数会は、その先鋭化を緩和しようとするものであり、複数の会とし て先鋭な会を牽制しようとするものである。穏健な会員の意志が正常に日税連に反映するとき、日税 連の運営は正常に発展することになる

- 局複数会制の精神は以上述べたとおり、自主的な同志的結合による正常な税理士会の運営を目的 としているものであるから、地域割りは全く意味がない。

他の会の問題については、基本的には当該会の自主的判断にゆだねられるべきものである。しかし ながら、先にも触れたように昭和39年の大阪の合同は昭和31年改正の指導方針に基づくものであり、 当時は合併することにより適正な会の運営が行われていたが、その後事情が変化して会員数が急増し ているから、大阪においても東京におけると同様に正常なる会運営が至難となって自主的な同志的 結合による複数会制の要望が胎動しつつあると聞く。したがって、大阪の税理士や税理士会におい ても多数は複数会に賛成であろう。

結び……かくして、現状のままで放置することは、将来税務行政上必ず禍根を残すことを憂慮し、 大局的見地から、今こそ一局複数会制に踏み切る最も適切な時期であることを強く要請するものであ

会を設立しようという一局複数会制実現運動に対して「一局複数会制の問題点」なる素朴な疑数会制選起されているので、一局複数会制選成準備委員会は左記の見解を発表した。

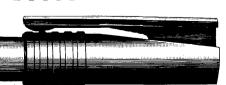
### き味が驚くほどなめらか!



●水性インキとボール チップの組み合わせで 書き味なめらか。







●インキ色 黒・赤・青 各色1本 ¥100

水性インキとボールチップ使用の、軽くなめらかな書き味。キャップも ボディも、あざやかなグリーンで統一したボールPentelは、スムーズな 書き出し、軽いタッチ、インキのボテ知らずのペン。伝票・書類書きな ど事務用に最適です。筆記量も抜群、反射コピーも鮮明にとれます。 多べんてる株式会社

員の福井盛太は、所要経費の募集

息見をたたいてみた。 また特別委 梁事務所の工学博士桜井小太郎の

あったのでバラックを建てて一時

りの弁当屋、理髪店、売店などが

**力法についての構想を練った。更** 

供することにした。実行委員は募 移転させ、後に適当な営業場を提

金方法について協議を重ね、目標

いて司法省の関係筋をあたってみ

額一五万円のうち、五万円を通常

寄付とした。そして会員一人につ

ブランをまとめることができた。 じめに至って、次のような大略の

き一二五円ずつを割当て、残りの

税 協 館』を建設したいと思っていた。 京弁護士会館の共用を拒否されて から「吾々会員ハ本会ニ於テ適宜 館建設につき懇談している。そこ を感じ、何とか早く "われらが会 ている。原嘉道会長はいたく責任 会員は不愉快な、不便な思いをし 人正十三年十月八日の常議員会で 、同年十月十八日、会員持田訣ら 会館については、分割以来、東 重要事項懇談の件として、会

て、実現へ第一歩を踏みだすこと すべての会員の熱烈な支持をうけ た。会館建設の事業は、こうして になった 切の事項を一任することも可決し いうことになった。同時に実行委 館建設はこの線で進行すべし、と 員若干名を選び、建設に関する一 に諮ってみると、満場一致で、会 岩田宙造委員長、豊原清作、山

保した。このなかには司法省出入 ス ケ亙斯並ニ水道ノ配管設備ヲナス 化シテ市設下水ニ放流スルモノト 水処理槽ヲ設ケ便所汚水ハ総テ浄 便所ハ総テ水洗式トシ後庭ニ汚 暖房ハ温水暖房トシ地下室ニセ

名を選んで、だいたいの建築案を

▼常議員のなかから特別委員一○

試練である」 とある。 そして 「ま 本会に課せられた、最初の大きな すれば、相当の準備と決意をもっ

に臨まなければならない。これは

通しをたててみることにした。

) くり、 それが可能かどうかの見

接室及食堂ヲ設ケ三階ハ大小二個 各室二放熱器ヲ配置ス、尚一階ニ シ屋上ハ夏季使用ノ便ニ供スルノ クショナルボイラー一台ヲ据付ケ 使室、供待室、物置及機関室ヲ配 ハ談話室、応接室及事務室ヲ置キ ノ会議室トシ、地階ニハ厨房、小 二階ニハ図書室、図書閲覧室、応

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可) 十二月十五日の常叢員会にこの建 を添えて会長あてに届いたので、 業である。かなりの規模の、はず 立ちなおらない本会にとって大事 に、「それにしても、会館建設のこ については「われらの弁護士会史」 議がとりあげられ、会館建設計画 也」との建議書が一〇三名の署名 レンコトヲ要望シ茲ニ 建議 仕候 かしくない程度のものを建てると が進められることになった。これ ノ方法ヲ以テ速ニ会館ノ建設セラ 震災の打撃からまだ完全に

月十五日の定時総会にかけて会員 仰ぐしと

ル、サッシュヲ使用ス、内部ハ一

の実行委員は四月七日の第一回実 郎、小川馨(以上会計担当)理事 市麹町区西日比谷町一番地司法省 開始し、まず、四月十六日、東京 行委員会を皮切りに活発に活動を らを擁する五〇名に及ぶ会長指名 野井亀五郎、三谷錦太郎(以上建 構内に国有地一五○坪の敷地を確 **築**担当)、有馬忠三郎、長谷川太一 紙張リ、床リノリウム敷トシ、窓階以上各室共大部分漆喰天井、壁 ニハ大理石腰羽目ヲ設ク カーテンを付ス、玄関及一階広間 各階配膳室ニハ食器リフトを設

英国法学院印刷画

昭和53年5月 | 5日(月曜日)

館

を

建

設

す

なく帝国弁護士会を盛大に創立し 第一東京弁護士会は、発足間も一 一、敷地は司法省所管の国有地の

、この経費はすべて拠金でまか 内部設備費を加えて約一五万円 室付三階建とする。その範囲な と 接する相当坪数の借用が可能で ら建築費は約一〇万円、それに あるので、ここを候補地とする うち、東京弁護士会館の北に隣 建物は建坪八〇坪以内にとど 鉄筋コンクリート造、地下

てみよう。

三階建 鉄筋コンクリー

-ト構造

建坪

二百八十八坪 七十一坪三合

一階 七十一坪三合

そこで、この案を大正十四年三 て、その余は会員有志の寄付を ない、一部は会員に均等に割当

ルタル塗仕上ケ、窓ハ総テスチー 間ニ打込ミ其上ニ鉄筋コンクリー 部鉄筋コンクリート造トシ、外部 壁、重要間仕切壁、床、屋根共全 堀下ケ長二間ノ松丸太ヲ三尺五寸 ハ腰人造石張付ケ其他ハ色付ケモ ト造基礎ヲ築造シ、建物ハ柱、外 基礎ハ建物下全部地盤ヨリ七尺 軒高地上四十四尺五寸 屋上突出部三坪八合 地階 七十一坪五合 階 七十坪七合 七十坪七合

結果申込及其払込アリタリ トシ、総会員ニ其旨ヲ通知シタル ハ有志会員ノ特別寄付ニ仰クコト 五円宛平等ニ寄付シ、残金十万円 万円ハ総会員ニ於テ各自金百二十 金二依リ支弁スルコトトシ、最初 概算金十五万円ト予定シ、内金五

特別寄付金十三万九千百円也 通常寄付金四万六千五百円也 **合計金十八万五千六百円也** 岸凊一君寄贈品

特別寄付 通常寄付 金一万七千六百七十一円也 **桑大万四千五百六十六円也** 中村兵之助寄贈品 昭和二年三月五日、第一東京弁

厳

粛

に

開

館

外預金利子 金十万二千二百三十七円也 金皆七十五円三十四銭也 護士会館開館式が厳かに挙行され 式は万事質素にとり行われた。

万二百十円九十一銭也ハ一時之ヲ 第百銀行ヨリ借入レ其支払ヲ完了 記建築費ノ支払ニ充テ不足額金二 依テ右払込額及其利子ヲ以テ前 くの一月下旬に開館式を行う予定 天皇崩御の諒闇中であったからで たのも、直前の帝国弁護士会創立 あった。実は建物引渡し後間もな がするわけであるが、それは大正 の際の華やかさに比して意外な感 落成祝賀式といわず開館式と称し

| 経過をのべ、協力を得た各方面に | ことであろう」 云々。

員に寄付依頼書が発送された。 仰ぐこととし、同年七一月、 <10> 套 月一日に着手、同年十二月二十日 決定した。清水組は大正十五年五 結果、八六、〇六六円で清水組に 清水組、大林組、 三神為吉五社に 後三月に、銭高組、竹中工務店、 担するということで、大正十五年 人札させ、各工事見積書の検討の 一月の桜井建築事務所の設計確定 東京弁護士会は費用の一切を負

建築設計はすでに八月三日桜井一会館工事は完成した。

の 建 築 概 要

会

館

のなかから、会館の建築概要をみ 長に提出された「会館建設報告書」 参考までに、実行委員長から会 地階付 報告書」をみよう。 「建設費用ハ合計十二万二千六百 一十三円二十五銭ニシテ其内訳左 建築経費に関しても「会館建設

金七千五百十六円五十銭 銭…内部装飾、家具、書棚代金 金一万四千三百八十九円二十六 金八万八千二三四十四円四十四 原嘉道君寄贈品 は次のとおりである。 日)によると、その品目と寄贈者

金一千七百六十八円八十三銭 金一万七百四円二十二銭 …司法省所管建物取毁及新築費 芎 二 一、 書籍 二 子八 百二十三冊 内訳 邦文書 五百九十六冊 英文書

建築費用ハ全部之ヲ会員ノ寄付 ţ 六、獅子洋画 乓 吗 八、アルプス写真画 天鳶絨織風景画 児玉果亭筆柏蔭山棋図 増田牧山筆聖徳太子像(御物 穂積陳重博士胸像台付 書架 独文書 壬二三八十一冊 二架

十、日本海々戦写真画 九、風景印刷画 平松市蔵君寄贈品 一、中村不折氏書 (東郷大将 額面一個 額一個 額面一個 収分が若干残っていたが、それら 申込まれた建設寄付金のうち、未 委員にゆだねられることになり、

掛軸一幅 額面六個 長い間会館建設に携わってきた実 った。 輝やかしい開館式を待つのみとな 委員長が報告書を提出し、全委員 の最後の会合が開かれ、岩田宙造 の残務も会館委員に引継がれた。 が承認して、会長に手渡された。 昭和二年三月三日、実行委員会

式

辞のなかで会館建設に至るまでの 嘉道が式辞をのべた。原はこの式 例によって「われらの弁護士会史」 集会室で始まった。総会の模様は に行われた大葬後にすべて引延ば であったのが、昭和二年二月七日 「秋山襄の司会で、最初に会長原 式は午後二時二十分から三階の | 思いもこの日の原の胸に去来した 情を一にした人たちである。 れることはあるまい。そのような は、この建物を舞台として演じら 大きく綻びていたはずである。

すことにしたからである。

建築事務所に正式に依頼されてお 工事一切は司法省が行い、第 開

館 式 を

**議員会記録〈昭和二年三月二十五** ならっていろいろ持ってきた。常 各室に掲げた。他の会員も会長に 飾るため絵額の類を自邸から運び 付し、書架も寄付した。会館内を 災保険会社との間で一〇万円の保 引度されたが、内部設備を整える 険契約がなされた。 建物は確かに ため引越しに若干の日を要した。 まず原が大量の蔵書を会館に寄一 完成した建物には、東京海上火 | ことに原の植木は長い間の自動車 用全部」とあって、原は会館の周 | 六本、及ヒ之カ移植ニ要シタル費 | 寄贈、植木、高野槙四本、同上椎 二、王乃世履氏書 りの植木も寄贈している。残念な 四月十五日)によれば、「原嘉道君 関脇に二、三本気息奄々たる状態 の排気ガスに傷められて、今は玄 一、邨石田木彫画 なお、常議員会記録(昭和二年 額面一個 一式を迎えたことになる。それがい ら数えると、わずか二年余で開館

宙造、穂積重威、豊原清作、小川 実行委員のなかから選ばれた岩田 けにはいかなかったらしい。 で残っているに過ぎない。 時移転させた弁当屋にまかせるわ に食堂が営業開始したが、この 事務所から引越してきた。まっ先 馨、大山菊治、有馬忠三郎ら会館 られ、使用開始後の会館管理は、 経営は日比谷松本楼で、さきに一 使用開始となり、事務所が岸清一 とうして昭和二年二月二十一日 会館の使用規則が平松の手で作 治44年1月にやっと開館式をあげ 十分であろう。このようにことが したこともあって一〇数年後の明 て以来、磯部会長時代に一時停滞 33年三好会長時代に募金を開始し 長時代に建設の議がおこり、明治 士会館の場合は、明治30年岸本会 ている。この事実を思いおこせば かに早いものであるか。東京弁護

三青八十八冊 吾七十八冊

宙造 (実行委員会委員長)、有馬忠 | のである。 それと同時に、 建設事 業の中心となって働いた原嘉道 身があったことを忘れることがで 三郎(実行委員会理事)、豊原清作 (会長)、平松市蔵(副会長)、岩田 な活力が、この事業を完成させた ける本会を包んでいた燃えるよう とはいうまでもない。草創期にお 意思の統一があったからであるこ 順調に運んだのは、会員の見事な (実行委員会理事)らの努力と献

きない。もしこのことがなかった ができる。しかもここに集まる会 員は、原の期待どおりの思想と感 の本拠として自由に使用すること ることもなく、会員はここを活動 員の顔は、例外なく喜びに輝いて っぱに完成したかどうか。 ら、会館はこんなに早くしかもり いたであろう。わけて原の顔は、 もうこれからはだれにも遠慮す 無事開館式を終えたこの日の会

更ニ右設備等ヲ補充追完シ併テ維 ルニ依リ、今後払込未済部分ノ収 及家具等ハ尚不充分ナルヲ免レサ 入ヲ以テ借入金ヲ返済シタル上ハ

シタリ、然レトモ会館内外ノ設計

待

「持資産ノ一部ニ充テントス」 義人、岸清一の各一万円だった。 田宙造、原嘉道、花井卓蔵、高根 因みに特別寄付金の大口は、岩 つ

深甚なる謝意を表明した。そのあ

牧野菊之助)、検事総長小山松吉が 業報告を行ない、ついで設計監督 辞にうつり、司法大臣江木翼、大 の任に当たった桜井小太郎および と実行委員会委員長岩田宙造が事 状を贈った。それにより来賓の祝 審院長横田秀雄(代理大審院部長 工事請負の清水組に本会より感謝

のうちに午後5時過ぎ散会した。 10月18日のことであった。それか 設の建議があったのは、大正13年 の饗応が各室で行なわれて、歓談 そのあと来館者一同に対して立食 い、午後3時20分閉会した。なお つぎつぎに立って会館の落成を祝 ふりかえると、会員から会館建



そろばんは計数能力を下

### トモエそろばん 謝恩特価提供

そろばんは電卓を駆逐しております。机上になくてはならないものの一つが そろばんです。

**トモエそろばん**は、長い伝統と良心の結晶であることを全国で認めら れております。それは、皆さまは日刊紙やラジオやテレビの全国ネッ 承知のことと存じます。

今般、特別の関係がございますので、公認会計士・税理士の皆さまならび に全国の会計事務所にお勤めの皆さまにトモエが特別サ いたしました。ぜひ、御注文を下記あてにお申し出でください。

> 東京都文京区本郷5丁目18番3号 公認会計士会館ビル2階(〒113)

東京公認会計士協同組合 電話(815) 3423番 振替東京2-157300番

### **卜七工**算盤販売株式会社

〒101 東京都千代田区内神田2丁目14番3号 ☎03-252-2841代 工場/小野・横田

一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の 正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



発 行 所

### 第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 /1部 編集人 岡田一馬 √年極 1,000円/

で開始され、兼山金刀圀副会長の

複数会制の実現においている。一

ゆる努力を尽して来たが、未だ正

一る。国会では与野党を問わず賛成

常に税理士会の正常化にあら 局複数会制実現を称えて来 目 次

·頁…第10回定時総会報告、尖 鋭化を懸念する問題点に 対する一局複数会制達成

二頁…或る弁護士会の歴史(11)

第10回足睛

**電承認の件は下田友吉副会長が説 ≧目の監査報告を受けてこれも満** 年度収支予算案承認の件は一括 第一号議案/第十年度決算報告 し、須崎孝美律監事の適正であ

尖鋭化を懸念する問題点に対する見解

Cれるように、と挨拶した。

税理士協議会は慎重に折角活動 会の立場を明らかにしつつ、第

総会の議事に移り、会則により

委任状

立った岩井敏副会長は、

日本公認

沢修治会長代理として来賓挨拶に

次いで日本公認会計士協会の尾

9る」というもの。

米ないが期待が持てる。今後益々

-局複数会制が実現すると、非常に尖鋭化され た税理士会と穏健な税理士会ができ、かえって尖 鋭化された会が活発になり、制度運営が困難とな る問題がでるのではないか。

題

点

問

見

**짒立を宣した。 議事録署名人に土** 

していることを確認し、総会の 本人出席合せて総会の定足数を 「崎会長が議長席に就き、

**徳栄夫、池田洋次郎の二氏を指名** 

報告事項の第十年度事業及び会

明に立ち、満場一致承認された。 76報告の件は岡田一馬副会長が説

> たとえば東京税理士会の場合、現在そのものが尖鋭化している。現 状において、大部分穏健で正常な意見があるにもかかわらず、一部過 激で活動的な分子のため常に混乱し、特殊法人としての当事者能力を 疑わしめる好ましからざる決議を強行している。税理士法上異なった 意見があるのに10,000名近い会員の意志が統一行使されるのが現状で あって、明らかに少数支配的組織運営であり、一部の活動家の組織壟 断といわざるを得ない。末端の会員の声は久しく会に正しい意見が反 映していない嫌いがある。われわれは税理士会の内部にあって正常化 に長年努力してきたが、もはや税理士会の現状における正常化は困難 である。仮に役員選挙で尖鋭分子に勝ったとしても、彼らはアウトロ – 的なフラク活動を展開する体質を有しており、ますます泥沼化する に至るであろう。強制加入制を採用する現法上なら、会員自ら入会す る会の選択権が与えられてもよいと考えている。

> 2個以上の税理士会に分割することによって、少なくとも穏健な思 想・施策を構じられる会が出てくることで、仮に過激的な分子のみの 会が残っても、多数会員の正しい意見による会でそれを牽制すること ができるから、より正常化に役立つはずである。自然的に陶汰され分 蜂されている弁護士会の複数会(東京弁護士会、第一東京弁護士会、第 二東京弁護士会)にみるごとく自然に会員数も配分され、会の運営も 何等支障なく現状に至っているのが好例であろう。一局複数会制によ る新しい税理士会が成立したら穏健で正常な意見を日税連に反映する ことができる。尖鋭化した会を牽制し封じこめることができるばかり でなく、お互いに切磋琢磨し、正しい方向に制度全体をもっていくこと

との心配等にしばられて来てい あるが、それは新税理士会成立後 局複数会に対して理論的な反対は 常化は成らず、究極の目的を一局 ので、心配される諸問題に対する 理士法改正問題小委員会が出来た めている。自民党財政部会内に税 慮しつつも一局複数会の必要を認 しており、税理士会では東京税理 われわれの見解を配り説明に赴い 士会執行部の一部に反対があると たりしている。日税連の基本要綱 に基づく税理士法改正なるものは われわれ 若し次の

常に尖鋭化された税理士会が残っ 制度運営が困難となるのでは 局複数会制が実現すると、非

楽観は出

一ある。 **|ないか。それについてはどのよう** に考えたらよいか、 これに対し、 、一局複数会制、という懸念が

達成準備委員会では、 見解を発表した。

次のような

員会の実情を見て次の国会まで見 喚問にふれたのち「一応小渕小委 なされた。同氏も小渕小委員会の と当局・国会方面の活動報告」が 情勢は微妙であ 一提案を抜き出して貰えるようあら

者の面上は明るかった。

から「一局複数会制運動のその後

ているのでなかなか日の目を見な 点を含み、税理士会内部も混乱し 正運動は範囲が厖大で多くの問題 いだろう。その際は一局複数会制 現に大きく近づいた希望に、

いているので、弁護士会のように 声が膨湃として起っている。 なに るが、とにかく東京税理士会の場 一つ三つの会があっていいとする

の総会であるだけに、或る種の落ちつきと希望の意気が満ちた総会の雰囲気であった。第十回定時総

会の模様は次のとおりである。

交じえて、ささやかなうちにも和 隆之日本公認会計士協会東京会々 長、添田正夫、中島時男、勝山公 やかな懇談会が催された。まだ予 夫、加藤和男氏ら各界のお客様を 大竹浩東京税理士会副会長、 続いて、寿司店二階において、

グもある。努力しよう」と結んだ。 ゆる努力をする。 通知公認会計士会との関係につい 三輪三郎副会長の閉会の辞で総会 て若干の質疑が交わされたあと、 このあと、第一税理士協議会と 政治はハプニン

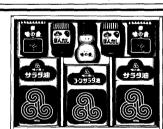
B mark キッチパレスの似合う興さん、好き



2,000円(B-20y)



2,000円(H-20y)



3,000円(B-30y)



5,000円(G-50y)

素敵な食卓をつくる贈りもの

味の素KK気の

深い関心を持ち、援助をつづける

図書室の充実は、まさにそれを

意ヲ表ス

満場異議ナク之ヲ承認シ感謝・

いたという。そして会館の整備に みつけては会館に姿をあらわして 着をもち、 退会後も何かと機会を

寄附セラル、之カ受納ノ承認

生の蔵せる幾多の正義の神のう ち、其最も優秀なるものを選び

伯林に於て之を売る店の名まで

り、同会館の図書室は、原の寄贈 示している。前号にも述べたとお

の会員は少ないかも知れないが、

なく発揮して居る。余はいつも

さすがは何ともいはれぬ傑作で

今日、この像の由来を知る同会

出席の方々が御遠慮であるの

れていると云うような気はしな 御客様になって諸君から歓迎さ の家にでも居るやうな心持で、 すると云ふことは、何だか自分 ました私が、諸君と此処に会合 所にして利用する位の考で居り

いのであります。実は先刻も御

か、或は異った言葉で云えば狡

実は心中では此処を自分の事務

は諸君と共に某建設に努力し、 立以来の会員であり、又此会館 私は諸君御承知の通り本会の創

協

第一東京弁護士会館で開かれた時

### 室 の 充

义

消し、以後原は弁護士に復帰する ことはなかった。 ら去った。たまたま、翌四月、原 末日に任期が到来して、創立以来 五日、原司法大臣就任祝賀会が、 は田中義一内閣の司法大臣に任ぜ 第一東京弁護士会の原嘉道会長 かし原は、昭和二年四月二十 同会々館の開館式直後の三月 それを機に弁護士登録も取 本を契機として開設されたのであ がうことができる。 らしめたのである。 付を継続して、より完全なものた 五日の「常議員会記録」からうか るが、原は退会以後も私蔵書の寄 この模様は、昭和二年十二月十 サレタル洋書和書計三千二百 原法相ヨリ今日迄本会へ寄附

催で「原・花井両博士表彰式」が

京弁護士会および帝国弁護士会主

その返礼として同年九月に五一九 行われ、この模様は後述するが、

諾ノ決議ヲ経タルモ爾余ノ三 十三冊に就テハ本会に於テ受 シタシト述っ シ同氏ニ謝状ヲ送リ礼意ヲ尽 百九十三冊ニ就テハ未タ受諾 十六冊ヲ算シ其内ニ千八百二 /決議ヲ経ス、其書目ハ別紙

満場異議ナク之ヲ承認ス 結局、さきの<br />
寄付分と合計する

> 一その後も三冊、五冊と断続的に続 にそれを記録している。 き、その都度常議員会記録は忠実 はそれだけにとどまらなかった。 る。ところが原による蔵書の寄贈 と三、二一六冊の多きに達してい 昭和六年四月二十五日、第一東

和二十年の戦災で原邸は焼失した 稀観本として今や他では入手不可 現存するそれらの書籍のなかには 能なものが多数見えるという。昭 六年十月号の「正義」にはその目 なかったら、これらの価値の高い から、若しこの時原が寄贈してい は四、〇〇〇冊を突破した。今日 冊の大量の寄付をしている。昭和 書籍は永久に同会員の眼にふれな 結局の結局、原が寄贈した書籍

いものとなっていたに違いない。 であるが、晩餐会に出席すること のような晩餐会を会館で開いて、 を聞き、友人と交わり、礼・智・ を義務づけた趣旨は、この間にお 信の徳を涵養することにあった。 いて礼儀作法を習い、先輩の訓話 いったような悪口もきかれたそ 食べ通してバリスターになる って穴を貫くように、ディト この制度に原は大きな魅力を感 会館が竣工した暁には、こ

うひとつ晩餐会を制度化するため 分の思うように開設できたが、も 実現しなかった。図書室はほぼ自 晩餐会はついに原の在会時代には には、時間切れとなったわけであ 和二年四月限りで退会したので、 しかし原は、会館落成直後の昭 このように、その運営は自由に

ところが原の意向を引きついで

午後六時半一般会員定例懇談晚

義 像」 の 由 来

正

第一東京弁護士会館三階集会室 | 当時は会員間に広く知られ感動を

司法大臣原嘉道君ヨリ石像並台 称シ欧州ニ於テ法律ノ神トシ 於テ態々独逸伯林ヨリ取寄セ テ尊崇スルモノ、今般法相ニ 石像ハセンナー(法律神)ト れたもので、先生から親しく伺 が特に伯林に注文して寄贈せら たる此像の由来を紹介した。之 因む正義の神の本体に就いてで 感を述べた。それは本誌の名に うところに依れば、故穂積老先 ある。余は先づ吾会館に飾られ は今更いふまでもなく、原先生 **余は大会の席上、簡単なる所** であった。

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

感じがするのでありまして…… 兄弟に会ったのと同じやうな

(「正義」 昭和二年五月号「帝国

君と会するのは恰も郷里へ帰っ

共寄附受諾ノ件

副会長秋山襄君

じありますから、此処へ来て諸

君、こっちへ来給え」と云はふ 寄りになるので、思はず、「諸 避けて、あちらの方にばかり御 いのであるか、此のテーブルを

ものである。

を飾る「正義像」も原の寄贈した

呼んでいた。それは、昭和五年四

国弁護士会の設立に際して名誉会

である。

こして、ああ今日は御客であっ になと思ひ付いて口を閉じた位

会記録」は、その経緯を次のよう

一書のなかに明らかである。

士大会に出張した天野弘一の報告

月二日、佐賀市における九州弁護

昭和二年九月十五日の「常議員

に述べている。

弁護士会懇親会並新旧大臣政務

15 日 を実現させたから、原の念願はみ 第二代会長岸清一がほどなくこれ のったことになる。これについて は、常議員会記録(昭和2年6月

餐会ヲ開ク

裁判所監督判事三輪智の歓迎会を

会食ではない。制度の明日を論じ

黎

談

会」

実

現

士会史」に次のように詳述されて 晩餐会に原型をとるものである。 機関たるインズ・オブ・コートの ギリスにおけるバリスターの養成 懇談会の実現である。それは、イ これについては「われらの弁護 原の偉大なる功蹟のいま一つは

オブ・コートに籍をおく学生は、 ことが修業の必須条件となってい ここで**開かれる晩餐会**に出席する 「広く知られるとおり、インズ・

る。そのため「鼠がチーズをかじ 第一回である。

ようとした。会館建設に先立つ帝 会員相互の親睦と向上の手段とし 一もその講演や演説の重なるものは 第一東京弁護士会機関誌「正義」 会」という呼称に定着した。しか か「定例懇話会」とかと称してい 向に影響を及ぼす存在となったの 響を呼び、常例懇談会は制度の動 に掲載されたので、会の内外に反 たが、いつの頃からか「常例懇談 懇談会は初め「懇談晩餐会」と 理

会館に招いて、食事を共にしなが 員制を作ったのも、この人たちを ら講話をきくのがひとつのねらい は第一東京弁護士会の定時総会、 開くのが原則だといっても、三月 は開かれないことが多く、また八 月は暑い季節であるので休会とし の行事があるので、これらの月に 六月は全国弁護士会長招待会など 「ただし、懇談会は毎月十五日に 四月は帝国弁護士会の通常総会、

都合のつく限り出席して、自分が 種を播いた懇談会の成長ぶりに眼 操作されたが」(われらの弁護士 を細めていた。

昭和六年二月十六日の新任東京

想 ح 現 実 ح

ような挨拶をしている。 さるといふことの為めでありま 時でも常に是位の多数がお寄り ます。この会館を造りましたの になることを希望するのであり し私は斯ういふお客さんのない なる為めであると存じます。併 監督判事の如き御客様が御出に あります。是は西郷所長や三輪 い非常に多数の有力者の諸君が お集りになりましたとのことで に沢山お集りになって御懇話な 本日の懇談会には何時もにな 会員諸君が毎度斯ういふ風

す。(「正義」昭和六年四月号「新 ず、この会館建設の趣旨に鑑み ならぬといふことで実に怪しか 所長・監督判事歓迎会兼定例懇 盛会になるやうに希望いたしま られまして是非共常に是以上の す。どうぞお客様の如何に拘ら らぬことだと考えるのでありま 制度の上に果たした功績は小さか の重要な行事として継続しており らも、とにかく第一東京弁護士会 らぬものがあった。 しかしながら、戦争の暗い谷間

兼ねた常例懇談会では、原は次の す。今承れば毎月のお寄合の時 には、この半分位しかお集りに す。 と塩谷恒太郎が賛成しており、 (前掲誌)

原にしてみれば、懇談会はただの どというのはまずいのであるが、 | であった。それでも原らは、司法改 を、果敢に進めるのである。 開かれなくなってしまった。これ 会は断続しはじめ、遂にまったく に昭和時代が落ちるに及び、 の正義の心の原点をなしていた 六月号「九州弁護士大会記事」 心地がする。(「正義」昭和五年 見とれて、しばし去る能はざる 此女神の前に立つと、つくづく とのように会員に親しまれ、そ

正義像」であったが、何しろ石 哲郎の発意で専門家の手により修 昭和四十四年夏、時の副会長小林 持物の剣や秤も散じたりしたため 来り会する人々の見るところのも 復された。それが現在同集会室に |

 $\langle 11 \rangle$ 

出席者別項ノ如シ 岸会長ノ挨拶 此懇談会ハ本年初頭前会長時

これが本会における常例懇談会の とあることで明らかであろう。 計リタシ 但シ七、 見ノ交換ヲナシ事務ノ改善ヲ 将来ハ帝国弁護士会員及司法 代ヨリノ懸案ヲ実行シタルモ 官ヲモ此会ニ招キ懇談的ニ意 ノニテ毎月半頃定例ニ開催シ

その次に常例懇談会が開かれた一る」云々。 も帝国弁護士会の名誉会員であ ことはいうまでもない。 なお土方

法にねらいを合わせたものである 審制度』の話をした。この年の十 方寧が招かれて『英国における陪 月二十日開かれた。このときは十 会の資客となったのであろう。 りして弁護士志望だったという。 そんな関係から、このときの懇談 京大学の同窓生であり学生時代の 話をきいたのち食事を共にした。 月から実施される予定である陪審 石井は増島六一郎の事務所に出て 次郎から 『国際連盟について』 の 名誉会員である。 石井は外交官であるが、原とは東 第四回は年を越して昭和三年 第三回は十二月十五日。石井菊

| 膏像だったので、手首が折れたり、 | のはこの年の十月十五日である。

| がわざわざ葉山から来館し、食事 子が関係した明治初期の司法事情 ののちに『懐旧談』を披露し、金 このときは主賓として金子堅太郎 を話した。金子は帝国弁護士会の 出てしまったのであろう。 よ、とやむにやまれず口をついて 研鑚に励む場であることを自覚せ ンテーブルにすわった大先輩の御 しかし会員にしてみると、メイ

けるのである。 これについてはす 義」昭和六年九月号「定例懇話 という平松市蔵の提案にうなず であります。これからはそんな 会記事し て頂き度いと思ひます。(「正 も後輩も互に膝を交えて遠慮な 儀式張ったことは止めて、先輩 るといふやうな形式では困るの しに語り合ふといふやうに改め

食べるのは感心しないと思ひま うも、人の背中を見て御馳走を 成であります。此の懇談会は今 後円卓式にやったらどうか、ど 只今平松君の御話は私は大費

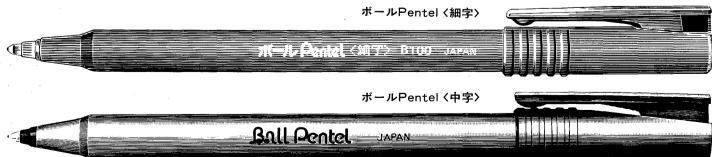
実現して多少の紆余曲折を経なが であるが、それでもこの原の発意 他山の石として思い知らされるの 点に立つことが必要であることを 近づけるためには、常に謙虚に原 はギャップがあり、理想を実現に あったという。 っていて、出席者わずか十五名で が加えられることになる。因みに になる常例懇談会は岸会長時代に 七月十五日の際は、まだ梅雨が残 以後いろいろ懇談会の形式に工夫 いつの時代にも、理想と現実に

高話を拝聴するだけでは、懇談会 至らなかったフシがみられる。 らしくなく興味をつなぎとめるに 先輩が納まって後輩は末席より それは、この年七月十五日の常 先輩の御高話を拝聴して引下が 従来の如くメーンテーブルに

### 味が驚くほどなめらか



水性インキとボール チップの組み合わせで 書き味なめらか。



●インキ色 黒・赤・青 各色1本 ¥100

75-11 Pentel®

水性インキとボールチップ使用の、軽くなめらかな書き味。キャップも ボディも、あざやかなグリーンで統一したボールPentelは、スムーズな 書き出し、軽いタッチ、インキのボテ知らずのペン。伝票・書類書きな ど事務用に最適です。筆記量も抜群、反射コピーも鮮明にとれます。 & ベルてる株式会社

-局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



発 行 所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 /1部 100円 岡田一馬 年極 1,000円 目 次

→頁 特集/座談会•税理士法 改正をめぐる問題点 三頁 暑中お見舞名刺広告 四頁 (或る弁護士会の歴史) は都合により休載

(11)

がとうございます。

をめぐる問題点」の座談会にご出 んお暑いなかを、「税理士法改正

け明らかにして、「第一税協」新聞

に資したいと存ずる次第でありま

士制度を考えるうえで、いかなる

まことに有り

は

じ

め

に

かという見解を私は持っていま

してもやらなければいけないとい 労組対策とかの面で大蔵省がどう

いと存じます。

松木
今の岩崎先生のお話で、

人蔵省の動きとしましては、

**今** 

ではないか。

したがって受け身で 今のところはないの

すが、

人間それぞれの考え方もあ

(二ページへ続く)

思われ申訳なく存じております。

そこで本日は、各会の総会も終

奥野先生にもご同席頂きまして話

いては、これも大蔵省とやや似て

会計士協会通知公認会計士会の

ムの小林先生、同じく日本公認

あるという表現になるわけです。

のものが劈頭申し上げた程度の現

状ではないかという認識です。

次に政界の動きという問題につ

が伝わらなかったかも知れず、そ 員の諸先生には断片的にしか情報

計士協会税務業務プロジェクトチ ので、第二回として、日本公認会

税理士法改正運動

い甲上げます。

それではまず税理士法改 |のところこの日税連の動きに対し て受け身のかたちであるように見 経過と現状

で、岩崎先生お話し頂きたいと思 界の動きの三点にしぼって頂い 日税連の動き、大蔵省の動き、政 いますけれど、日税連の動きと ば触れて頂くというようなこと 一会の動き等について触れて頂け う問題についてですが、日税連 在 その必要性は認めるけれども・ |受けられます。 税理士会から税理 なければならないという切迫した が、大蔵省の動き自体には特に変 といったところで、今度、大蔵省 です。或いは大蔵省においても現 の大幅な人事異動がありました かけられた。かつて昭和三十九年 士法の全面改正をやりたいと持ち わりはないのではないかと思うん に税理士法が廃案になっており、 税理士法をどうしても改正し の問題ではないかという見解を私 わけでありまして、小渕さんとし 国会が休会中でもありますので、 特に税理士問題小委員会は現在

りの情勢があったわけです。退職 か。今の税理士法ではそれが無限 する税務官僚をどのように扱う に増えるのではないか。 税理士法 昭和三十九年においてはそれな 士協会や弁護士会も呼んで意見聴 取されたのであろうということな のあらわれとして六月に公認会計

いるわけであります。運動の過程

じ紆余曲折はあるようですが、

的な形の上では基本要綱の線か

**純なるものを作り、運動を進めて** 

はご承知のごとく税理 士法の全

事情があると思ってい るか どう

見をお持ちだろうと思われ、そ

およそのことはおわかりと思いま 補足を頂きた で、そういう意味での徴妙な差を りますし、同じように行動してい 会員の方々にも知って頂きたいと ても感じ方が違う面もありますの

んです。私はどうも小渕委員会そ 複雑な動きの

なかの 危機的認識

ではないかという懸念が三十九年

を立法した精神に若干抵触するの

の折にはあったわけです。今回は

す。第三回は他の関係団体を予定 を深めたいというわけでございま しております。何卒よろしくお願 きであって、 員会のかたちが出てくるわけです いると思うんです。全面的に改正 委員会といわれる税理士問題小委 動きはじめた、ということではな ばならないという切迫した事情が いう考え方に対しては認識の相違 いだろうということでいろいろと しなければいけないということに 正とは別に進められるべきものと 違うわけでありまして、その方向 がいかなる経過を辿ろうとも同志 渕委員会が取組もうとしている税 的結合に基づく一局複数会制の実 理士法の全面改正という問題とは

いう見解を有しています。 けですけれども、その点につきま 会に提出したいとも考えているわ 別に一局複数会制法改正を通常国 の推移如何によっては、それとは 数会制問題を含めて頂いているわ 小委員会の議題のなかにも一局複 そこで、今のところは一応小渕

どうかという問題もあって、 のが果たして存在するのだろうか 改正に対する社会的な要請という のところは決定的な表現はまだ差 し控えたいと思います。 たして通常国会までにまとまるか いずれにしても税理士法の全面

しては、一局複数会制法案が、果

者 出 席

のであります。今まで微妙な局面

先生方におかれましても、

る税理士会内のグループである第 改正運動のなかで強力に進めてい 局複数会制運動を、この税理士法 す。したがいまして、座談会は

一税理士協議会の諸先生を中心に

動というのが、非常に複雑な様相

周知のように、税理士法改正運

もありましたので、その都度詳細

にお知らせするわけにもいかなか

の方々を招いて意見を聞きました

して、第一回は一般税理士の有志 の意見を聞いているわけでありま 税理士法改正問題について、各界

岩 Ш 岡 岡

崎 田 木 守 正 恒

夫

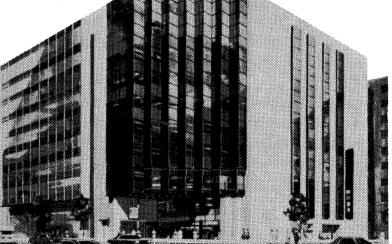
夫

士

利

祐

伊勢丹そば 三光町交差点カド、



新宿支店

7月1日仕より地番変更 〒160 東京都新宿区新宿5-17-9 TEL 03 (205) 1 O O 1 代)

79万6,300円が5年後1

税率 お手取り利回り 割引国債 税引年4.660%(年複利) 年複利5.711% 2年定期 35% 税引年3.087% 年4.75% 貸付信託(5年) 35% 税引年4.043% <sup>予 想</sup>年6.22%

(後 枠満額で分離課税選択のばあい)

すます高まっています

新装成った野撮影 新宿支店 へぜひお電話してください。 〔担当は総務課長久寿根木庸夫でございます。〕

あと一つ一つ問題を具体的にとら はないかと思うわけです。だから、 ひとつの空気としては難しいので 税理士法改正全般のなかで流れる

かの問題にも関連して出てくると えていった場合も、この問題はほ

第

こないだろう。 東京税理士会では には結論がなかなかはっきり出て

れとしては感じるわけです。

これは非常に抽象的な問題であ

になっているというふうにわれわ かで言っているのがいちばん中心

難しいのではないかと思います。

な動きのなかで非常に現実的な動 がありますが、そこではいろいろ 理士法改正の特別委員会というの

が、使命と称して国民の権利擁護

というような問題を基本要綱のな

の使命の問題です。これは税理士

の仕事の問題を言っているのです

ちばん強く言っているのは税理士

例えば東京税理士会のなかでい

き方をされているのではないか。

局複数会問題についても、ここ

実的な動き方をしていると思うわ か、日税連はどちらかというと現 動き方の違いということではない るのは、東京税理士会と日税連の

はなかなか出てこないわけです。

くとはっきりこれはいいという線

で

一つ一つの問題をとらえてい

けです。例えば日税連のなかに税

税

を或る意味では牽制するような方

いか。特に現体制の中でこういう せるものを内包しているのではな りながら、或る種の不安感を抱か

きが感じとられるということは、 何となく反体制的な、反税的な動

だと思うんです。

いうことは、なかなか難しい問題

してはどういう立場をとるのかと ます。そういうときにわれわれと てくる可能性は非常に強いと思い くて、複数の問題を合わせて出し 税理士の問題として出すのではな おそらく一つの問題だけをここで

それに対してはっきり反対とは打 最近の会報なんかを見ましても、

ち出していないわけですが、それ

向で動いている。

それがいちばん極端に現れてい

ど岩崎先生がおっしゃっ たよう

れていると思います。ただ、先ほ との話し合いは、相当活発に行わ

があると思うんです。

団体の動きにもやはりかなりの差 ろな団体があるわけですが、その ます。 税理士会のなかにもいろい ものの考え方にも差があると思い 東京税理士会と日税連との間では

のところ大蔵省、国税庁と日税連

の差があるように感じます。ここ

に出ているものと内部にあるもの

その現実の動きのなかで、表面

(2)

思うわけです。

日税連のほうは相変わらず動き

問題を取り扱っているというひと

がもう一つありまして、こういう

また、会務委員会と称するもの

つの現実もあるわけです。

(一ページより続く)



**座談会風景** 

ずなんです。その場合、われわれ 問題が実は一つあったわけです。 はこれにどう対応していくかとい の妥協というようなものとの関連 うことも、ひとつこのへんで考え において出てくる危険性もあるは ないで、内攻したかたちで或る種 三十九年の改正の中に会計業務の て頂きたいと思います。 先ほど岩崎先生が話された昭和

題が登場してくるのではないかと 民党の感じとして、この二つの問 問題はなかなか正面きって出てこ じられているわけです。 そういう いう不安感をわれわれとしては感

協議会は昭和四十二年から活動し いと思います。

Ł の大蔵省、または政界のなかの自 計士制度の問題に関連して、最近 登録即入会という通知公認会

あります。 わけでありますが、それだけにな ものがいよいよはっきりしてきた る第一税理士協議会の動きという 方に流したいと考えているわけで るべく正しい情報を会員の諸先生 税理士法改正運動の複雑さという ことで、岡崎先生、お話し願いた それではその複雑な過程におけ

周知のように第一税理士

説明があると思いますが、最近特 に感じることは、会計業務の問題 か通知公認会計士の問題としてご

これはあとで公認会計士協会と

税理士協議会 をめぐる諸般の 情

今の松木先生のお話で、 | ているわけですが、さっきの司会 なんですが、われわれの立場は税 のグループということがありまし 者のお話に税理士会の内部の一つ 理士会のなかの一部のグループで た。これはもちろんそういうこと

す。そういう意味ではわれわれの の正常化は望んでいないわけで 的な考え方のほかに、公認会計士 税理士会が正常化するという基本 計士でもあるわけです。ですから の立場を阻害するような税理士会 あると同時に、われわれは公認会

公認会計士協会

をめぐる諸般の情

武藤山治さん、只松さんで、税理 平林剛さんが委員長、副委員長は 士の問題についての委員会ができ もう一つは、社会党のなかにも また民社党においても竹本孫

いう気持ちを今の段階で私として 取り引きの材料にはしたくないと は持っているわけです。 れども、ほかの問題に関連しても 複数会問題はもちろんやりますけ

第一税理士協議会としては一局 のではないかと感じております。 いたのでは、この問題の解決には に対処していかなければならない われの力を出しきって、この問題 かたちで試行錯誤のなかからわれ 問題を関連させて、ぜひ能動的な ならない。少なくともいくつかの 中で、ただひたすらじっと待って たいのは、そういう様々な動きの ったと思います。 この際、ぜひ私として申し上げ

勢 うに、昨年の暮から今日まで一局 制にしてはじめて税理士会は正常 先ほど松木先生がおっしゃったよ 化するんだという結論に達して、 強制加入ではだめだ、一局複数会 わけです。

いうわけではありません。 数会制の問題についても、反対と は先ほどのお話のようにかなり考 っているわけです。日税連のほう れは東京会では断然強行すると言 本要綱というのがありまして、こ え方も違っておりまして、一局複 日税連の作成した税理士法改正基 す。日税連の動きにもいろいろな 複数会制の具体的な法改正運動一 考え方があると思いますけれど、 本にしばってやってきたわけで

局複数会制の構想というのはずい あたりの一部の考えでは地域割り とかありますが、われわれの希望 ということで、この地域割りの一 複数会制ということです。日税連 するのは同志的な結合による一局 ・同じ一局複数会制でも地域割り 護士に対するいわば阻害項目も入 のなかには公認会計士ならびに弁 なお、日税連の税理士法改正運動

有りがとうございます。

一っており、そういうものに対して

うふうにお考えなのか。また、ど

(三ページへ続く)

公認会計士協会側としてはどうい

それがたまたま廃案になってしま うという空気が相当流れてきてい 取り組んでいるわけですが、政治 性があると考えていいのではない ったので流れたということで、い 権の問題にしても難しいし、特別 です。例えば税目の問題とか監督 るのではないかと思うわけです。 次の通常国会に税理士問題を出そ す。先ほどもお話のあったように、 家の方は政治的な立場があるの かにおける税理士問題小委員会、 かと思います。 の問題がここで登場してくる危険 わば廃案になったから終わりにな 税理士試験の問題でも、ちょっと いわゆる小渕委員会がこの問題に ったというのではなくて、逆にそ それから自民党の財政部会のな だからどういう出し方をするか いろいろな発言があるわけで いと思いますけれど、特に会員の で、われわれが今からどうすべき ど、この問題についてのコンセン きかけが最近あったわけで、委員 一さんを中心とする税理士問題の かという問題はあとでお話しした わけです。 があるのではないかと感じている サスというのは非常に難しい問題 思います。われわれの立場からす 会のできる可能性は非常に強いと この問題についてのわれわれの働 委員会ができた。公明党のほうも、 るとそれぞれ接触はありますけれ そういういくつかの動きの中

今年の五、六月にかけて、われわ してやろうという気持ちの方もあ なかの公認会計士だけではない一 会員の中にもあるし、税理士会の それをやってくれという感じ方も 痛烈にあったと思いますし、ぜひ すから、それに対する批判も相当 これは人間それぞれの価値判断で いろな反応があったと思います。 われの動きについて陰ながら応援 般の会員の方々のなかにも、われ れが動いたということによるいろ は、少なくとも去年の終わりから 方々にお話ししたいと思いますの うとしている状態です。 も現在は会員が一万名にも達しよ そのなかでわずかの一部のグル

のですが、そういうかたちを直す れわれはそういう認識を得ている て、それは過去十年の経験からわ ープが、税理士会の運営を独断専 ということはなかなか 困難 でし しているといってもいいと思う

ここでどうしても一局一会制の は消極的なようです。

だけを切り難してやるということ 成なんです。ただ、今すぐにそれ 局複数会制に反対する方は一人も 党を問わず接触した方のなかに一 うに小渕委員会そのものは発足し いないんです。みなさん一応は費 には難色を示しているようです。

さっき岩崎先生もおっしゃったよ になったとおりですが、与党、野 政界方面も先ほど皆さんがお話 ところでございます。

頭で考念、手で制度な

る別はんは計数能力を

一動如何によると考えております。 すけれども、大筋としてはそんな また細かい問題がたくさんありま りませんで、今後のわれわれの運 運がよければ一局複数会制が単独 て統一がとれたようでも、 し私たちはそこまで楽観はしてお で行われるかもしれません。しか いまとまらないと思いますので、 河凊を待つような状態で、とうて

員としての資格もあるわけですか ら、その点は誤解のないように願 ますけれど、公認会計士協会の会 立場は、表向きはもちろん税理士 いたいと思います。 会のなかの一部のグループであり

るような正常化の方向には全然動 会の会員は、好むと好まざるとに 利用して、少なくとも東京税理士 制の強制加入という現在の制度を かないわけです。彼らは一局一会 のグループは、われわれの希望す 税理士会の総会に松木先生あたり き方に対してこれを矯正しようと ればならないという状況で、しか かかわらずとの会に入っていなけ です。ご承知のように彼らの一部 きを牽制して、今日まで来たわけ にも出て頂いたりして、彼らの動 努力してきました。その間には、 叫び、以来、税理士会の曲った行 なり柔軟な態度をとっているよう はちょっと考えが違っていて、か 会制そのものに表面から反対して 日税連そのものは東京税理士会と ているようにみられます。ただ、 は、消極的といいますか、無視し のあとで考えるべきだという新聞 とも現在の私たちの動きに対して いるとは思われませんが、少なく の論調がありますので、一局複数 に思われます。 一局複数会制の組織の問題は、そ

一です。ただ、今すぐにやるという 出身者の人を訴訟するとか、いろ 複数会制だけをやるということに 税連の動きとの兼ね合いで、一局 ことは、税理士会の東京会なり日 は必要だという考えではあるよう 大阪あたりではことごとく税界の 状を考えますと、ご承知のように になるとか、いろんなことを心配 だ、具体的な各論になりますと、 なようです。ただ、税理士会の現 即座にやるということには消極的 的には賛成のような意向です。た しても一局複数会制の実現は将来 末端における税務署の事務が煩雑 んな問題がおきていて、税務署と しておりまして、一局複数会制を それから大蔵省のほうも、総論

税理士会の基本要綱の改正は百年 うふうな印象を、役所にも国会に 税理士会は当事者能力がないとい すぐに反対が出てくる。要するに 意向だと機関の決議を経て賛成し 向でありますが、税理士会の意向 ない。 も与えているわけです。ですから らないんです。日税連でこういう というのは常に究極的にはまとま に、基本要綱を全部通すという意 税理士会の意向は先ほど岩崎先 松木先生がおっしゃったよう あとで

ぶん前からあったわけで、日税連 時、入っていたことがありますが、 今は削られています。 どを見ましても、一局複数会制そ の税理士法改正問題のなかにも一 それから東京税理士会の新聞な

わかりませんが、いずれにしても のなかのどういう部分をやるかは れども、税理士法改正の基本要綱 ないと思います。一局複数会制単 過からみて、今後税理士法を改正 方々をみますと、いま申しました 税理士法を改正する場合は、 独にはやらないかもしれませんけ でも一局複数会制抜きには改正は られていると思います。従って第 会の問題は、非常に好意的に迎え ように基本的には第一税理士協議 税理士協議会の今迄の運動の経 私たちが働きかけた国会議員の

或いは税理士会のほうの意見が当 するという場合は、いかなる場合 局複数会制は一緒に行われる。

のものにあながち反対ではないと の税理士法改正が優先するんだ。 思うんです。ただ、今は基本要綱

四十二年から税理士会の正常化を

さて、第一税理士協議会は昭和

一たばかりでして、一局複数会制の の問題等をいま研究している段階 うことはまだできないと思いま 問題、或いは税理士会の基本要綱 小渕委員会で結論を出すとい

トモエそろばん 謝恩特価提供

### 数会制単独でやらないともかぎら 分まとまらないとなれば、

そろばんは電卓を駆逐しております。机上になくてはならないものの一つが そろばんです。

トモエそろばんは、長い伝統と良心の結晶であることを全国で認めら それは、皆さまは日刊紙やラジオやテレビの全国ネッ れております。 承知のことと存じます。

今般、特別の関係がございますので、公認会計士・税理士の皆さまならび に全国の会計事務所にお勤めの皆さまにトモエが特別サ いたしました。ぜひ、御注文を下記あてにお申し出でください。

> 東京都文京区本郷5丁目18番3号 公認会計士会館ビル2階(〒113)

一税理士協議会

電話(816) 3346番 振替東京0-159348番



### **卜七工**算盤販売株式会社

本社/〒101 東京都千代田区内神田2丁目14番3号 ☎03-252-2841代 工場/小野・横田





税

第83号 ういう方針を立てておられるか

してはっきりしたかたちで出てお

或い

のぞ、 公認会計士協会の内部の組織です 運士法の改正に関しては直接意 こいるわけです。 したがってこと のなかにわれわれ公認会計士に 奥野 通知公認会計士としては 5のある問題があるわけです。 んばならないと考えられますの ただ、税理士法の改正の問 協会の方針に従って活動し

の理事をしておられ、税務業務プ ことになりますと、ノーコメント 個人的には考えがございますけれ せんので、検討はしておりません。 公認会計士には直接関係ございま 話の出た一局複数会制の問題は税 ロジェクトチームの委員長である **委員に指名されましたので、** こいうことになると思います。 )めたわけでございます。 いまお する税務プロジェクトチームの 幹事長としての意見という それでは公認会計士協会 す。 で、 わけです。

ないのですねと念を押しましたと ッキリと反論を申上げておきまし で私どものほうは各項目全部にハ 目と受けとめたわけです。その線 ように理解してそれも含めて四項 の主張のなかに潜んでいる。この ということは、相変わらず向こう 務書類の範囲に財務書類も含める ので、私どものほうとしては、 ころ、検討中なんだということな 討中である。引っ込めたわけでは 問題点が多すぎるのでいろいろ検 問をしましたら、現在、その点は 出しませんで、私どものほうが質 私はたまたま小林先生を委員長 通知公認会計士会の幹事長で やってきたわけです。 きたいということで、五点につい ての理論研究をこのチームなりに

た。この一つ一つについて、協会 なりの反対意見を申し上げてきた 日税連のほうから話がありまし れということ、この三点について 業法の法規の試験だけは受けてく 弁護士について税理士法という職 設といっております公認会計士、 止の問題、職業法としての試験新 改正内容の打診をしてきたわけで た。日税連は具体的な話を出して 役員と共に日税連幹部に会いまし をお聞かせ願いたいということ まして、公認会計士協会の考え方 会計業務の問題、通知制度廃

るということは向こうは積極的に 税務書類のなかに財務書類を含め そのときの感触では、いわゆる

(土曜日)

ついてのプロジェクトチーム」と の研究、立案をしてほしいという **長期的なビジョンで、協会の政策** ことで発足しました。 去年の八月 6の協会の重要な施策についてど 台は、公認会計士協会において今 る公認会計士関連部分についてだ いてチームはどう取り組むべき >う長い名前なんです。 このチー **税理士法改正要綱のなかにあ** 

昭和53年7月15日

るためには理論研究だけはしてお い。しかし、すぐ動けるようにす 見てからでないと反応は出せな るという立場にあります。ですか の内容がわれわれの利益を害する かありませんでした。また、協会 討されているという程度の動きし りませんで、相変わらず改正を検 ら改正運動がどう進んでいくかを おそれがある場合にこれに反対す 応、他業界のことであり、改正

日税連のほうから呼びかけがあり そういうところへ五月の初めに 頂きたいと思います。 のためでしょう。 ょうかね。

ントチームは「会員の税務業務に ご紹介のあったプロジェ その後、六月十三日に自民党の

> すから、形式的な話しかできませ いう予定になっております。 ットも用意できましたので、これ た。なお席上、後日、文書をもっ の反対意見を表明してまいりまし から自民党のほうへお届けすると は尽くせないということをよく申 時間では、とうていわれわれの意 検討願いたい。本日の三・四十分の んでしたけれど、公認会計士協会 し上げました。その後、パンフレ いま申し上げましたのが公認会 て更に今後どう動くかということ 計士協会のこれまでの動き、 くべきだということで、 士協会としては、 になりますと、政治連盟のほうが ありまして、公認会計士協会とし は私どものチームとしての動きで

### 税理士法を改正 せずば何 カジ

う予定になっていたのが、急に中 の新聞で、税理士会が国税庁と会 いてお聞きしたいんですが、最近 題点についていろいろ堀り下げて の税理士法改正問題を中心とする お話を伺ったわけです。そこで問 小林 大蔵省のほうの動きにつ 今それぞれのお立場から | ては入っているわけです。 の可能性がないとみているわけで

があるんだから初めからここで決 なら初めからわかっているのにと た」。云々の文面でした。人事異動 めるのはおかしいので、何か変化 思ってね。七月五日ごろ人事異動 申し出により急きょ中 止になっ 開く予定だったが、国税庁からの があったのかなという気がしたん 土法改正問題についての検討会を ていました。「日税連は七月五日、 ていましたが、どういう感触でし 止になったというようなことが出 国税庁会議室で国税庁幹部と税理 岩崎 それは単なる人事の異動 小林 確か「税理士新聞」に出 くるわけなんです。 一般から出てくる状態のなかで

第

理由は別にあるんですけれど、 にしたくなかったわけです。廃案 いうのは、税理士会のほうからの 応その段階においては会計業務と 和三十九年の改正が廃案になった 題と税務書類の範囲の問題で、昭 し、とにかく大蔵省としては廃案 特に関連のあるのは会計業務の問 めに中止になったのでしょう。 にしたくなかったので三十九年の そこで問題の掘り下げですが、 岩崎 おそらく人事の異動のた

(3)

のほうでは、まだ法律改正運動と

十分という短い時間だったもので

公認会計士協会の意見を聞きたい

ということで呼ばれました。所定

やっと延長して四

というのはそのときは税理士会

けです。ですから会計業務は、本 ね。これも非常に問題があったわ 務を入れてもいいじゃないかと 政治連盟も反対していけば、実現 と一緒に小渕委員会も含め政界 どう動くかという問題がからんで 来、公認会計士協会も公認会計士 に対する働きかけを当然やってい くると思いますが、一応公認会計 ともに現在動きつつあります。 不便 政治連盟の方々 ን<sup>3</sup> 協議会の問題、税目を拡大すると がってやるとすると、第一税理士 いう問題、監督権の緩和というよ 認識に立っているわけです。

みならず、一般からも反対が出て 計士協会だけが今後、税理士法改 問題なんです。したがって公認会 正の反対運動をするということの うとすると、なかなか骨の折れる というのは改正ということをやろ に関連してくるわけで、税理士法 院の法律部門と会計部門にも非常 にも関係してくる。それから大学 に関係してくるわけです。公認会 するに税理士の独占業務であると 税理士法というのはあらゆるもの いう考えが当時はあったんです。 税務書類の範囲については、要 弁護士 理士法を改正しなければいけない つまり大蔵省の考え方自身、税

ナンセンスで、改正できると思う があると思うんです。 ところに税理士会そのものの錯覚 務書類だということは、まったく 趣旨に反するのであって、申告書 考えられるのは、税務書類の範囲 です。それは税理士法本来の制定 に付けて出すような書類が全部税 した財務書類が作れなくなるわけ ということは、要するにちょっと

改正案には会計業務が法律案とし 郎さん、 参議院議員)、主税局長は泉美之松の直税部長は鳩山威一郎さん(現 さん、主税局総務課長は志場喜徳 当時、高知から出ていた谷川寛 直接担当したのが、 ろの

> 改正は、政府側の必要があってや けです。そこでもこれを入れると んです。三十九年度の税理士法の 論議の過程においてだめになった てこないのではないかという私は いう理由は、おそらく最後には出 士法を改正しなくてはいけないと 政府においても、どうしても税理 至らないということで廃案になっ です。それが或る問題点で合意に 税理士法の改正を出してきたわけ 員がどんどん辞めていくというこ ったことなんです。当時、税務職 いうことで議論したわけですが、 るかということで労務問題として とがあり、それをいかに食いとめ というチームで改正案を進めたわ そういうことで国会においても 辞めた証券局長の山内宏さん ということでもう一回試験を受け ら、弁護士会もそうですからね。 これはおそらく問題になる議論で も公認会計士だけではないんだか です。そういうことは言っていて

年当時の情勢と現在の改正の情勢 あらゆるところへ響くわけです。 会だけの問題ではなくて、ほかの のでしたから、どうせやるならそ たものは法体系としては立派なも てくる。三十九年度に廃案になっ とはまったくと違うと思う。 が出てくるということで、三十九 ってきたときには、巡湃たる反対 したがってこれがだんだん煮詰ま これは税理士会とか公認会計士協 も当然出てくるわけです。だけど れを復活させればいいという議論 うな問題にしぼられる可能性が出

ない理由はないというのが現状で だけど積極的にやらなければなら 判断はあるだろうとは思います。 です。十年来たし、せっかく言う から見直しをしてみようかという という理由が今のところないわけ

取り上げている問題も、全然問題 せようなんて、そんなばかげた理 論が将来出てくる可能性がないん一の状態を見ているわけです。 るに既得権という問題から、もう にならないと思うわけです。要す 一回、公認会計士に試験を受けさ あとの四つの公認会計士協会で 喚問のとき、

す。結局、話が煮詰まって、そこへ なか難しいんです。こんなに難し めたはずなんです。かつて税理士 ん言いたいことは、税理士法のど が出てくる。じゃあ、私がいちば まになっているんです。 題もあるけれど、一応現在そのま というのはいったい何かという問 臣の村山さんが作ったんだけど、 来ますよ。特別試験は今の大蔵大 題にならないと一蹴した問題で さんで、税務書類の範囲なんて問 直税部長、そのときの長官が木村 い問題はないと思う。鳩山さんが いう環境下にあると思います。 周辺の事情が熟していない、そう 今の税理士法改正問題を取り巻く しているんです。そういうことで いう議論になったように僕は記憶 認会計士に試験を受けさせようと 引っ込めましょう。もう一回、公 そのときに税理士会はこの問題は が共闘を申し込んできたんです。 法の改正をしなければならないと るということは、おそらく引っ込 いう議論が出たときに、弁護士会 「当分の間」という「当分の間」 それから大学院から猛然と反対 税理士法の改正というのはなか まさにナンセンスだと

ですがね。僕は甘くみているわけ ではないけれどそういう認識で今 何とかがこの前の小渕小委員会の 問題であって、国民の権利だとか んて、それは単なるイデオロギー ったいどこが不便なのかという議 うんです。中正の立場の否定だな 論が真っ先に出てきてもいいと思 するとかの議論になってくると、 です。今の税理士法でいちばんい 責任の範囲とはまったく違うわけ なのか。公認会計士の監査業務と す。公認会計士だけがここで反対 いんじゃないかと僕は言うんで ちょっと面倒だから、とにかくい 相当話題が出たそう らいくとおかしいではないかとい れるという考え方は、その考えか の如く法律家ではないんだ。だか わなくなった。 したがって公認会計士は弁護士 弁護士と同じように税務がや

業務ができる 度というものは法律のなかにある わけです。これは既得権であるか しかし現在、通知公認会計士制

それができればですね。

いうのは、

通知公認

ということなんです。

公認会計士は当然

税理士

公認会計士の資格 専門家であるから税務ができると たない。そして今おっしゃったよ があるというわけです。 ができるか。公認会計士は会計の うことになると、今度は公認会計 れるのは、とんでもない話だとい う税理士業務の中に会計業務を入 あるし、また弁護士法三条二項に 税理士業務というのは法律業務で うな疑問をもつものがおります。 いうことは成り立つかどうか疑問 士が当然税務がやれるという立論 いう規定があるので弁護士は当然 に税理士業務が行えるのは論を俟 岡崎 税理士会内部には次のよしら、それでいい。それを廃止しなし ちばん問題なのは弁理士です。弁 だという議論が出てくる根拠はな られないんです。 ければいけないとか、廃止すべき

こを改正しなければ、現実に不便 あって、だれがやってもいいんだ だ。つまり子どもが生まれた。男 というのは単なる代理権ではない あった。これは当時の法政大学の す。税理士の代理権を民法上の代 税理士法改正のなかにあったんで という考えが大蔵省にあった。西 をする単なる行政上の代理行為で 助行為だ。しかも課税という問題 の当時、大蔵省では税務の代理権 権をよこせという主張をした。そ ついて鑑定を依頼したんです。 ドイツでも援助行為といっていた 課税標準というのはすでにあるん は、べつに税理士がやらなくても、 のだ、それよりも広い納税者の援 薬師寺さんに代理権という問題に 理権にしようという意見がひとつ であるか、女であるかという届け 岩崎 こういう議論がかつての もう一つは、弁護士と同じ代理

それでいいではないか。それ以上 は、代理権という問題の場合、弁 あったんです。そこで、代理権の おかしいではないかという理屈が 理士は税理士法上の代理権だから 問題についてはそれ以来意見を言 護士は弁護士法上の代理権だ。税 に民法上の代理権をよこせなんて そこで薬師寺さんの意見として 岡田

だけで、 す。小林先生からもお話が出まし ること自体には反対ではないんで そうあるべきだと思っていますの いうふうに公認会計士法第二条第 ますように、公認会計士は元来、 が、先ほど来、問題になっており いと思います。 二項を解釈しておりますし、また たように、公認会計士という名称 税務業務ができるんだというのが ろという税理士会の改正要綱です 奥野 通知公認会計士を廃止し われの基本的な考え方なんで 当然税務ができるんだと

けです。会計業務の専門家という 計業務と税務業務も行える部分と ってだめになるということは考え ものだから、これからひっくり返 る。今では法曹界では、あれは失 きる。しかも訴訟代理権まででき 理士は、その範囲で法律業務がで 務も行えるだけの力の試験が入っ のが柱であって、関連して税務業 認会計士の資格のなかにすでに会 るといっているのではなくて、公 務の専門家であるから当然税務が のは通知制度は法律にあるからい 敗だったという議論です。しかし、 だから税務業務ができるというこ一けですね。 から税務業務も行えるのが当然だ ているわけです。包含されている いうのが試験の中に入っているわ 専門家であるから税務業務ができ できるという立論ができるかとい それぞれ必要があって当時できた と考えているわけです。会計業務 いとしても、公認会計士は会計業 小林 公認会計士は会計業務の 岡崎 一部税理士の疑問とする |の事務を行うことができるという 公認会計士の主張に根拠があるわ いることよりして、 がいわれたように公認会計士試験 土法の中で公認会計・ うのは試験を受けたな いうことで、その当然できるとい なるんではないでし ているわけです。そういう意味で れているかどうかも のみで税務業務ができ なる資格を有する者 また弁護士とは別の おり、税理士業務を できるという性格とは違うわけで いうことであって、 の試験を受けているではないかと われたように、税理・ 税務を同時にやれるということに 精通者として、 或いは 門家であることは勿論 るので公認会計士は しいと思う。しかし 歴史的意義 岩崎 一般論として 奥野 ただ、公認会計士の名称 岡崎 今、小林先生、松木先生 い、また税理 ようか。 ||然に税理士| こして認めて は税理士と **忌味で税法の** 品であるが、 会計業務の専 行う能力があ いか含まれて 井護士の当然 からできると 上となる税法 小林先生が言 しはそれが正 一務的には見

> 士法改正に対する反対意見なんで るんです。あとは税理士会の税理

については逆に改正を要望してい

うことなんです。

# 通知公認会計士制度

この問題点についてお話し頂きた 当面で関係のある奥野先生から、 うことが入っております。これは 通知公認会計士制度の廃止とい 日税連の要望事項のなか です。だから基本的に 我慢していようという考え方なん は、通知公認会計士と うわけなんです。 いちょっと違 さる日まで いう制度で

うことを言っているようです。そ 社会に貢献しているの すか。税理士会に負は 公認会計士ができて何年になりま 云々しているんです。 ういう反対理由はまる はうまい汁だけ吸って、何も社会 い。幼稚な反対理由を持ってきて、 に貢献していないじ 計士制度に反対して、 るのは、要するに通知 いう理由として向こうで挙げてい それで税理士会側が ゃないかとい しもりなんで といぐらい しとに情けな **对公認会計士 が通知公認会** だけど通知 廃止すると

べ、税務の申 ればできない 素務そのもの 知なんです。 できないようになっているから、

が、税務を知らなけら

桨

同時に監査

とではないんです。

したがって今い

告書も見るし、税務

わけです。だから当

ですが、この事後制度の一点だけ い。一生懸命協力したいんだけど、 果実だけを取っているわけではな す。それは何かというと、事前通 から税理士会の言っていることに ぜひ事後制度に直して頂きたい。 う意味ではまことに残念なので、 制度なんです。われわれはそうい させてくれないというのが現在の 税務行政には協力できる。決して 制度にして頂ければ、現在以上に て翌月十日までに申告するという 廃止して頂いて、一か月分まとめ て、直してもらえばできるわけで べてあるんですが、反対意見です われわれが協力できないのであっ 対する反対意見を述べればいいん 見書のなかには反対意見ばかり述 協会のプロジェクトチームの意 ですから事前通知ということを

と、何も変わらないんです。 のか、ちょっと私どもにはわから 理士会の意見がどこから出てくる て、全部税理士会に入れという税 度要望が入っているわけです。 すが、一つだけ提言として事後制 て、現状とどう変わるのかという おり通知公認会計士制度を廃止し ないんです。もし、彼らの言うと 通知公認会計士制度を廃止し 税理士会に全部入ったと考え

**督下に全部入れてしまおう。そし** ところは、要するに税理士会の監 ど、おそらく彼らの言わんとする 松木 これは推定なんですけれ

て一致団結して行動しよう。もっ れる。こういうところから来てい か、自分たちと違う意見は抑えら いく。そうすると反対する勢力と 自分たちの主張は或る程度通って にもなるし、日税連の議決権は統 現状で彼らが執行部を握っている 収入が多くなって好ましいという 度の決議ができれば、正面きって 一行使ですから、理事会で或る程 から、会費は自分たちの思うよう しても分けたくないというのは、 ます。おそらく一局複数会問題に 気持ちは彼らとしてはあると思い と内輪の話になってくると、会費

す。ただ、表立って貢献できない 計士制度が できないと ると思うんです。だからおそらく 発想は同じではないでしょうか。 (以下次号)

## 高明の見識的し上別まり

	\$103m									U									
電話四氢化二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二	市川隆	電話(二六七)八四九六 銀鈴会館 新宿区神楽坂二 — 一九	石原光夫	電話(六一一)五一四六	石田鉄三	電話(二六四)四六四〇	石 井 操	電話(八八七)六三五一	石 井 巌	電話(九一)八二一	池 田 洋次郎	電 話 (八八六) 八二八二足立区梅田七—一五—二	飯沼清夫	電話(八七三)七九八三台東区浅草六-三五-八	有賀徳寿	電 話 (三八六) 三六三六中野区上高田四-四一	浅見孝	電話(七一一)八七四四 目黒区中町二一二三一三	浅 井 新 平
電話(三八〇)一五五一中野区本町四一一九一一二	岡崎寿士	電 話 (八八一) 六二二五足立区千住柳町三-七	大盛広吉	電話(三一四)四一三一杉並区梅里一一二一一五	大堀雅三	電話(四六三)大四四〇一番話(四六三)大四四〇	大江晋也	電話(四〇四)〇八九一 アロハビル四階 が区 六本木四 - 八 - 八	海 老 美与治	電話(四二九)七一〇九世田谷区桜一-一六-一六	宇津木 三 郎	電話(三六三)一六〇四中野区中野一-五六-五	岩 村 譲 一	電話(二〇二)三二三新宿区原町一-七三	岩崎守利	電話(二九四)三〇二二千代田区神田駿河台二十五十	井 上 準 一	電 話(九六二)一三四五板橋区板橋二-五六-七	伊藤秀雄
電話(六八一)八四七六	河合貞司	電 話の三(五一)一二三六 武蔵野市境二一二一二三	上 山 五郎吉	電話(九二〇)八一三四練馬区上石神井一一三〇八	兼 山 金刀圀	電 話(八四三)〇六六一台東区西浅草一-六-四	加藤隆之	電話(五八〇)七二二四階区新橋丁二六十二二〇一	長田邦稲	電 話 (八七三) 七二六八台東区三ノ輪一二八十一五	小川敏市	電話(八九二)〇〇〇一荒川区西日暮里五二六十七	小 川 弘 明	電 話(七五三)一六一七大田区池上六—一九—八	小 川 一 郎	電 話(三八一)五八四七中野区中央四一二七一一〇	部 謙 三	電話(六二二)一八九〇	岡田馬
電話(八四一)〇二四八台東区東上野五-一-二	佐々木 秀 明	電話(五五一)〇六二四中央区際二-一-七	酒 井 浅 男	電話(四二九)五三八一世田谷区豪徳寺一—九一三	三 枝 潮	電 話(三九九)九四六一	斎藤嘉三	電話 (八八七)八四五一足立区梅島一—九—五	倉 田 由 次	電話(九六二)二二二〇板橋区氷川町一二一八	久保村 得治郎	電話(六六六)三六〇三中央区日本橋人形町一一一	木村久弥	電 話(八三一)二四六一台東区台東四—一〇—七	岸本勝次	電話(九六二)五六〇七板橋区大山東町10-4-25	川口菊夫	電話(二〇二)三七二一新宿区諏訪町二六-八	川田浩之
電話(六〇一)五〇五〇一高飾区堀切五-五〇-一	染 谷 孝太郎	電話(六六八)〇〇五一中央区日本橋茅場町一-二	千 正 清 夫	中央区銀座四一一三一一上原ビル	関口秀男	電話(七五三)七二四〇	鈴 木 三 男	電話(九一〇)六二六六北区西ヶ原二-四〇一六	須 崎 孝美津	電話(100)六二一	諏 佐 市之亟	電話(八七四)七三一七台東区根岸一一一〇一一五	下田友吉	電話(六二五)三九一八電話(六二五)三九一八	清 水 多四郎	電話(九二〇)八一二七年馬区上石神井一一 三一六	島田百郎	電話(六六六)〇六六七中央区日本橋茅場町二一六	塩崎四郎
電 話 (九九〇) 一一三一練馬区中村北四-二四	長坂利正	電 話(七三一)五六二二大田区蒲田二-七-一六	内藤安巳	電話(三七七)三七一〇	土 橋 栄 夫	電話(四九四)一二五六品川区西五反田一二三十九	網 島 慶 寿	電話(七五二)〇四七二	玉家義雄	電 話(七五〇)六一五二大田区多摩川二一一六一五	田中正盛	電話(八六一)〇三九四電話(八六一)〇三九四年を対極が一一二九一七	田中佐門	電話(五五一)二三三二中央区八丁堀三—一一一八	田中勘二郎	電話(六八二)五六三一 江東区亀戸二-二四-九	高森利正	電話(三七〇)二四七六 渋谷区代々木三-五六	高橋栄吉
電 話(二五二)八九四九 共同ビル九三号室 共同ビルカ三号室	前田実	電 話四天(二三)〇五〇九八王子市本町一五-二	古屋勝成	電話(公四二)二二四三 江東区宮岡一一一一一七	藤 井 邦 保	電話(八一三)〇六八四電話(八一三)〇六八四	人見	電 話(80天(1元))三一四八青梅市河辺町五—一三—一	浜 中 忠 礼	電 話(六〇七) 一六六	橋 本 一 雄	電話四美(111)六三(011	橋田光臣	電話(五〇二)〇八二〇電話(五〇二)〇八二〇	二村倍吉	電話(九五四)〇二三五豊島区目白四-二四-五	永 島 徳 造	電話(七〇〇)三三三一世田谷区玉川瀬田町五一九	中島育広
電話(三一五)三三三三 ギ並区高円寺南一一六一五	三 輪 三 郎	電話(六五七)五九九四一〇	宮武	電話(六六六)七四〇七宮下ビル五階写下ビル五階	宮下昌久	電話(公四一)二九二三一四	都 沢 美 夫	電話(六三三)九一七一墨田区江東橋三一一二一三	峯 木 清	電話四三人工八三六	水葉義	電話(九一七)五一〇一間が大塚二一二二十二二	丸山潤次	電話(九〇〇)二三五五北区赤羽西三—三四—三	丸山修司	電 話(八三一)三四九五台東区台東一一三〇一一三	的場類失	電話(八〇五)三一〇一荒川区西日暮里1-1 元-四	松木正輝
電 話(九四一)一七七七文京区目白台二—九—八	渡部正広	電 話図三八一六一六八 小金井市中町三一九一一三	渡辺孝夫	電話(八一四)五八九五三興ビル	和 田 新之助	電話(五四二)六六二二中央区築地二-九-二	若林恒雄	電話(七一九)三六四一	吉田承治	電話(二四二)六六六六	山 本 日出 <b>麿</b>	電話(四三二)五五一四港区西新橋二一二〇一三	山本敏郎	電話(三六〇)二七九一新宿区西五軒町三五	山名正夫	電 話(三九九)○六○一	森 山 頼 一	電 話図室(七1)三七里分寺市内藤一一〇一四一	村松良市

-局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



弊害はないと思うんです。

行 所 発

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 公認会計士会館ビル 電 話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 /1部 100円 編集人 岡田一馬 年極 1,000円

 $\Box$ 

一頁 ) 特集/座談会 • 税理士法 二頁「改正をめぐる問題点

(或る弁護士会の歴史) は都合により休載

を小渕さんに考えてもらわないと 問題が通知会にからんでくること していないで今の権利を行使して れば意味がないんです。つまり登 そこで税理士法をどう認識する したら必ず入会しろということ いま通知公認会計士会は入会

れと関係がある。

において特に問題になりますね。 会ということをいっているのもそ の認識が大切だと思う。登録即入 松木 それは通知公認会計士会 岩崎 だから税理士法そのもの かという問題は、税理士はあくま 仕事なんです。税理士法という法 律の性格をがっちりつかまえてし でも行政の単なる補助事務をやる

登録即入会を反対しなけ 局の考え方があると思うんです。 あくまでも監督権上の問題がここ れには税理士会の考え方と行政当 制度というものに反対するか。こ まうこと。なぜ通知公認会計士 に出てくるわけです。入会してお

れば、税理士の数を調べたり、関 決はついていると思うけれど、当 時そういう意見があっ たんです いんだけど、一応そういう形で解

は温存しなければいかんわけで一会とはちょっと違うんです。 岩崎 そこで通知会を税理士会

一録即入会と通知 は表裏

0 関 係

と言っているわけです。そういう

松木

ところが通知になっておられる方

税理士の場合、登録はし一ても入会しなくてもいい人はいる

登録即入会制度と通知公

小林

んです。通知公認会計士制度の反

んよ。

も開業しない人はいますよ。

公認会計士でも登録して 通知

なりますしこれには加えられませ

|は登録即入会にも…… う。通知制度廃止反対ということ

ういう意味では、 される可能性はあるわけです。

題についての意見も述べておく必 もちろんその問 (三貫へ続く)

の び寄る 域侵害の

問題

税理士会が反対するのは、いろ

な面で不便があるわけです。公認

っています。登録即入会はいろん

問題が行政サイドであるんです一す。 それなのに登録即入会をうた

は農協とか法人会、青色申告会と です。同じ税理士を登録して税理 んな税理士の登録をしているわけ 与しているわけです。 お互いにみ があって、お互いに税務行政に寄 問題にならないんです けれ ど 現 14の業務をやっているので、 何も Sいう問題ですね。 僕らには全然 逆にもっと大きな問題は、 税理士会に会費を納める一つの大義名分は、今おっしゃった ところで網をはっきりかけて問題 ていると、民商が力を得ていくで 類を作ることをだれにでもやらせ うのはだれにでもできるから、税 囲を限定しないと、会計業務とい 務を直接目的とするような添付書 です。要するに今の税務書類の範 にしていこうという発想がどうも はないか。だからこの際、そこの に彼らが強調するのは民商の問題 特 確に掌握できないんだというのが いる者は税理士なんだ。それを正 です。ただ、 行政当局の言っていることなんで

しかし、その問題は今は

ころが開業すると会費も払わなけ

いろんな形で拘

まうんではないですか。

んかを辞めて登録するんです。と

いんです。

例えば税務署の署長な

不便な点は、登録はする。しかし

です。そういう形と比較対応して

だというふうに理解しているわけ れとしては、きわめて危険な発想 あるようなんです。これはわれわ 録した人に来るんだから。各税務 いんですか。 知会のほうではあまり出していな さないでいると、最後まで言って 署に全部出しているでしょう。 出 いるんですけど、ああいうのは通 関与先名簿を出させられたりして もうないんじゃないですか。 さますよ。通知会の場合、特にお 緃 出してますよ。 いや、現在もあるんです。 われわれの場合は毎年、 会を反対理由に掲げているが、こ 現実の問題をとらえて、登録即入 束を受けるわけです。だから入会 社の顧問をやっている。こういう しないわけです。入会しないで会

ていないから毎年一回出すのはい 理士さんの場合はその都度通知し を通知しているんですからね。税 かしいんですよ。 ちゃんと関与先 するから。税理士に登録した者は できないわけです。やっぱり入会 必ず入会しなければいけないとい 今の通知公認会計士には実際適用 てくる可能性があるわけです。 入会は賛成なのかという意見が出 れだけなのか。そうすると登録即 だから登録即入会ということは

であって、公認会計士協会として

がおかしいと思いますよ。

こいうのは税理士の登録をした中

はその部分は取り上げていないん

岩崎

いや、僕は違うと思う。

**務の問題も、彼らの言っている一** 

登録即入会」に

**反対する要がある** 

松木 税務書類の範囲と会計業

岩崎 関与先の報告というのは ジェクトチームの意見書にその点 を加えてもらうといいんですが んです。だからひとつ理論づくり う理論が彼らは言っているわけな

まったくおかしいですね。おかし

これはもう印刷上がりに になっちゃいますよ。 岩崎 でも通知会というものを

録即入会は賛成ですかということ 関係があるんじゃないですか。登 対ということになっているでしょ 認めて、やっている以上は、 になったら、通知会は自然に解散 だから通知制度廃止に反 利害

然と消えちゃいますよ。 には、多様な性格を持った税理士

これを反対しないと、通知会は自 のが削除されない限りはいいわけ がいっぱいいるんです。だから今 だからそこの登録即入会 だけど五一条の二という 確かにそういうことにな

けして実際は開業していない人が 合はその点、開業登録になるんじ 名刺を刷って、商売はしないわけ です。税理士という名前は使って わけです。要するに税理士という もいいわけです。公認会計士の場 開業登録だけど、登録だ

協議会のほうで出して 頂く こと いんです。ですから、その問題は で、税理士会の考え方のすべてを もしご意見があれば、第一税理士 網羅的に反対しているわけではな 計士に関連のある部分だけ拾っ 通知制度廃止反対という形で、 関係にあるから一緒に議論される を言えても、公認会計士協会は言 なんだなんていう議論をするほう もので、協会が通知制度廃止反対 登録即入会制と通知制度は表裏の なるわけです。実際問題として、 録即入会制反対を表明することに えないということです。ですから いては、第一税理士協議会は意見 人の登録即入会制の是非は、 上は直接触れるわけにはゆかない 知制度が廃止されなければそれ以 かかる改正に反対するだけで、 しか言わんから登録即入会に賛成 士会内部の問題でして、これにつ と思いますよ。公認会計士以外の 登

松木 その場合、入会はしてし 入会にはなります。 一認会計士制度廃止と意味が違うと 立場からは、公認会計士の制度に 改正問題としては理解できます。 いうことは、税理士会からみた法

小林 われわれのほうは公認会 税理士法とはちょっと違

頭で考え。手でもほえ

**多别或从这种数据为论言で**求

### トモエそろばん 謝恩特価提供

そろばんは電卓を駆逐しております。机上になくてはならないものの一つが そろばんです。

トモエそろばんは、長い伝統と良心の結晶であることを全国で認めら れております。それは、皆さまは日刊紙やラジオやテレビの全国ネットでご 承知のことと存じます。

今般、特別の関係がございますので、公認会計士・税理士の皆さまならび に全国の会計事務所にお勤めの皆さまにトモエが特別サービスいたすことと いたしました。ぜひ、御注文を下記あてにお申し出でください。尚、贈答用

> 東京都文京区本郷5丁目18番3号 公認会計士会館ビル2階(〒113)

振替東京0-159348番

第一税理士協議会 電話(816) 3346番

### **卜七工**算盤販売株式会社

/〒101 東京都千代田区内神田2丁目14番3号 ☎03-252-2841代

工場/小野・横田

松

木

正

輝

われが反対している項目の四つか メンツの問題があるだろう。われ

岡

田

馬

影響の小さいところを一つぐらい

ないんです。

僕は協会の動きの中で非

てくると、法制局では法律が作れ

制局で法律を作ってもらうわけで

岩崎 政府立法になると内閣法

出

小

林

祐

めなければならないだろうという

まで動きだした以上はなんとか纒 も反対意見の論旨は問わず、ここ

席

Ш

口

夫

者

奥

恒

夫

ただ問題は小渕小委員会等の場合

ど私はそう思っているわけです。

われわれが如何に強烈に反対して

ころが自民党にしろ、ほかの野党 しい問題が多いと思うんです。と

る。それはどういう解決の仕方を

らざるをえないという感じがす

塑

一士法改正に

対

で あ

彼らがすることによって、この問

特に大蔵省との

題に決着をつけるんだろうか。こ

ういう印象をぼくは強く持ってい

計士協会というのは強い面もある るわけです。或る意味では公認会

なくてはいけないと思うんです。

いる感じでは、二つの動きを考え

けれど、そこのところへ皆持って

小委員会等がどう動いていくかの 一つは政府がどう考えるか。小渕

二方面があると思うんです。

大蔵省のほうに対しては、公認

つ取り上げてみると、なかなか難 ぼくもそう思うわけです。一つ一

抗のないところをつかまえて、や

いところとか、やっても大して抵 ないけれど、何らかの社会的に弱

今回はそうはいかないとみている一

難しいだろうということでした。

先ほど税理士法改正はなかなか

こういう言い方は悪いかもしれ

第

いても、いってみれば岩崎先生は

税理士会の執行部のなかでいろん

問題小委員会を設置して、やろう

っきりさせていこう。特に税理士 に何らかの形で決着をつけて、は

きを見ていますと、そういう問題

という意欲を示しているわけで

なことをやってきている わけで

税

ろいろなものを感じてきているわ 士協議会の問題を通じながら、い

じゃないかという感じがするんで 終わりにするわけにはいかないん す。ということは何もやらないで 税理士法改正は

司法試験に合格ということと違う

んです。そういうあらゆる自由職

業人の対応を調べていかないと、

この問題は複雑性を持ってくると

ころで解決しないといけないわけ

いう不安を感じるわけです。

す。日税連といろいろ話し合いを

| るなら、最後までしておけばいい | 必要はさらさらないわけです。

している。

また大蔵省との関係に

んです。

われわれとして譲歩する

税理士協議会

でよく作ってくれれば、必ず法律 うな理論体系を小林先生のところ んです。今ここで議論しているよ

おいても、協会としてはいろいろ

岡

崎

寿

士

るだろう。甘いかもしれないけれ

に小渕小委員会はこのまま解散に

ていけば、或る程度の浸透力はあ て理論づくめの反対運動を起こし を基本に、法のあり方の問題とし 会計士法と税理士法の制度的相違

いるわけです。

岩

崎

守

利

| きて勝負を決めるんじゃないかと

が、残っているぶんには問題ない。 松木だからその矛盾は別のと一れど。 奥野 廃止になればべつです

岩崎 それだけは研究課題に入 松木 そういうことです。だか 岡崎 登録即入会が通れば、

ら通る可能性はないと思いますけ れておく必要がありますね。 連の事項も改正になりますよ。

弁護士は許可なんです。 | うんです。特に大蔵省のOBの政 成るか?成らぬ 常に強いと思うんです。 最近の動 を考えていとうという可能性が非 ことによって自分の政治的な立場 治家は、そういう問題を解決する けですが、松木先生のおっしゃる す。 理論となると非常に弱いわけで 小委員会で纒めようとしているわ かと僕は見ているんですが、小渕 とかと聞く。政府立法にすると、 としていけば、これは到底立法で 現状はどういうやり方をするの 今のような理論構成をちゃん

何とかしようというのは別な話な

というのは、纒めるし、それを

小林 それは勝手な話としてさ

ていないから、税理士の数も増え 戦後この方、税理士法に手をつけ うようですね。これを見ますと、 というものと、ちょっと趣旨が違 いほうがいいんじゃないかという

連」を見ますと、小渕委員長の動

一日付の「日本税政 | は経過をよくつかんでおります。

の果たすべき役割

きは今度の要綱に対するうんぬん

わけです。麦飯を食いながら、妥 **纒まったのは、妥協の所産だった** いろんな問題を委員が納得しない 会に諮問しないと法律にならない いかんということはあると思うん 付随業務として会計業務を入れろ 協へ来たわけです。どうしても税 んです。三十九年度の時或る程度 んです。税制調査会に諮問すると、 す。政府立法となると、税制調査 諮問するかどうかという 問題で とおり、何か格好をつけなければ などと妥協の所産だったけれど、 です。ただ、これを税制調査会に いくと これは今のような理屈を展開して 法律になりませんよ。

われわれとしては何も考える必要

が変わったから、何が必要かとい

う目的と、ここに出てきているテ

松木がらそういうことは、

要か。先ほど岩崎先生がおっしゃ

ったように、人数が増えて、時代

ば、その税理士会が反対と言えば

るのに、もう一つ税理士会があれ

岩崎 通知制度を維持したりす

全然できませんよ。だから第一税

いんですよ。

で改正案を提出する予定です。

こういうことですから、 何が必

その反面、立ち遅れている法的な て、社会的な地位も向上したので、

面に再検討を加えようということ

い、動いていないということをつ 局がそれほど必要と思っていな

かんでいるようです。

だけど、最近、政府立法にしたい いま小渕小委員会でやっているん から小渕小委員会がどのような態 わけです。大勢すぎるではないか。 こかだけを改正してやろうではな 勢に持ち込むかということを、僕 きはじめるときりがないです。だ があるけれど、ほかのものはつつ もあるではないかという大義名分 くると思うんです。 に繰り込もう。こういう形で出て 法体系としてはまずいからどこか ういう形にするか。今の形は残す。 うまくも辛くもない問題ですよ。 識に立てばわかるんです。 がどういう法律であるかという認 るわけです。というのは税理士法 題でも、行政書士会が反対してい いかといっても、税目の拡大の問 安直に松木先生が言うように、ど はできませんよ。したがっていま しかもそういう前例は弁護士会で ただ、一局複数会は理屈がある そのほか監督権の緩和、べつに んです。 はないというのが僕の気持ちなん けないとは私は言ったわけではな けで、こっちがそうしなくてはい そう考えるだろうと言っているだ っき言ったので、小渕小委員会は 判断をしているわけです。 だろう。僕はそういう考慮はしな ころで何かをしなければいけない

場もあるだろう。大蔵省の立場も と差し換える必要もないわけで はないんです。複数会問題をこれ れは今のところ何も譲歩する必要 ても相手の立場を考えたり、いろ ですけど、人間というのはどうし んなことをするんです。僕なんか だろう。しかし、われわれはこれ 問題もあるし、野党の立場もある あるだろう。自民党の小委員会の を纒める必要は何もない。われわ ここのところは非常に大事なん 案になったときの説明と、何ら変 違ったものがあるべきではないか 何かということになってくると、 ます。だから委員長が考えておら の答弁をみても、三十九年当時廃 趣旨とはちょっと違うものが現れ れる趣旨と、日税連の出している 以来、国会審議を通じて政府当局 しても変えなければいけないのは てきている。 そういうことでどう ーマとちょっと違うような気がし

対論旨のPRにこれから動く。運 か。何はともあれ、われわれは反 うから出てくるおそれがあるんで を打っていくということは考えて げて、政治連盟の方々と一緒に手 二か月で協会、執行部、全力を挙 す。その動きをどうやって止める 動は遅れていますけれど、ここ一、 ただ、松木先生が言われたよう をえない。ここまで闘ってきたん ほど気をつけないと、今の協会の はどうなんだということだけを主 執行部の中に、多少の譲歩はやむ んじゃないかという空気が出てく だから、多少の譲歩はしてもいい しては、これはだめなんだ、これ ただひたすらに理屈で相手に対

か考えていませんよ。 というが、会って反対の意見を明 よ。日税連と話し合いをしている ることを、僕は一番恐れているわ 小林そんなことはないです

らないんで、ちょっと気にしてい 政治的判断は先へ行かないとわか 形で決着をつけるか。そのへんの なりっこないんだから、どういう

常に気にしている問題があるんで になってきたら、徹底して反対す るわけです。 だからこういう場合 私のこれまで受けとめて一かという動きが小渕小委員会のほ る

そういうことから基本要綱発表

をみているわけです

理士法の改正はできません。 とういうふうに運動されたら、

不安を禁じえないということを、 れ、とにかく現在の状況は一抹の 害関係団体の反対意見 も 表 明 さ 公認会計士協会、弁護士会等の利

びつかないということで反省しな 治家に対する後援会づくりで行っ 国会活動を通じて一人ひとりの政 ているんだけど、どうも結末が結 一面に打ち出しているわけです。 ければいけない。 とにかく改正法

はっきり書きあげているわけで 露と消えた感じがあると内部で言 をみても、どうも甘い夢も一朝の に関する問題点として当局の見解 最近の動きをみても、基本要綱

いう問題は今後必ず出てくると思 理士協議会の立場を考えて、こう 考えております。 権益を犯すような改正問題につい いますが、少なくとも関連団体の 長時間ありがとうござい 僕は協会の立場と第一税

の統一というようなことで、これ 改正について、税理士業界の意思 結局、現在は は反対しなければならない。こう 提携して頂きたいということで 題点があると思うなら、第一税理 したい。そういう意味では協会と 士協議会の運動としてぜひお願い ころは第一税理士協議会がもし問 いうとらえ方ですから、そこのと

|そういう認識で第一税理士協議会 理士法改正全体についての意見は いう運動として起して頂ければい するのだ。今の税理士法で何の不 す。今後いろんな改正が出てきま 便もないんです。広い目でみて、 ないんだ。また、一体どこを改正 もらいたいという気がするんで 理士協議会はその面の認識をして われわれの利害にかかわるところ 申し上げる立場ではないんです。 すよ。東京に二つ税理士会がある。 一つの税理士会が、そんな必要は 第一税理士協議会がそう ってあきらめられます

認会計士協会の立場でいうと、

いわけです、もし必要ならば。

のいたずらに人生をダイナシにされてはたまりませ ん。悲劇のヒーローはロマンの世界だけでたくさん です。火災、交通事故、病気、ケガ……こんな運命に 泣かされないよう損害保険であなたの暮らしをガッ チリ守ってください。



●横浜支店/☎045(319)2811 ●干葉支店/☎0472(42)9151 ●宇都宮支店/☎0286(34)0231 ●埼玉支店/☎0486(42)2131 ●群馬支店/☎0272(34)2121 ●群馬支店/☎0272(34)2121
●八王子支店/☎0426(46)3511
●新 潟支店/☎0752(41)0781
●金沢支店/☎0542(52)7151
●名古屋支店/☎052(261)6211
●京都支店/☎076(221)8741
●大阪支店/☎076(221)8741
●大阪支店/☎078(391)6501
●岡山支店/☎082(32)6262
●高松支店/☎0878(25)2600
●広島支店/☎082(2(1)2401
●福岡支店/☎092(271)8705
●熊本支店/☎0963(71)7211 の昔か



13世紀のこと。『皮膚病によく効くクスリが 地中からわきでている。"こう薬"にすれ ば、たいへん役立つ…そして燃料にもなる…。 これはマルコボーロが「東方見聞録」の中で 紹介している石油のおはなし。この頃すで に、石油は人間の生活のなかで使われてい たことがわかります。いまではもう、私たち にとってなくてはならない石油。 丸善石油は石油の安定供給のためあらゆる 努力をつづけています。

暮らしに石油をお届けする -一九善石油

大正海上火災の代理店のしるしてす

大正海上:火災 本店 〒104東京都中央区京橋1-6-20 ☎03(561)9111(大代)

★税理士会の

正常化をはかる

右の顕字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



発 行 所

-税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル

発行人 岡崎寿士 /1部 編集人 岡田一馬「年極 1,000円/

(毎月一回15日発行)

→頁…渡辺美智雄衆議院議員 /税理士会の意志統 を強調

二頁…或る弁護士会の歴史(12)

点でも役所に説明させ得る政府提 当は一番いいことなのです。 おいて政府提案をやることが、 しかも各党に或る程度話をつけ

が必要だからよほどの場合でない 通過しないといい、議案説明の ないかと思っております」 議員立法は各党みんなの賛成 渡辺代議士は指摘し、そのあ

事務的な法律的な問題の詰めとい をこしらえて、そこで、ある程度 で税制小委員会というようなもの 心として大蔵委員会財政部会の中 そこで、一方では、 皆さんの団体の意見を

くのない話だということで、 骨折 学の巣をつつくような騒ぎにして ものを、そっくりそのままやれと **まうだけで、到底最初から見込** 改正案要綱(基本要綱)という われましても、とてもこれは、 「そこで私は、今回の税理士法

損のくたびれもうけになるんじ きゃならない。 めていくにも上手にもっていかな うに行きますからね、どうしたっ とになれば、やっぱり数の多いほ ですから、自民党の中をまと

会議員の意見がならなくちゃなら ら。君たちの言うなりに全部の国 でないよと、そんなこと言うんな のはだめということを言っている から、それじゃ僕は最初から必要 くあの要綱どおり、それ以外のも

体に、さらに自治権を与えたり、 りを強化するほうがいいんじゃな rならん、とてもこんな**過激**な団 た意識させたのも間違いのない事 ぼうかわからん。 むしろ、 取締 阪を与えたりしたら、 何されて ると渡辺代議士は述べている。 についても、

税理士法改正 まらなきゃ、役所など動くわけな 案をこの秋に

か青税協とかいう連中は、ともか 見を聞いたが……と述べている。 ギー闘争にしてしまったんでは運 治運動をするからには、イデオロ 年上がっているはずだといい、政 て、税理士会内の各グループの意 動はだめになってしまうといっ が簡単に通るなら米の値上げは毎 聞いておるんですが、専税協と 渡辺代議士は、要求というもの

奪ってしまうということは、言う いが過当競争するようになっても 増えちやって、職場がなくてお互 べくしてむずかしい、といい、か

稅

いかん。適正規模の税理士事務所

ているんであって、野党が持って いますから、選挙も近いというこ そういう反対運動の空気は知って ならん。自民党のほうでも、結局 自民党の中をまとめていかなきゃ いるわけじゃない。したがって、 いですから、役所は自民党が持っ しない話ですから」

ら、これもなかなか全部きれいに 悪いといっている。 りしたいといったって、なかなか 度弁護士会に自治権を与えて当局 を税理士会が奪うという話だか は、要するに税務署職員の既得権 これはむずかしい、 ってきて税理士会もそのお仲間入 は手を焼いていること、そこへも それから、「特別試験の問題」で 非常に時期も

実なようである。 務書類の範囲をどこまでで切った 複数会制が登場してくることは確 らいいか、これまたむずかしい問 税理士業務に入れるとすれば、 最後に「税務書類の問題」に言

るなということを、世間に売り込 ら、三〇〇名近い人間をもってお せん。と同時にまた、とんでもな んだことは確かに間違いがありま のないことであります。 当時はい てしまったことを述べている。 B正点を盛りこんだが、 税理士会 の法案をつぶしたんですから、税 密正を手がけ、苦心して種々の **きたこと。 そこで間もなく税理士** として自営しつつ、国会に出て こじゃなくて強かった時代ですか あように自由民主党がへなちょ たし、参議院でもかなり差があ その時代に税理士会が政府提案 したということですから、前例 税理士会が政府提案の法案をつ 士会というのはすごい団体であ 団体であるということを大蔵省 猛烈な反対で廃案に追いこまれ **殴辺代議士は先ず、ご自身税理** かなり強い時代であったん 理士法改正は簡単にい を税理士会が強調すれば、そんな 納税者の権利擁護などということ が起るだろう。国税当局としても うとも訴訟代理権の問題等で争い ペ返しがくるだろう。弁護士のほ 今度の税理士法改正問題ではしっ じゃないかと私は思う、実際は。」 ていればこんなに増えなかったん ぐらいに増えた。その法案が通っ いまでも続いておるし、当時一万 いっておったが、その特別試験は えていたこととあべこべの現象が でございますが、実は税理士が考 間違いありません。 いか、というような空気を政府及 にやられては困るとガードを固め うをも商法改正問題で敵に廻し、 験はけしからん、けしからん、と 出てきてしまった。つまり特別試 び与党の中に巻き散らしたことも 人ぐらいの税理士がいまや三万人 そして、その後公認会計士のほ それから約十四、五年たつわけ

なかなか簡単にいかない問題であ うなってくると、税理士法改正は よっては反対に回りかねない。 るだろう。商工会等との臨税問題 そ うと、 もうひとつ、意思疎通をはかって 理士会だけにしか通用しないよう かないものを、自民党がまとまる ください。税理士会でまとまりつ くないんだから、本当のことを言 さと帆をあげて逃げます。やりた それをいいことに、大蔵省はさっ わけはないんですから。しかし、税 しないうちに反対されたんじゃ、 ですから、まず税理士会の中で 大蔵省のほうは。

綱どうりならいいといわれても、 それは税理士会の中だけしか通用 からね。税理士の中だけであの要 な問題のまとめられ方をしても、 それは世間に通用しないわけです すると述べている。 独立でいいんじゃないか、妥協案 戒しているから、 中正がだめなら 要もないのじゃないかという気も なし、余りそこだけにこだわる必 めに別に顧問先が増えるわけじゃ がないわけでもなかろう、そのた 立場」ということでは、役所が警

地域的には、お客さんが各区に交 の税理士法改正の政府原案に 考えていることが読み取れて、 制問題に手をつけねばならないと 万名は多すぎるとし、一局複数会 んじゃないか、 各会に入って同じことをまたやる るということも、あばれるやつが 好きな者同志が集まって会をつく というわけにもいかず、分けにく ぎる。といって東京の場合など、 いとしている。そうかといって、 錯しているからお客様の交換分合 しかしとにかく一

かない ン部隊も必要であって、応援団が 形で自民党の全議員に働きかけて と山下元利君で、私が会長という 必要でございますから、それは私 もう一つは、その他大勢ベトコ

乱を起こし、反対運動で騒がれた ってしまう。提案してから反対す ど、どこかの政党は必ず反対する るんならまだいいけれども、提案 まとまりがつかんということにな に決まっていますから、とうてい んでは、選挙が近くなればなるほ になって、また税理士会の中が反 「しかし、最終的な煮詰めの段階 | 求としてはそういう要求だけれど 立って反対はするなと言うことを というところなら、ともかくそれ 度のところで一歩前進、二歩前進 もかく要求は解るけれども或る程 じゃ先へ進もうにも進めない。と みたいなこと言われたって、それ も、その一つでも蹴られたらだめ 私は言っているんです。 まここで言うのはいいけれども表 もいいことなんだよと。だからい

どうもはねっ返る危険性がある。 したがって、一般の会員の方がそ一すべきことを明言している。 言っているんですが、あの連中

税協や青税の一部尖鋭分子と訣別

そういう窓口を通してものを言う

ようになるべくしてもらいたい」

渡辺代議士は、税理士会が、

ションをするのはいいけれども、 その間に自分たちの中でデスカッ やはり会長という窓口を通して、

続いて渡辺代議士は、「中 正 の | いか。 特別試験をなくすという方 局複数会制問題の着手に

述べている。 現実的な解決の仕方を考えようと れ、とにかく一万人もの会は多過 向でいかなる経過的措置があるか 「一局複数会制の問題」にも触

トモエそろばん 謝恩特価提供

そろばんは電卓を駆逐しております。机上になくてはならないものの一つが そろばんです。

**トモエそろばん**は、長い伝統と良心の結晶であることを全国で認めら れております。それは、皆さまは日刊紙やラジオやテレビの全国ネッ 承知のことと存じます。

今般、特別の関係がございますので、公認会計士・税理士の皆さまならび に全国の会計事務所にお勤めの皆さまにトモエが特別サービスいたすことと いたしました。ぜひ、御注文を下記あてにお申し出でください。尚、贈答用 ・家庭用・学童用・生徒用も御指命ください。お待ちいたしております。

> 東京都文京区本郷5丁目18番3号 公認会計士会館ビル2階(〒113)

- 税 理 士 協 議 会 電話(816) 3346番 振替東京0-159348番

**卜七工**算盤販売株式会社

本社/〒101 東京都千代田区内神田2丁目14番3号 ☎03-252-2841代 工場/小野・横田

若干の解説をしつつ、要約紹介してみよう。 なお、講演中に、税理士法改正の今後の動向が暗示されており、種々 参考 になる と思われるので、 六月二十二日、自民党税制議員懇話会代表世話人の渡辺美智雄代議士は、北海道税理士会の定期総 税理士法改正問題に関連して、税理士会の意志統一の必要を強く訴えた。

会において特別講演を行い、

聞きながら、やらしていこうと思 百数十名かの税制議員懇話会とい一にあるのではあるまいか。 税理士会の意志統一こそ 案が突如提案される可能性が十分 でには大体煮詰めていきたい」 って、小委員会では専門的な問題 には簡単なパンフレットを流す。 いう部隊も必要なわけです。そこ もらえばいいわけであって、そう 学問的に詰める部隊も必要であ

を詰める。そういうことで秋口ま その結果、税理士法改正の政府 返りの連中には、皆さんが一緒に

長がしっかりしたって、下の会員 ぐなりますから、それには幾ら会 体を相手にするなということにす 当事者能力なしでは、そういう団 のしようがないです。税理士会が と、窓口幾つもあったんでは交渉 日税連を中心でやって頂かない

が反乱すれば駄目なんであって、

乗らないようにしてもらいたいで

理士会はがたがたになってしまっ そっちの応援みたいになって、 ますよ。反抗していると、それは 想論を言いますからみんな賛成し 全部弁護士並みに与えろとか、理 うは。自治権確立とか、懲戒権は うまいこと言いますからね、 違いなく。だからああいうはねっ また駄目になりますから、 宮

席ですから詳しいことはわからな うものを発足させた。これは外野 くてもいい。賛成、賛成といって の連中に乗せられてはならない。

第

政官に比べて、待遇の点で不当に

すなわち「わが国の司法官は行

江木翼翼殿

第一東京弁護士会長

原嘉道

ものである。

して、訴訟当事者の地位に立た

保障を与えられている。その一

### 五日、第一東京弁護士会は、常議 原会長時代の大正十四年十月十 | 擁護に、いよいよ立ち上ったので 複数の会の力 ある。 この二つが自分の提唱す

員会の決議に基き、政府につぎの ような建議をしている。 司法部の威信を維持し其の機能 現時司法官の待遇甚だ薄く行政 官に比し遠く及ばざるものあり を全ふせしむる上に於て遺憾な ちらは加藤高明総理大臣あてに提 議は単独会の建議よりはるかに強 い。翌大正十五年度の予算では前 出した。複数の弁護士会からの建 十一月七日、同趣旨の建議書をこ 直ちに帝国弁護士会が呼応し、

右常議員会の決議に基き及建議 られむことを望む 大正十四年十月十五日 で、昭和二年七月二十七日、再び 建議を提出した。 奏任官で四二円の差があったの

法を講じ司法官優遇の実を挙げ

きを得ざるを以て速に適当の方

ルノ途ヲ開クヘシ 是レ司法権 ヲ改善シ以テ広ク人材ヲ登用ス 司法当局ハ速ニ司法官吏ノ待遇 ノ威信ヲ顕揚スル所以ノ捷径ナ

旨の建議を提出している。 日帝国弁護士会が呼応して、同趣 というもので、やはり九月十九 ないので、検事が勝手気ままな ふるまいに及んでも、これを制 もまた検事を当事者と思ってい 当事者という自覚がない。 判事 付役のようなつもりではいても しない。裁判所では判事より尊

歩進めている。

# 検事制度改正を叫ぶ原嘉道

曹における一つの強い主張となっ 協会の評議員会に「検事制度を改 正する件」を提出し、以来在野法 ぬ原嘉道が、この日、日本弁護士 四日に端を発している。ほかなら ていた。原の所論はつぎのような

一、現行検事制度を改正してどの 検事局が付置されている形を廃 し、これを切りはなして関係の ようにするか。一つは裁判所に

護士会は、司法改革、国民の権利 法官優遇の必要を力説していたと| 隔たりがあったということであっ 日本弁護士協会も、過去何度か司 た。」(われらの弁護士会吏)ので、 一、四六〇円に対して二、九三〇 **俸**にとってみると、他者の奏任官 ころであった。そこで、内部の整 に<br />
基礎固めを終った<br />
第一東京弁 に過ぎず、その間に五三〇円の

この考え方は明治三十一年三月

十四年当時の司法奏任官の平均年 いわれている。

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

事を今日見るごとき裁判所の監 ない役所にする。もう一つは検 視役というような地位からはず

の事実であった。すでに明治三十 なりの径庭があり、それは埋めら われたが、なお行政官と比べてか でこの不満が爆発して、ひと騒動 三年、三十四年には司法部のなか れることがなかった。これを大正 を引きおこしたことがあった。そ **冷い扱いをうけていたことは周知** 以来、数次にわたって改善が行

検事制度を根本からゆさぶったと も主張した。これは当時、日本の 属させ、裁判所と検事局の分離を 平を見過すならば、有為の人材は 々と大義の主張をしたのである。 るとして、国民の立場に立ち、堂 法部の将来にゆゆしきことである 他に活路を求めてしまうから、司 向きもあるかも知れないが、 他人の世話をやいている、と見る すなわち司法警察官を検事局に専 司法官優遇建議にとどまらない。 会の大きな視野に立脚した活動は がないから、いわばおせっかいに し、ひいては司法の威信も害われ 第一東京弁護士会と帝国弁護士 司法官吏と弁護士とは直接関係 不公

、検事は行政官であるが、 の行政官と異なり、憲法、 ば止めなければならない によってある程度は終身独立の ても起訴見合すべしといわれれ ないし、自ら罪ありと信じてい っても指揮に従わなければなら 検事自ら信じて罪なしと思

年比二〇万円増額したのである。 しかし、他省に比して、なお、 一、なぜこのように改正するか。 、第二の弊害は、現行制度では の独立を害するという弊害があ 裁判の独立が保てない。 席して意見をのべる。これでは 評議の席にもしばしば検事が出 過ぎ、判事と検事が事件につい いると、その間柄が親密になり 事と検事が同じ役所に同居して るからである。 いまのように判 現行制度では、第一に、裁判権 る検事制度改正の内容である。 て協議することが多く、判事の

検事は、裁判所では常に判事の 同じ立場のものである。然るに 犯罪の証明であって、原告人と とである。元来、検事の職務は 石側にすわっていて、法廷の目 **裁判所の威厳を損ずるというこ** 号掲載所論を要約) よって捜査の敏活をきたす。 は 伴わしめるという利点もある。 るときは、公訴を社会の実況に ものだし、またこうすることに 事務より警察事務に近い性質の か。検事の職務はもともと裁判 離し、検事局は司法省からはな に検事を内務行政官の一部とす して内務省に属せしめたらどう (「録事」第八号—明治31年3月 結局、裁判所と検事局を分

更

# 花井卓蔵は更に強調

次のようなもので原の意見を更に いう議題を提出している。 それは 十日の日本弁護士協会評議員会に 「検事独立の制度を設くる件」と 花井卓蔵も、明治三十三年九月

一、検事は主権を代表して社会の 生命も断つ。このように大切で 由、名誉、財産を奪い、時には かつ危険な職務をもつ検事は、 る。しかし一歩誤れば一人の自 罪悪を訴追することを職務とす 党利党略に動くときはどうなる 司法大臣の監督下にあるが、万 、司法大臣にその人を得ず、

であるから、頭を抑える司法大 に移したいというのであるが、 機関としなければならない。原 臣の下を離れ、また尾をにぎる 大臣ににぎられているのが実状 嘉道説は検事局を内務省の所管 内務大臣の下を離れて、独立の 大臣に抑えられ、その尾は内務 方で司法省官制があって、これ

吏を実役することができない。 傾きがあり、事実上検事は警察 の法律にまかせているので、 る。けれども検事の職務権限並 くるより行政上官の命をうける 事件に関しては、検事の命をう ある。そのため刑事のある種の 察官を動かすが、司法警察官は びに任官の保障の如きは全く別 警視総監または知事の指揮下に 督者自らの官制では如何ともで により検事を監督すと定めてい 検事はその手足として司法警 要するに検事はその頭を司法 監 大臣となったのである。 二十日、原は田中義一内閣の司法 そして四カ月後の昭和二年四月 司法権と行政権の区別を透徹せ らるるに至らんことを切望す。 とを明らかにし、国民の脳裡に 検事局とは各独立の官衙なると 関する規定を削除して裁判所と **眞属とし、同法中より検事局に** (「正義」昭和二年一月号 )むる制度の一日も速に確立せ

かねての宿願の主唱者が司法大臣 法改正委員会を設けて、 検事局の分離政策を果たすため、 になったのである。こんなチャン 七月二十日、司法省に裁判所構成 案の立案を下命した。同時に同年 を、刑事局長泉二新熊に検察庁法 民事局長池田寅二郎に裁判所法案 当然、在野法曹も色めき立つ。 原は勇躍した。宿願の裁判所と 分離問題

一スはない。昭和三年三月十五日の一に提出したのである。(つづく)

一、弊害の第三は、検事の曠職を めるとか、公判に訴えるとかい 件が出てくれば、ただ予審を求 の検事の仕事ぶりをみると、事 きたすということである。今日 おかなければ 裁判 の威厳が保 いものはないということにして

十分に尽くしていないことにな る。これでは裁判官と原告官を げるような申立をするだけであ と検察権の区別が理解されていな ふ」と題する論文を発表した。そ 法教育が行われなければならない こでは、国民の間において司法権 んでいる。 とし、そして次のような文言で結 いことを憂え、速やかに正しい司 一司法権に対する国民の誤解を憂

事としての職務を正当に、かつ 混合するもので、当事者たる検

る

このような弊害を除くために

の独立とは何等の交渉あるもの 下に在る行政事務にして、 年唱道したるが如く、裁判所構 が根本的解決策としては、 にあらざることを国民に会得せ 之を決するものにして、司法権 権の行使にあらず。起訴不起訴 成法を改正して裁判所を天皇の を要せざる処なれば、余等が多 **尼が裁判所の一部なるが如き誤** は司法大臣統率の下に在る検事 胖を一掃する必要あること多言 )むるの急務なるを信ず。 又之 検察事務は司法大臣の指揮の 検事 司法

会員卜部喜太郎君 持ツ司法大臣ノ如何ニ依テハ 今村君ノ注意ヲ多トシ本案ヲ タシト希望ヲ述ブ 然ノ帰結ナリ、茲ニ留意アリ 其弊ノ依然タルモノアルハ当 シムルモ検事ニ命令指揮権ヲ 警察官吏ヲ単ニ検事ニ隷属セ

議委員によって第一東京弁護士会 こうして、このとき選ばれた建 満場異議ナク可決確定シタリ タキ旨ヲ述ブ 包含シテ十五名ヲ以テ組織シ ム、尚委員ハ会長、副会長ヲ 為スコトモ加ヘテ 賛成 ヲ 求 ノ権限ニ付適当法制ノ改正ヲ 拡張シ此点ニ関スル司法大臣

| 会を開き、同趣旨の建議を総理大 一国弁護士会でも三月十九日臨時総 臣田中義一、司法大臣原嘉道あて は昭和三年三月十六日に建議書を 提出した。追いかけるように、帝 一倫理性を欠いている。 猾以外の何ものでもなく、

う手続をするだけで、それ以外 根本的に変えようという主張を、 ある。そしてそれが導火線となっ て、日本弁護士協会の主張ともな いち早く熱心に唱えていたわけで 年9月号掲載より要約) らも離したいというのである。 自分のは一歩進めて、内務省か いわば原と花井は、検事制度を (「録事」第三十五号—明治33

通常総会では、

ないかも知れない。とくに特別試

理化されるべきなのであろう。思 験の問題などは、然るべく改善合

原、

らも予審決定書をそのまま読上 集めてくれる。公判になってか になにもせず、証拠は裁判所が

ものであった。 会員卜部喜太郎君 本問題ハニ十数年前ヨリ屢次

会員今村力三郎君 実行ニ当ラシメンコトヲ提案 速カニ目的ノ貫徹ヲ要望スル 本案ニ賛成意見ヲ述べ尚司法 当ノ委員ヲ選定シ案ノ作成及 旨ヲ述ベ尚叢長指名ノ下ニ相

りなのであろうか。

|れて望みを達せられないだろう。 |▼法改正だけがすべてではない。 位に組織を独立させ、その会費を なことはわかり切っているのにゴ うか。職業エゴを振り廻して他の 支部会費に折りこんで徴収してい 結局一番懸案の特別試験制度の改 カケヒキをもてあそんでいると、 返りのあるのは当然であり、そん たい。或いは、税政連が、支部単 きずして法改正もあるまいといい 遍的に確実な人間の基本を指導で **善合理化ということもカケヒキさ** 職業を押しのけようとすればハネ 人間倫理の問題であって、その普 リ押しをするのはカケヒキのつも 部税理士の破廉恥行為などは、 オ子才におぼれる一 というが

という議題を可決している。

ムルコト

司法警察官は検事局に隷属セシ

また、大正九年十二月十一日の

しているが、なるほど現行税理士

▼税理士会が税理士法改正に狂奔

法は必ずしも十分なものとはいえ

総会では

<1 2>

り、明治四十年四月十四日の臨時 | という議題を可決している。 司法大臣となる ヲ確立シ行政官ノ監督ニ属スル 裁判所ハ天皇ニ直属スヘキ制度 現行ノ制度ヲ改ムルコト

大正十五年十二月十八日、原は一第一東京弁護士会通常総会には、 属の司法警察官を設くることを司 ると、その時の模様は次のような 法大臣に建議する件」という臨時 ト部喜太郎ほか九名から「検事隷 議案が提出された。総会記録によ

明ヲ加へ恰モ此総会ヲ絶好ノ 経過、必要ノ理由ニ付詳細説 閣モ実現行キ悩ミ居レリト其 レドモ予算関係ニ於テ歴代内 | まったから、現行税理士法に対す 機会トシ有力ナル決議ニ依テ 提唱ヲ繰返サレタル古キ懸案 一属シ何人も異論ナキ事項ナ ▼だから、十年たったのだし、 | る "不十分なもの" という印象は れるのは無理からぬことである。 頭のなかにある。 この十年この方、多数の税理士の 府案のなかに盛り込まれていたそ らためて改正しようとカコブを入 の他の改正項目も一緒に消えてし しかも廃案にしたために、その政

や弁護士にフイッシャーをかける 一をよりいいものに改善しようと指 ような改正方向は如何なものだろ 向するのはわるいことではない。 一般的にいっても、現行税理士法 しかしながら、とくに公認会計士

るやに聞くが、この一緒くたは狡 ッカウチ matured in w

Superola

VIKKA WHISKY

3000

ており、年々特別試験組の税理士 めに特別試験は旧態のままで続い | でいる。 ところが、 廃案にしたた 法改正の政府案を廃案に追いこん

の狙いを置いたやに見える税理士

に、特別試験の恒久的制度化に真 えば、税理士会は、十四、五年前

が急増して三万名を突破してしま

った。「政府案が通っていればこ

んなに増えなかったんじゃない

か」と渡辺美智雄氏はいっている。

ゆたかにします。 濃くします

SUPER

発 行 所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3

郵便番号 113 公認会計士会館ビル

電 話 (816) 3346

/1部 岡田一馬 年極 1,000円

岡崎寿士

次

一頁…一局複数会制のみ真の解

二頁…或る弁護士会の歴史(13)

決/税理士法改正の行方

★一局複数会制の 早期実現をはかる

★税理士会の 正常化をはかる



右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫

士会以外に入会はできないことに 祝局の管轄地域内に存在する税理 なのである。それも税理士として 外的に東京国税局管内に二会 ところで税理士会は一国税局の

を露呈することとなった。 っている。この数に対し的確な指

行ってはならないというのが原則

のるが、前記青申会総連合の小冊 っでに数多く触れているところで |年一月二十七日号「時事通信」 会長武田亨氏の論文をこの際再 税務経理。欄に掲載されたもの

や現行の税理士法では、税理士会 私も税理士会に加入している。い に入会しない限り税理士の業務を 税理士の仕事もしているので、 これは結果として次のような欠点 らないので事実上不可能となる。

京会のごときは九、〇〇〇人、大 理士の増加につれて、税理士会の の数の膨大化につれて、十分な機 員の指導、連絡及び監督が、会員 会員数は増加の一途をたどり、 能を持ち得なくなったことだ。税 まず、会の主たる任務である会

としてすべて税理士業務の対象税 連側は、申告を要する税目は原則

託してみよう。 これは、 昭和五十 局複数会制の意義については

他の国税局管内に移さなければな えるには、営業拠点たる事務所を をかえることはできない。会をか らねばならず、会は一つしかない 所所在地を管轄する税理士会に入 ので選択することはできない。も しその会が意にそまなくても、 監督を行っているのである。 会

業務の範囲、特例試験制度の洗い 権などまでに拡がってきている。 権利義務を中心に事前通知、代理 を進めており、さる七月五日には とも個々具体的な問題の意見調整 直し等。すでに監督官庁の国税庁 しているもののうち主な点は、稅 できないところである。

あり、 業務を行い得る点は改正すべきで 連は、弁護士の資格のみで税理士 公認会計士であっても、最

低低、

し直すしかないと思う。

ご紹介してみよう。 税理士会雑感

局複数会制実現のとき るものは必ず業務の拠点たる事務 そして税理士会は会員の指導、連 税局管内に二会あるに過ぎない。 区域とする東京地方会)、名古屋国 以上の結果、税理士たらんとす

期通常国会で図るよう国税庁、大 をすすめている。 府提案による税理士法の改正を次 蔵省主税局などと急ピッチで折衝 士会連合会(山本義雄会長)は政 委員会が発足して以来、日本税理 日税連が改正すべきとして主張 さる三月に自民党税理士問題小 正念場むかえた税理士法改正

社会保険労務士が代行するケース 張は平行線をたどっており、楽観 わけだが、現在のところ両者の主 申告会等との調整に苦慮している が多いといった現状をスッキリさ そこで、日税連としても、青色

複数会制を先ず実現して原点から みもあって予算は許さない。 思われるのだが、総選挙等のから 易に改正が成立するはずはないと 税理士法改正問題はかくて容 む

のままでは社会的混乱を惹起しとどまるところを知らないおそ 本公認会計士協会・同政治連盟とくに協会内の通知公認会 よすがとして、すでに発表されたものではあるけれども今一度 なかに再録されている記事等を、税理士法改正のゆくえを探る 改正の頃からの同会と税理士会の歴史的経過を詳細に収録した れがある。全国青色申告会総連合でも七月に「税理士法改正に 成し、あらためて税理士法改正問題を論議すべきであり、現状 実現が望まれるのである。 一局複数会制を実現して組織を再編 不幸に見舞われようとしている。 これは同じ税理士としてまた 理士会はまさに四面楚歌、多くの友好団体を敵に廻しかねない うとしている。また関連する各外部団体においても同様で、税 計士会など強い反対意向を示しており、関係議員に説明に及ぼ 成して自民党の関係議員に配布している模様である。当然、日 ど日本税理士会連合会・日本税理士政治連盟の連名 で、「税 理 あくまでも自己に有利に改正作業に投影させようとし、このほ 作業がどこまで進捗しているか不明である。しかし税理士会は とに坐視するに忍びないものがあり、つくづく一局複数会制の 税理士法と納税者の立場」と題する小冊子を発行した。その (外部団体関連問題)」なる陳情書を作 強制加入を建前とする会で、これ と言えよう。そして本質的には、 関決定の名の下での執行部の方針 ず、もんもんとしているのが実情 方を展開する場を持つことも出来 法改正反対運動であり、公認会計 治づいている点をあげられよう。 に抗し得ず、さりとて自己の考え 方向と見解を異にする会員も、機 立であろう。これらについて会の の職責、使命等をめぐる見解の対 士の排撃であり、さらには税理士

税理士法改正の前途は多難

う。

日号に掲載された記事を紹介して ついでに、「税務通信」七月十 税務書類の範囲も定めるべきであ るとしている。

各方面への働きかけ急ピッチ 迫しているといった建前論、事業 青色申告会等の行っている記帳代 所税が完全には税理士の守備範囲 正を主張する背景には、総評や、 税目、税務書類の範囲について改 かという点である。日税連が対象 利害関係団体との調整をどうする に入っておらず原泉所得税事務を ここで問題となってくるのが、 税務指導が税理士の業務を圧 ŧį 本要網とちがうではないか〟とい

むかどうかをめぐって一波乱ある えており、それを改正案に盛り込 部に一局複数会制という爆弾を抱 況にもなりかねない。このほかに った意見が内部から出てくること も予想され、意志統一が困難な状

折衝に加えて内部の意志統一の問 題と、税理士法改正の前途は多難 いずれにせよ、関係各方面との 党のそれも、各団体と調整し、 ましだとする強い声もある。 自民党の税理士問題小委員会も野 るような改正ならしないほうが

では、「基本要綱」を大幅に後退す

なようだ。

上程 理士会から税理士法改正試案を再 局複数会制を実現して、その各税 らないだろう。それには、 法改正などは実現しそうもなさそ 部も意志統一してこいといってい うである。 では今のままでいいの るから、いよいよもって、税理士

の団体としては不可能に近い。も 揮できないということになってき まとまらなければ、会の機能は発 〇一三、〇〇〇人程度の会として っと会員の掌握の容易な二、〇〇

自民党税理士問題小委員会(小渕恵三委員長)の税理士法改正

目民党総裁選や一般消費税論議もあってか、このところ暫時、

その端的な現れが、やみくもな商 何年来の傾向としてみられること さらに新たな現象として、ここ 税理士が多分に思想づき、政 ではないと思うのである。

先鋭な思想活動、政治運動を好ま 連絡、監督の向上を期すべきだと の自由を認めるとともに、 考える。そうなれば、いたずらに 会の存在を認め、まず会員に選択 私は現在の建前を至急あらため 一国税局管内に複数の税理士 指導、

「ばよく、手ごろな会員数は会活動 を極めて充実したものにするだろ ぬ者は、そうでない会に入会すれ 員懇話会(山下元利座長)の発足に 日税連が根回しし自民党議員一五 理士会内部の意志統一が法改正の れたようだ。 際しても、その点を強く念押しさ ○名を集めて、組織された税制議 大前提」との判断を示されており 当島側との折衝のなかで、「税

懸念されている。そうなれば "基 ら一部外れる点がでてくることが 税理士法改正に関する基本要綱か に、四十七年に日税連が策定した 各単位会に逐一経過を周知させて いく方針で臨んでいるが、改正案 日税連も内部の意志一般には、 ▼したがって税理士法を改正しよ 本の国のどこにあるのか……」 いて、税理士法を改正しようとす さかんに煽っている。 けで公認会計士法やその他の職業 うとする。しかし、前述のようなわ 人の職域等と複雑にからみ合って

▼現に各団体で税理士法改正に反 対している。加えて税理士会内部 とではない。だから税理士法改正 という楽観視も一部にはある。 などは到底できるものではない、 ればならないかも知れず容易など れば、他の職業立法も改正しなけ

か。 ら思想づき、政治づいた問題を会 多分に問題があるのではなかろう が決定し運動するということは、 この結果、引き起されたのが会

惧(きぐ)の念を持つのは私だけ 無関心な大衆会員と、先鋭な執行 かを思うとき、税理士の将来に危 部の併存がどのような動向を示す 員大衆の会活動ばなれであろう。

るむきもある。 税理士が行政書士に対してエリを ととされているところから、先ず 正すのが先決ではないかと指摘す

風の目となりそうなのが税理士会 税理士法改正だが、もう一方で台 とはいえ前途多難をうかがわせる とのように話合いが進んでいる

と続いている。

場の人か。特別試験と称する選考 ▼そこで田中伊三次氏あたりは、 度というものが、ほかの制度で日 ゃないか。こういうずさん資格制 を受ける。資格認定を受けた人じ 分の一だ。三分の二はどういう立 おらん。三方六千人に対しては三 ちゅうと、たった一万二千人しか になった人はどれくらいおるのか 一般試験を受けて堂々と税理し

四 税理士試験に合格した者

条に掲げる試験科目の全部に及 る税理士試験の免除科目が第六 第七条又は第八条の規定によ

公認会計士

税理士が行政書士業務も行えるこ あっているようだ。それに加えて この主張は、弁護士会が訴訟代理 あるとしている。当然、日税連の 税理士業務を行う条件とすべきで 権を盾に反対するなど強い抵抗に の各号の一に該当する者は、 の場合、税理士法の第三条に、 士となる資格を有するとあって 得ないし、公認会計士、行政書士等 また然りである。ところが税理士 験の合格者でなければ弁護士たり いる。すなわち弁護士は弁護士試

他の職業団体にはないといわれて ▼税理士会ほど複雑な組織構成は

### トモエそろばん 謝恩特価提供

そろばんは電卓を駆逐しております。机上になくてはならないものの一つが そろばんです。

**トモエそろばん**は、長い伝統と良心の結晶であることを全国で認めら れております。それは、皆さまは日刊紙やラジオやテレビの全国ネッ 承知のことと存じます。

今般、特別の関係がございますので、公認会計士・税理士の皆さまならび に全国の会計事務所にお勤めの皆さまにトモエが特別サービスいたすことと いたしました。ぜひ、御注文を下記あてにお申し出でください。尚、贈答用 ・家庭用・学童用・生徒用も御指命ください。お待ちいたしております。

> 東京都文京区本郷5丁目18番3号 公認会計士会館ビル2階(〒113)

一税理士協議会 電話(816) 3346番 振替東京0-159348番



### **卜七工**算盤販売株式会社

〒101 東京都千代田区内神田2丁目14番3号 ☎03-252-2841代 工場/小野・横田



**務百般悉ク党ニ依テ行ハルル** 

トモ近時政党漸ク勢ヲ為シ政

メ真ニ百年ノ大策ナリ ミナラス国家ノ為司法権ノ為

司法大臣 原

嘉道閣下

会の建議書は次の通りである。

引続いて提出された帝国弁護士

察事務ニ及ホシ為メニ趣食

急ノ適正ヲ失ハシムルノ虞ナ

シトセサルニ至ルヘキハ逆賭

分離問題、

帝弁の建議

司法警察官ヲ検事局ニ専属セン

ムルト同時ニ検事局ヲ行政部ヨ

リ独立セシムル事

外ニ抜キタル所以ノモノ亦蓋 閣ノ組織ニ当リ司法大臣ヲ党 スルニ難カラス 思フニ現内 虞アルニ至テハ吾人ノ最モ痛

メ牽テ司法ノ神聖ヲ傷クルノ ハ国民ヲシテ其公正ヲ疑ハシ

税

た第一東京弁護士会の建叢書は次

ルヘキハ素ヨリ其所ニシテ実

「制度上ノ一大欠陥ト謂ハサ

一於テモ亦此議アリト仄聞シ

協』を通しても、税理士会の内

頂いていますし、新聞『第一税 は、いろいろの面で協力させて

すが……実際にはうまくいかな 体トップの仕事だとは思うので

い例が多いようです。

「第一税理士協議 会 さんに

を上手に調整してゆくのが、団 違が出てくるのは当然で、それ いても、そのイデオロギーの相

ります。

しかし現実には、すでにこの

でことを処さないと、会の前途 けに、執行部は余程大きな考え

はおろか職域全体の進路を誤ま

尚更でしょうね。

だとすれば、今の運営面にお

ておりますけれど、そうなると、 身組と試験合格組が有ると聞い

とすると、職域団体に大混乱を 執行部が意地になって押切ろう 避けるべきだと思うのですね。 ぶ点もあるようですが、これは 分とれ等兼業者の職域侵害に及 ている税理士法改正運動は、大 っている範囲で税理士の主張し

捲起すことになるでしょう。 税理士会が特殊法人であるだ

部事情は一般納税者より知るチ

ャンスは多いわけですが、それ

ういった税理士会内部の問題に

数会制にもってゆくほか方法は

すから、この根本の解決は、複 改正運動は開始されているので

納税者の立場からしても、こ

ル可カラス

加之政党政治ノ

ヲ切望シ茲ニ謹ンテ及建議候

ないか」ということになって、 皇の官制大権を侵すものでは

**てれで、 司法省はこの案を撤** 

全クスル事ノ甚タ難ク時ニ世

ーシテ能ク其ノ本来ノ機能ヲ

与シ上下ノ鞣絆ヲ絶チ禍根ヲ 法警察官監督ノ権ヲモ之ニ付 政部ヨリ独セシメ 同時ニ司

掃シ以テ検察事務ノ統一ト

である」と答えたので、「行政 と質問され、政府側が「行政官 「検察官は司法官か行政官か 査委員会で、 枢密顧問官から

ノ疑惑臆測ヲ招来スルコトア

跼蹐ノ窮地ニ在リ

此ノ如ク

官ノ監督モ亦行政部ノ手ニ在

ハ其ノ手足タルヘキ司法警察

全ヲ期スル事能ハス 是ニ於

テ制度ヲ改善シ検 事 局 ヲ 行

ルノミナラス此一事ヲ以テ万

リ交々上下ニ控制セラレ真ニ

監督命令ニ服スルト同時ニ下

上ハ行政長官ニ隷属シ自ラ其

此ノ良断ヲ期待シ得ヘカラサ

ヘシト雖モ将来必スシモ常ニ シ此ノ見ル所アリシカ為ナル

任シ党利ノ向フ所或ハ累ヲ検 確立ト共ニ党員相次テ大臣ニ

我現行ノ制度ニ依レハ検事ハ

# 昭和三年三月二十日

昭和三年三月十六日に提出され 分離問題、 弁の建議

内閣総理大臣男爵

帝国弁護士会

田中義一閣下

嘉道閣下

行ノ速カナランコトヲ魁望シ 会ハ閣下ノ企画ヲ翼費シ其実 リト信ス 我第一東京弁護士 スルコトハ是亦喫緊ノ施設ナ 削り他日ノ禍根ヲ未萠ニ杜絶 察事務ヲ指揮命令スルノ権ヲ 律ノ改正ヲ為シ政党大臣カ検 倍スルニ至ルヘキヤ必セリ故 部ニ戴キ彼等ヲシテ自由ニ検 セシムルト同時ニ適当ナル法 察事務ヲ指揮命スルコトアラ 二司法警察官ヲ検事局ニ隷属 ノ爪牙ト為リ其弊ヤ今日ニ百 ムレハ司法警察官ハ却テ政党 トキニ方リ政党大臣ヲ司法 から大臣になった原にはどうしよ つくられた政府案は、枢密院段階 的バックアップも得て、せっかく くいかなかった。在野法曹の側面 うもない、厚い官僚の壁があった られるのであるが、いきなり在野 在野法曹や原法相の無念が思いや でつぶされてしまったのである。 司法大臣 ところが、この問題だけはうま

立セシムルコト

司法警察官ヲ検事局ニ隷属セシ

メ同時ニ検事局ヲ行政部ヨリ独

一東京弁護士会

ヲ検事局ニ移管スルノ識アリ

←是啻二吾人ノ宿論 タルノ

法権ノ独立ニ致シ司法警察権 聞ク閣下就任以来専ラ意ヲ司 歎ニ耐ヘサル所ナリ 仄カニ

総会ノ決議ヲ以テ謹而及建議 昭和三年三月十六日

統一ヲ素リ敏速ヲ欠キ甚シキ

一隷属セルニヨリ検察事務ノ

我国ノ司法警察官カ内務行政

期における司法制度の回顧」のな 治百年記念座談会— 第十七号(昭和四十四年七月)「明 でみてみよう。先ず『法の支配』 との間の事情をいろいろの資料

会長 岸 清1

内藤(頼博) なられて、かねて持論として 第一東京弁護士会会員)さん 仰いだところが、枢密院の審 を作って、枢密院のご諮詢を 判所法案と検察庁法案の二つ ら伺ったのですが、そこで裁 木良一(筆者注-いているんです。それは佐々 をつけられたというように聞 るべきだと考えておられたの 検事局を裁判所から分離させ から伺ったことがあるのです 私が小原直(筆者注――のち 東京弁護士会会員)さんか 司法大臣になるとすぐ手 原嘉道さんが司法大臣に それについては 一のちに第

リヒト産業株式会社

田中経人

なるようですね。まして税理士

ますか、主義主張が一致しなく どうしてもイデオロギーといい ○○名くらいが限度ではないで

と税理士はぜひとも争ってもら

務の相談相手である公認会計士

いたくないと思うのですよ。

その意味では、現在私達の知

本化していることが理想であ

す。

われわれの経営・経理・税

般に職域団体というものは

接的に納税者にも及んでおりま

それには組織単位が三、〇

じょうか。それ以上になると、

りの考えがあるわけです。 だけに納税者の立場で私は私な

は巻き込まれたくないのです

ないのではないでしょうかね。

職域全体の危機を防ぎ、

が、すでにいろいろなことが間

認会計士という兼業者があり、 の場合、その職域に弁護士、

6理士専業のなかにも、 役所出

第三回通常総会(昭和三年四月二帝国弁護士会では、なお翌月の 十五日)においても、 二、政府ハ速ニ検事局ニ専属ス 5決議している。 さらにその翌 、政府ハ速ニ検事局ヲ裁判所 確立スヘシ ル司法警察官ヲ設クル制度ヲ ヨリ分離スル制度ヲ確立スヘ

厚い官僚の壁

号)「帝国弁護士会第四回通 常 総 この総会に来賓として出席した第 会後懇親会席上演説」によると、 また、『正義』(昭和四年五月 うことなのです。 回せざるを得なくなったとい

西法系から出た独逸の検事局 云ふものは、警察の延長と云 上極めて変なものなのであり 元来検事局と云ふものは法律

法律で規定してある官制は裁

<13>

ようにのべている。 検事総長であった小山松吉は次の 一東京弁護士会の名誉会員であり

年の第四回通常総会(昭和四年四 月二十五日)でも、同文の決議を の判事と同じ資格ある者が公 ましたから、判事と検事と同 の構成法は独逸の真似を致し って、検察事務の公正を期す と云ふものは、理想と致しま じ資格の人が同じ様な修習を 事局であります。 而して我国 と云ふやうな組織に出来た検 訴を実行すると云ふことに依 でありまして、判事と検事を して、さうして一方は検事に しては判事と同じ資格のもの

定めた官制も皆敷令である。 制と云ふものは御承知の如く 何に依て規定するか、一体官 やうな非常に重大なる権限を 庁となると、其独立の官制は 枢密院のやうな、又は内閣の 使事局と云ふものが独立の官 る訳であります。 .....それは

行政官であると云ふやうな政

新聞紙で御承知でありませら

枢密院で反対せられた原因は

処が分けやうとすると、今申 分ける方がいいと思ひます。

した官制の勅令問題が起る。

が、検事は裁判官ではない、

の中に居るべき者になって居 即ち検事と云ふものは裁判所 すると云う事になって居る。 処に一つの暗礁に突っかか 国で分けやうとするから、此 ります。換言すれば裁判所か なり一方は判事になる。そし ら分離すべきものでないやう ん出来上って居る。 それを我 で或る場合にはお互いに転官

> う云ふ風な形に規定したらよ 声疾呼するばかりでなく、斯

るるなれば、唯分離しろと大 雕すると云ふことを主張せら 護士会の諸君が何処までも分 た訳であります。 ……帝国弁 べきものであると反対せられ ば検察庁は勅令を以て規定す る所となったので、それなら 是が反対論者より言葉尻を取 府の説明がありました処が

いと云ふ案を作らなければ、

る。身分上の保障が判事の構 ぬと云ふ議論が当然起るので 成法と云ふものが出来た訳で を定むとあるから裁判所の構 法第五十七条に法律を以てク 判所だけであります。是は、意 るから議論の起る訳でありま れたものを勅令にして仕舞っ 云へば、従来法律で保障せら 障してその地位を何処までも すから、 勅令を以て検事局マ いことは疑ひないのでありま 事局、 或は検察庁と云ふもの とを分けると、どうしてもか ある。而して検事側と判事側 す。 ……私は若し分けると云 たのでは検事の地位は低下す 安固にしやうと云ふ趣旨から ととになる。 検事の地位を保 雕すると云ふ目的に矛盾する する為に裁判所と検事局を分 察事務の独立、其の公正を期 なると云ふことになると、検 成法の規定の如く確実でなく と、検事の身分保障がなくな 規定すると云ふ事になります は検察庁と云ふもの、官制を あります。検事は裁判官でな は勅令で規定しなければなら

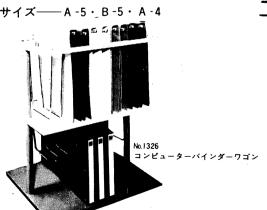
うことが完全に出来るならば 昭和三年から四年にかけての裁 通過は困難……云々。

に昭和九年から十一年にかけて再 立たなかったわけであるが、両会 |複数弁護士会及び原嘉道でも歯が び強い運動を展開したという。 もくりかえし主張している。とく ような次第で、さしも意気軒昻な はその志を捨てなかった。その後 判所と検事局の分離問題は、この

の為、人の為に奉仕する」とい にキメの細かな配慮がなされ、 はお得です」というポピュラー のキャッチフレーズも「良い品 うモットーは有名である。同社 つつ語り終った。 帳簿、ノート、コンピュータサ 着々業績を挙げている理想的経 ないかと思います」 頂くためにも、問題の起らなく なもので、堅牢度、デザイン等 式会社々長田中経人氏は微笑し 公開をされているリヒト産業株 本金ハ億円、大阪市場にも株式 プライズのトップメーカーで資 の深いファイルーバインダー、 なる一局複数会制にすべきでは 土本来の職域を完全に遂行して 氏の「よい商品を造り、 われわれ職業会計人に最も縁 これは卓見である。 **タタイヒイト** カラーファイル (4 COLOR) です。種類も豊富 いま す。抜群

経営効率向上への推進力

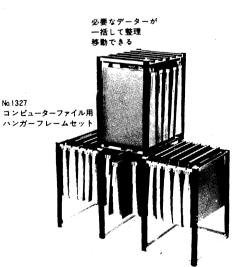
ンピュータサス・ライス



広島店 広島市 天 満町 6 - 7 岩崎ビル 〒733 TEL 0822(93) 8147(代) 高田ビル 〒812 TEL 092(411) 3225(代) 仙台市春日町6-1 白鳥ビル〒980 TEL 0222 (23) 8397 仙台店

岡山市築港栄町2 - 161 興ビル 〒702 TEL 0862 (64) O 3 O 6 (代)

事務用品の総合メーカー U/L/P產業株式会社



社 大阪市東区農人橋1-3 〒540 TEL06(942) 2361(代) 支店 東京都中央区日本橋浜町1-6-6 〒103 TEL03(862) 6911(代) !店 札幌市白石区菊水四条2-1-6 北星ビル 〒062 TEL011(831) 2109(直通) 墨店 名古屋市中区大須1-6-13 〒460 TEL052(261) 6821(代) 静岡店 静 岡 市 西 深 草 町 26 - 12 宝ビルテ 420 TEL 0542(47) 0702(代)

コンピュータールームから 会議室へ、重役室へ、 機能的なワゴンです No.1325 K コンピューターファイルワゴン

情勢になったのであろう。

は

じ め に 松木正輝

植松守雄

・頁…私の税理士法改正問題に

対する現状認識と

二頁…所得税法における「必要

経費」と家事費/

--局複数会制の 早期実現をはかる

★税理士会の 正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



士法改正運動とは全く別個に進行 を展開し、はじめは日税連の税理 していたにもかかわらず、政治的

つ。この運動は昨年の暮あたりか

いるのである。

局複数会といえば常識的に東

階では「基本要綱」の検討のなか なかねあいで、いつの間にか税理 | 概問題の一環としてごく初期の段 工法改正問題のなかの一つの問題 もともと一局複数会制問題は組 若干複雑な様相を孕むに至っ

总のなかで取り上げざるを得ない に見えたくらいであり、官側にし

の現状認識から考察を進めてみよ 知のように一局複数会制問題を中 内外ともに微妙な関係を有してい 協議会の問題の一つではあるが、 問題中最近とくに重要問題となっ そこで先ず、一局複数会制運動

困るといっているが、それでは自 雄代議士もいうように、関与先 けられるわけであるが、渡辺美智 反体制的な活動家に牛耳られたら 代議士は、同志的結合も反社会的 とは不可能である。ところが渡辺 かを三つ四つに地域的に分けると の入り交っている東京や大阪のな 京と大阪の税理士会から先鞭がつ

だ一つの会として強制加入制だか れぞれ組織が成り立っている弁護 間入りして沈黙し活動家が台頭し一 ら、良心的な人までノンボリの仲 然に同志を誘いあって友好的にそ るから通知制度廃止だとする日税 計士が存在するのはそれと矛盾す

おり、それらとのからみで、一体 税理士法改正はどうなるか、その 局複数会制運動の展望

頂ければ幸いだと思っている。 つの見方として大方の参考にして が、この認識が正しいとはもとよ り私も断定しえないのである。一 た結果を述べたく思うのである

税理士協議会の主張が曲げられて う点で最もベターであるとの第一 い。職能に捉われず、同志的に結 度もそのようにいったことはな が、第一税理士協議会はただの一 合は好ましくないというのである 調する「同志的結合」を日税連も て管理し難いから地域的に分けよ 合したほうが円満な会の運営とい 官側も公認会計士のみの職能的集 うといい、第一税理士協議会が強 しかし、日税連は会員数が多く 隙を衝いて来る可能性がある。 種々の意味で若干の問題が感じら も知れないし、特別試験も、付則 との関連である。行政的な面から 問題は通知公認会計士制度云々

ある。 この点の公認会計士協会は強硬で るからむしろ弁護士法との均衡の 士の通知制度より不利になってい が特殊法人でなかったため、弁護 度ができたとき、公認会計士協会 容易には進展しないであろうし、 通知公認会計士制

価値の高いものである。

行 所 発

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-公認会計士会館ビル 113 (816) 3346 岡崎寿士 /1部 100円 発行人

> 岡田-一馬

編集人

√年極 1,000円/

青色申告会、行政書士会等々、税 議会等各任意グループ、日税連及 部の専税協・桜友会・第一税理士協 状認識は、いろいろな角度の見方 ひ東京税理士会、利害関係団体と しての公認会計士協会、弁護士会、 ご承知のように自民党税理士問 税理士法改正問題についての現 できず、希望的観測や逆の観測が 入り乱れている。実際、税理士法

千変万化の様相を呈し、こと暫 たり、こっちへ転がって来たり、 玉つきの玉のようにあっちへ走っ 通しできる人は少ない。あたかも く混迷が続くものと思われる。 不透明な部分を増幅し、的確に見 しい政局の動きともからみ、益々 改正に対する賛成か反対かが、新 そのなかで私なりに情勢分析し に共感を持ちはじめている。 だ一抹の危惧を感じながらも次第 数にゆき届きつつある。官側も未 士たる議員や大蔵省出身議員の多 けだし、この点の理解が最近税理

公言しているから、前述したよう 動くであろうことは想像がつく。 的に責任を持って取組んでいる人 々が、何とか纒めたいと公の場で に困難ではあるが何らかの方向に 税理士法の改正も、前記の最終 税理士法改正

相手の立場を尊重しよう

け引きをすることはあり得ない

のから着手していけば妥協もでき 行政書士会あたりと調整できるか 規定の認可問題など出来そうなも よう。税目の拡大の問題にしても の監督権を緩和しようという問題 で妥協できそうだし、国税庁長官 例えば「使命」の問題も表現上 日税連の自治を尊重して報酬

存在価値の高い 通知制度

べく約束づけられているからそう かし、利害関係団体と調整す するべきであって、「たまたま けである。法律は素直な形で認識 機能が公認会計士に及ばないから 成立当時、公認会計士協会が特殊 連の主張は強引である。通知制度 税務業務をどんどんやってよいわ 公認会計士は同じ意味で弁護士も って、制度として成立した以上、 法人でなかったために指導監督の ……」は全科玉条ではない。 便宜的に出来たのが通知制度であ

て、通知制度は廃止するというよ 似ており、「臨時に」を削る方向で うな対案を示しているやに聞くが 合は、協会を通じ通知をすること 結局、「ごくまれ」と「臨時に」は により税務業務ができるようにし において臨時に税務業務を行う場

最近日税連は、公認会計士の名 の団体の立場を税理士会は尊重す なければならない。今までこれら

む

す

キッチンドレスの似合

らないと述べた。けだし人間は年 に税理士法改正問題の行方はわか さて、結論であるが、私はさき 局複数会問題を先に解決すること

の逆もある。要するに、時間の経過

が賢明ということになる。

そこで先ず、他と切り放して一

න

る。もともと税理士法の今般の改 つかしいと考えられる。 整されないと、国会提案まではむ 理と思われるのでよほど内容が調 正は極めて困難なものをふくみ無 のうちに、変化していくことにな 執することがいかに不毛であるか なかにも、基本要綱を数条的に固 に責任を持って進めつつある人の税理士法改正運動を現在最終的

何よりも人間には自由が必要なの

に分蜂することで円満になるし、 て来るのである。つまり、同志的

が第一の私の基本的認識である。

問 ように分派活動がはじまって、日 関で決定しても、 案は来年の三月頃兎にも角にも出 税連の当事者能力の欠落が依然と 妥協があり得るかも知れない。 から本文に移しかえる等によって るかも知れないが、全体として難 いくのではないか。税理士法改正 合わせているようであるから、分 もと積極的ではなく政界の熱意に して懸念されている。官側はもと かしい諸点に囲まれており、 商法改正の際の

全貌は私にも全くわからない。 その から発している。現実をいうなら 違えた詭弁に陥ってしまうのであ 解決しはしない。だから筋をとり あるから、税理士の名称で行うよ 会計業務は誰がやってもよいので いいではないかという現実肯定論 するのは、現実にやっているから 税理士の名で会計業務をやれると 違えは、税理士会の税理士法改正 会の現実に根ざしたものでないと うにしようというのは現実にその 必要はないのである。制度論は社 例えば会計業務の問題にしても

烈に反対する。なぜ反対されるの かということを税理士会は反省し 会その他商工会等一連の団体も痛 のである。公認会計士協会も青申 どだい無理な論議を展開している 頼関係を失っている税理士会は、 ろうが、そもそも他の団体との信 そういう現実との質や筋のとり 解決を図るのでなければ全く解決 乗的なものと認識し、その一点で 侵害することになる。従って分野 件なのでそれは税務書類だといい 務書類を税務書類としたいという うとはしないであろう。同様に財 は、この問題をこれ以上押し通る 更にその裏に何かの意図があるの 占にしてみたところですぐメリ る態度があったか。会計業務を独 により変化するもので、それは相 解決できるはずである。ことの善 をお互いに守りながら話しあって れは所詮無理であり他人の分野を としているのである。しかし、こ 民商対策の現実と関連して必要だ る場合決算書を添付することが条 問題にしても、個人が青色申告す ではないかとカンぐられるだけで ある。税理士会内の良心的な人々

うとも期待できる芽がある。これ は、政局が新しくいかに変化しよ という認識が徹底してきた。 したがって一局複数会制の実現

所謂活動家は排除されるに至る。 である。自由なら良心派が活躍し、

題の今後 局複数会制問題とのからみで無

いることを指摘したい。 るが、一局複数会制運動はあくま一 かとか、一局複数会制の推進は結 局複数会制に吸収するのではない 局通知が吸収されるに至るとする すなわち通知制度を廃止して一

然るに、むしろ内部において、

第一税理士協議会がそのような駈 理士会を正常化しようという運動 まうのは混乱というべきである。 て質の違う筋をまぜ合わせてし

# 質や筋のとり違えを避けよう

であり、通知制度は公認会計士固 を複数存在させることによって税 でも税理士会内部において、自由 に意見を出しあい、調整しあう会



5.000円(G-50NY)



おなじみの調味料、食用油、「ほんだし 海苔、かつおぶし(削り)、コーヒーなど、 奥さまにはいちばん嬉しい応援団です。 ●今年は1.000円から10.000円まで 全部で20品種ご用意しました。

なんでも手作り、いいですね。 キを焼いたり、昆布を巻いたり、 ときには、お客様のお相手をしたり。

は奥さまを、今年も応援して差し上げましょう。





2,000円(H-20y)



のがある一方で消費支出 した「必要経費」の性質をもつも

で豊富な材料のあるアメリカの例

などをある程度引合に出しながら

い。なお税法の規定や判例のうえ

り、その支出には所得稼得に関連

あると同時に消費経済の主体であ

各種の問題点をできるだけ系統的

に整理提示することを目標とした

なく、課税所得論の一側面として 用の問題にあまり立ち入る余裕は

産活動(所得稼得行為)の主体で

事費」の支出は、普通所得の享受、 費」の支出)がある。そして「家

記述を進めることとする。

(1) 本誌七七巻二号(昭和五

三

本的なルールであるが、実際には 以上が個人の課税所得計算上の基 計算上その控除は認められない。 処分とみられるから、課税所得の

るアメリカの動向を知るには、M

二一▼参照) ものであるから、こ

(2)「必要経費」の問題に関す

ertens, The Law of Federal

人の支出には様々の性質態様の

ものがあり、税制上右の基本的ル

ルを適用するうえでいろいろの

わが国の文献としては、碓井光明 Income Taxation, VoI4Aが便利。

「米国連邦所得税における必要経

法人においてはその支出は通常事

V,

もっとも紙面の都合で個別費

中心に検討を進めることとした

本稿は大体以上のような問題を

り、営利を追及し事業活動を営む を控除したものが法人の所得であ の用語では「益金」から「損金」

る。

がなお論ずべき問題を残してい 前稿である程度論及した点である

をもっている。ところが個人は生 業遂行上の「損金」としての性質 差し引いて計算される。法人税法

収入金額」から「必要経費」を

どのように統一的に理解するか、

ような控除を課税所得概念として

所得税法上の所得金額は、普通

を取り上げ、課税所得論として前

経費」と「家事費」をめぐる問題 稿であまり論及しなかった「必要

稿を補足敷衍することを目的とし

よる損失や医療費支出について 則だが、現行法は災害、盗難等に 所得の計算上控除されないのが原

「所得控除」を認めており、この

を広く取り上げたが、本稿は、前

問題である。又、「家事費」は課税 の税制および税務執行上の対応が のが少なくなく、そのような場合 事費」の要素とが混在しているも

を書き、課税所得をめぐる諸問題

における「課税所得」をめぐって」

筆者はさきに本紙に「所得税法

は、同じ支出のうちにいろいろの

意味で「必要経費」の要素と「家

**題する小論「前稿」として引用)** 

# 序 説 おける必 所得)、控除する支出金額の範囲を | 用いず、控除し得る支出を収入を | される、たとえばこの種の所得の | 上、それが人間の衣食住に関する

本稿は「一橋論叢」 第80巻第5号にも 掲載されています。

> の要件によって控除を否認された ように働いているかであるが、

通常で必要」という要件がどの 問題は必要経費の控除において

代表的な例は、事業遂行と何らか

債務に対する支払が「通常」

(1)

分の控除を認めるものとしている 部分が分別できるときは、その部 および「家事関連費」は必要経費 は、一定の条件の下で必要経費の ①)、ただ「家事関連費」について に算入しない旨を定め (四五Ⅰ

まだ「必要経費」の範囲を限定的 に考える伝統的思考の影響が残っ も、また裁判所の判決においても、 際には税務当局の税務執行面で 含むものと解される。もっとも実 含みまた事業遂行上の目的意思を 及び、その必要性も不可欠ないし 遂行上直接間接に必要な諸費用に できる。そこでその範囲は、事業 費」)に準ずるものと考えることが たがって企業会計上の「費用(「損 要経費」は、法人税の「損金」し もたない事業用資産等の損失をも 適切なものに限らず有益なものを ずる所得に関する限り、その「必 らみても、個人の事業経営から生 きる。 「必要経費」の内容は一応以上

に応じて考えなければならないこ の具体的内容も、それぞれの態様 は、「必要経費」(狭義)を控除し とである。税法はこれらの場合に るところから、その「必要経費」 採する持山、知人に対する貸金等) 得行為(例えば素人下宿、時折伐 各所得があり、それらは「事業」 て所得金額を計算するのは、事業 えているわけではないが、そのよ による所得を含むカテゴリーであ と称するに至らない様々の所得稼 ところでここで注意すべきこと

税法は「家事費」について定義

| をそのまま所得金額としているも の(利子所得)もある。しかし所 の(一時所得)、特別の控除をもっ まれている。 にも「必要経費」控除の趣旨が含 く、「給与所得控除」(二八Ⅱ、Ⅲ) 広義には「必要経費」といってよ 得)があり、中には「収入金額」 て代えているもの(給与、退職所 得金額の計算上控除される費目は 必要経費」より限定しているも している (三四耳)。

| 所得を生ずべき業務について生じ の基本的な概念を示す規定を挙げ あり、法人税の「損金」の概念は 表現の点で法人税法の「損金」の 得税法の「必要経費」の規定は、 業用資産等の損失も「必要経費」 総収入金額を得るため直接に要し 入金額に係る売上原価その他当該 に含められている(五一)。この所 た費用」であり(三七1)、別に事 売費、一般管理費その他これらの 定義(二二Ⅲ)とほとんど同一で た費用の額及びその年における販 るが、事業所得等の「必要経費」 ると、それは事業所得等の「総収 る規定は種々の細目にわたってい 企業会計における「費用」 (ないし 「損費」) の概念に対応する(同法 所得税法の「必要経費」に関す りである。 ていることは前稿で指摘したとお (1) 以上のような税法の規定か (全九六)。

法一○Ⅱ)、表現のうえでも現在の 税法は昭和四〇年に全文改正さ 目の列記に続いて「その他の経費 で「必要経費」は、各種の費用項 えることができる。ちなみに所得 それと同一ないし類似のものと考 定義が一層広義のものとなってい 要なもの」と定義されており(旧 れ、現在の形となったが、それま で当該総収入金額を得るために必 の所得税の「必要経費」の概念も なお税法は事業用資産以外の各 ついても「必要経費」の定義を変 所得のほかに不動産、山林、雑の ものであろうし、また、その所得 うな場合の費用は実際上限られた

号

所得税法は、所得を一○種|もっとも税法が「必要経費」とい

ることがわかる。

種資産の損失については一定の制

の各種所得の金額の計算の過程で する仕組をとっており(二二)、そ 合算して「総所得金額」等を計算 いてその金額を計算し、それらを一 類に分類し、それぞれの所得につ

必要経費」の控除がなされる。

的に定めているもの

一ついては、「必要経費」という語を |等を代表例とする「一時所得」に Ⅳ)また、ギャンブルによる利得 限の下でその控除を認め(五一Ⅲ、

事費的要素が混入することが予想し

稼得に関連した支出にしばしば家

いないで、控除すべき費目を具体 については、「必要経費」の語を用 山林、雑の各所得)で、他の所得 得等四種類の所得(不動産、事業、 う用語を使っているのは、事業所 (昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

の概念自体明瞭なものでなく、両

まず「必要経費」と「家事費」

費控除の研究(一)~(五)」(法

者の概念の限界線に割り切りにく

号、九四巻四号) (昭和五一、五 学協会雑誌九三巻四、五、七、八

い費目があるほか、個人の支出に | 二年)が最も詳細である。

一、「必要経費」・「家事費」の概念

していないが、「家事費」という以 生じるのである。

得るのに直接要したもの等に限定 いては、格別定義なしに「家事費」 一方所得税法は、「家事費」につ

限したものと考えられ、一時所得 中心となるものと考えられ、それ の計算上控除する支出金額を制限 強いとみてその控除を制度的に制 その種の損失には家事費的要素が 必要経費算入を制限しているのは、 産以外の各種資産の損失について 必要がある。なお税法が事業用資 か「冢事費」であるかを判断する せて、それが「必要経費」である 支出がなされる目的とてらしあわ 以外の諸費用については、個々の をあげるうえで直接必要な費用が している点も同様にみることがで 「必要経費」は、通常は当該収入 てよい。だが今日では前述のよう さり片ずけられていたものといっ の所得税法の運用では、今日問題 おり適用するなら、問題は大幅に 連費」も必要経費に算入しないこ えしをいっているにすぎない。 は、「家事関連費」の名の下にあっ となっているような多くの問題 単純化される。実際にも古い時代 ととしており、もしそれを文字ど

の要件というスクリーンを通して

議論されるだけ形式的な手掛りが

題が、アメリカでは「通常で必要」 事費」かという形で提起される問

あるということになろうが、

もっとも税法は同時に「家事関

のように理解できるにしても、所 ちろん、事業者についても同様に 業」と称するに至らない場合はも この種の問題は、前述のような「事 要経費」と「家事費」との区別な う。すでにふれたように個人には 費に当たるかどうかの判断につい ることはいうまでもない。そして しているからである。そこに「必 し、その税法的評価をむずかしく 混在し、その支出の内容を複雑に 人情、趣味嗜好娯楽などの要素が 理性のほかに人間的付合いや義理 あり、しかもその行動には経済合 所得稼得活動のほかに消費生活が て、個人特有の困難性がつきまと 得税の場合、個々の支出が必要経

いることが注目される。 があることなどの制限が付されて

はならないだろう。そこで以上の 費の全額が部屋代に対する費用と 改装を施しても、通常はその償却 素人下宿の貸部屋にデラックスな 費用が計上されたときはその実態 | 念であることは当然である。しか まり考えられず、もしそのような 交際費、旅費等)の支出などはあ 稼得上有益な費用(広告宣伝費、 いるおそれがある。また、かりに が問題で、個人的費用が隠されて ような所得稼得行為に対応する 経費に算入しないとしているの たがって税法が「家事費」を必要 精神的、文化的生活を営むうえで 支出をはじめとして、その社会的、 事費」であるというに等しい。し しろ「必要経費」でないものが一家 必要とされる諸出費を意味する概 費」を控除するということの裏が は、ほとんど所得計算上「必要経 が問題となるような場合には、む しその外延は漠然としていて、 「必要経費」と「家事費」の区別

大している。 の要素が区分できるときはこれを の規定を解釈上の拠り所にする場 税庁通達では運用上その方向を拡 に税法も「必要経費」と「家事費 合があることは、後にふれるとお 分別しようとする態度であり、国 家事関連費」の必要経費不算入 しかし現在でもこの

> 3 2 1

1RC§162(a),

前稿一五一頁

いこと、旅費は浪費的なもの、ぜい 与は合理的な額でなければならな を除いて、控除は認められない。 控除され、「家事費」(personal, また、「必要経費」について、給 は、税法に特別の規定があるもの 上「通常で必要な経費」(ordinary ふれておこう。 米国内国歳入法で living and family expenses ) and necessary expenses ) が ご ここで一寸アメリカ税法に 法人、個人を通じて所得計算 参照) て顧客関係を維持し、自己の信用 前掲 (同研究 (一))五五三頁以下 かもしれないが、「通常」ではな いとして控除を否認した(碓井・ 裁判所はそのような支払は「必要」 控除ができるかどうかが争われ、 務の一部を弁済し、その支出金の 身で類似の事業を開始するに当っ は、破産会社の前役員が、自分自 S. 111, 114(1933)) で、同事件で を高めるためにその破産会社の債 ( Welch r. Helvering, 290 U. ィング・ケースはウェルチ判決

5 6 Taxation in the United Mertens, op. cit., p. 43, 584 States p. 454

### 挙げた "任意支払" の否認につい | る。 パブリック・ポリシー の問(6) て異ろうが、贈与的要素が強い点 的にこの要件によって控除が否認 場合が多いものと考えられる。 ていうと、もちろんケースによっ 題は後でふれることとして、右に する一種の『警告』として作用し されることは少なく、納税者に対 用された場合もある。しかし一 に、「通常で必要」という要件が接 等違法支出の控除を否認する根拠 が国では直接「必要経費」か でわが国でも控除を認められない ているのが実態であるといわれ ブリック・ポリシーとしてワイロ いとして否認された例であり、 務なくして任意になされた他人の の関連がある場合に、法律上の義

トモエそろばん 謝恩特価提供 机上になくてはならないものの そろばんは電卓を駆逐し そろばんです。

**モエそろばん**は、長い伝統と良心の結晶であることを全国で認めら れております。 それは、皆さまは日刊紙やラジオ 承知のことと存じます。

今般、特別の関係がございますので、公認会計士・税理士の皆さまならび ・家庭用・学童用・生徒用も御指命ください。お待ちいたしております。

> 東京都文京区本郷5丁目18番3号 公認会計士会館ビル2階(〒113) 第一税理士協議会 電話(816) 3346番



### 振替東京0-159348番 **卜七工算盤販売株式会社**

∕〒101 東京都千代田区内神田2丁目14番3号 ☎03-252-2841代 工場/小野・横田



★一局複数会制の 早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



行 所

-税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-公認会計士会館ビル 電 話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 /1部 岡田-一馬 √年極 1,000円/ 次

・頁…新しい1979年こそ一局複 数会制の実現へ 或る弁護士会の歴史(14)

二頁…所得税法における「必要 経費」と家事費(2)

植松守雄

士月二十一日

新しい1979年こそ

をしたが、その成果があらわれは

一、三の人々で高度な政治的接衝 (め、主として岡崎会長と私ほか

じめている。そして、ここで強調

木村久弥、前田実、小川敏市各氏。

会の複数弁護士会は、しかしめげ

万全を期そうとしたことによるの わることになるから、準備態勢に

であるが、江木衷の死も影響した

宇津木三郎、岸本勝次、三輪三郎、 岡田一馬、鈴木三男、土橋栄夫、 運動は複雑な状態の中に置かれた 立ち、「とにかく一局複数会 制の

希望に燃えながら、本年締めくく

言した諸氏は次の通り。玉家義雄、 りの理事会を終了した。活発に発

陪

法

の

施

局複数会制の実現

いても戸迷いを感じている模様で のコンセンサスを得ているので、 中で論じられているために今年は 然のことなので反対がない。そこ あり、基本要綱の線は事実上不可 の例の『税理士法改正に関する基 兼ねて会長挨拶に立ち、かいつま が一局複数会制運動の経過報告を 見えている」と結んだ。 新しい年こそは、実現する曙光が 実現したい。 税理士法改正問題の で来るべき通常国会においてぜひ は基本的にはどこにも迷惑をかけ 討している所謂小淵小委員会にお があって、税理士法改正問題を検 本要綱』については各界から反対 やや停滞したが、有力な議員各位 能であろうと思われる。これに反 次いで岩崎守利副会長が補足に 理事会では、先ず岡崎寿士会長 税理士会の現状からみれば当 一局複数会制の運動について |から全く次元が違っており、 年には妥ず実現すると確信してい 第に熱しており税理士法改正問題 の後種々検討して、新しい年への めを設ければ無闇に分散するとい 由加入制という複数制 が望まし 的結合というか良識的な人々の自 る。弁護士会の複数のように同志 られているが、過激的な人が分散 る」と述べた。岡崎会長は「複数 大なので複数にしようということ 難ではあるけれども、会員数が厖 の全般とからめられているので困 あることは勿論、そういう議論は える傾向が一部にあるのは杞憂で して混ずる結果になり不可であ ということで地域割が一部に論ぜ も一局複数会制実現への気運は次 われの内部において関連づけて考 う心配もない」と再補足した。そ い。三千名単位というような歯ど には誰人も反対はないから新しい いずれにして

を複数にしたいという問題である 問題は公認会計士固有の問題であ の制度部長としてタッチした昭和 項目についても強く反対してきて **禿当時から一貫している。 とくに** 二十九年の税理士法改正に反対し いる。これは私が税理士会連合会 にあって、 公認会計士に関する五 氏のご出席も得て、川口菊夫氏司 状について意見交換をした。 正夫氏らとともに、税理士会の現 告氏、清流の会会長中村<br />
弘氏、添田 て頂いた東京税理士会副会長大竹 討することを申合わせ、続いて行 を楽しんだ。 会計士協会東京会会長の加藤隆之 われた忘年会において、かけつけ 策問題については然るべく種々検 なお、東京税理士会役員選の対 導によって大正十二年に公布され ずに前進する。 う新手続などその運用を誤るなら ば、陪審法そのものの威信にかか 示。や陪審員の「評議」などとい 長い年月を要している。それは陪 てから、実施までに五年半という ていた。しかし、陪審法が成立し 未経験であったこと、裁判長の"説 審制度はわが国にとってまったく それは陪審制度の実施である。 陪審法自体は、既に江木衷の指

要事項を協議していたが、その席一

その第一に、

とを諮られ、そし 京の検事正吉益俊

次氏にそのこ 原氏は当時東 いたのであ

る。そのためか小

層慎重に処理しな

ければならな

際であっただけにこの問題は一 義を潰すか潰さないかの大事な

ぬ立場におかれて

日比谷松本楼で開かれ、発会式の

江木が病没した日も発起人会が

日取りや総会議案の内容などの重

東京弁護士会の会員は準備に忙殺 士会の設立を間近に控えて、第一 亡くなった。

ちようどそのころは、帝国弁護

かも知れない。

「大正十四年四月八日、江木衷が

問題であった。

って、この理事会終了後開かれた忘年会も落ちついたなごやかな 実現するものとの明るい展望のもとに運動の総括をした。 したが 第一税理士協議会執行部のたゆまざる努力が効を奏し、徐々にそ 法改正問題の中でも論ぜられているだけに、その進捗状況と全く って、第一税理士協議会の主唱する一局複数会制運動は、税理士 の到来とともに何らかの動きを示すものと思われる。この間にあ うに政変などがあり、年末へ来てめまぐるしい情勢の変化があっ の主張が政官界に浸透しつつあるので、来年こそ一局複数会制が 無縁ではなく、今後いろいろの紆余曲折は辿るとしても、 民党小委員の改正案検討は進められている模様であり、新しい年 たので税理士法改正問題は表面上変化があらわれていないが、自 る締めくくりの第一税理士協議会理事会を開催した。ご承知のよ 今年一年の活動を回顧し来年の結実を展望す の分離問題だけは、 困難であったかを知る挿話をもう 昔

法大臣就任が内定した。明日親 (昭和三十四年一月号)「昔噺」丸 気横溢していた。原博士が積年 つ紹介しよう。『自由と正義』 抱負を盛んに述べている所へ長 かったので知られてきた博士で 平生寡黙勝ちの博士も、 革の気運が到来したのである。 段の原邸には一門多く集って活 任式が行われるという前夜、 命が降下して、原嘉道博士は司 島鷲太郎博士が来訪し、原博士 主張し続け抱懐してきた司法改 間から原博士の態度は,一変して 士は最硬派で断乎として譲らな 省に交渉するときは、 在野法曹に意見があって、司法 て虹の如き気焔を吐いた。実際 挙にして之れを成し遂げると 田中義一陸軍大将に組閣の大 ……其博士が就任後の いつも博 、気負う

折したことにふれたが、それに関 連していかに当時改革なるものが 前章において、裁判所と検事局 ば 不幸にして挫 た博士は、忘れた如く、だまり

緯で実証された。始め原博士は、 次官の主張に譲ってしまったの 佐々木良一氏の任用を強く要望 の一端は翌日の秘書課長任命経 却って大怪我するばかりだと、 巣窟でパリパリ揃い、其勢力は のである。当時司法省は官僚の 友のために自重をすすめにきた 込んでひたすら沈黙を守るとい した。原博士は腹案を一擲し、 任式がすむと、小原司法次官は 居るのを見た人がある。処が親 際細川氏は親任式前夜に原邸に ていたと思われる節がある。実 りでなく、細川氏にも内諾を得 者注―のちに第一東京弁護士会 秘書課長を判事細川潤一郎(筆 したのであったに違ひない。其 言下に之れを諒し、 たのであった。 聡明な原博士は 無為にして化する方針を進言し などと号令をかけたものなら、 抜き難い牢固としたものであ う風景になった。 長島博士は親 **会員)と胸中で決めていたばか** 新来の飛入大臣が改革する 心境を変化

局では、外国の陪審裁判の運用状 実施準備の一環として、司法当 検事と弁護士の位

るが、この際、在野法曹にとって る講演会を開いて解説書を配布し 成や事務面の整備につとめ、更に 作業にとりかかったり、要員の養 等官を海外に派遣した。また、全 最も関心事であったのは、陪審法 付属する陪審員の宿舎を新設する 国の裁判所に、陪審法廷とこれに 況視察のために判検事及び本省高 った。このことは結構なことであ 運動を展開したのは空前のことだ ほど年月をかけて大がかりなPR 当局は国民に対し陪審知識に関す **獣画、新聞、**ラジオを動員するな つの法律を実施する際に、これ )普及啓蒙運動を行った。 およそ で、既に日本弁護士協会は明治三 田正久司法大臣に提出している。 長 議に至らなかったが、大正二年二 月十八日に、東京弁護士会(原会 をとりあげている。この時は、 において松本重敏提案でこの議案 十四年十一月二十五日の評議員会 刑事法廷ニ於ケル弁護人ノ位置 ヲ検事席ト同等ニスル件 が、次のような建議を時の松 刑事法廷ニ於テ検事ト弁護-

折角デモクラティックな陪審法廷 来と寸毫も変わっていなかった。 大正十五年の秋に外部に漏れてし 置を占め、法廷を見下していた。 席を並んで弁護士より一段高い位 まった司法省の案なるものは、従 廷における検事と弁護士の位置の 従来の法廷では、検事席は判事 早速第一東京弁護士会は五項目に との司法省通達が出た。もちろん につき何か意見があれば具申せ上 各弁護士会に対し、陪審実施準備 ないものであった。 折から、大正十五年十月十五日 然るに旧態依然とは、 此主義ニ反ス 故ニ之レヲ改 正シ同位置ニ置クヘキモノト 両者ノ地位ニ差異アル事実ハ 事訴訟法上ノ主義ニヨリ明白 ナリ 現時刑事法廷ニ於ケル トハ同シク当事者トシテ同等 /地位二置カルヘキコト 、うなずけ

界から始めて大臣に乗出した意

う。前述のように原氏が弁護士

いて苦慮されたのも当然であろ 題で大臣をどう補佐するかにつ 失ってしまったのである。 木に期待していたのに、その柱を 支える大きな柱としての役割を江 護士会が誕生した暁には、これを 大きなショックであった。 帝国弁 に江木死去の報がもたされた。 集まった会員にとって、これは

されていなかった。これが実施に ŧį さらに江木によって見守られるこ 移されて遺憾なきを期すためには みたものの、まだこのときは実施 努力によって大正十二年に公布を な痛手であった。陪審法は江木の 陪審制度の将来にとっても、大き そればかりでない。江木の死は

けたのであるから、この制度が国 ありさまを、その目で見たかった 土に根づいて、りっぱに生育する に違いない。だが、すべてかなわ

十四年七月号)に掲載されている。 ぬことになった。 以下はその一節である。 卓蔵が読んだ弔辞が『正義』(大正 葬儀が行なわれた。そのとき花井 四月十二日、青山斎場で江木の 然れども先生の首倡に繋る陪 一十一月十三日にこの問題だけで臨

重ねて当局にその実

行を迫ってい

しかも、昭和二年四月、原嘉道

た。原はこれ

時総会を開き、総会の名において

士会も同内容の建議

をし、同会は

という項目を挙げ

た。帝国弁護

ヲ定ムルコト

ノ高サト為シ其位置ハ適宜之 事席ヨリ低ク弁護人席ト同等 **昭審法廷ニ於ケ** 

ル検事席ハ判 |

働せざらんとするも豈に其れ得 先 なかった。 局の分離問題と同じように実現し のであるが、前章の裁判所と検事 も絶好のチャンスとして努力した が司法大臣に就任し これは何故かにつ

施されたのは、それからさらに数 る」(われらの弁護士会史) 年たった昭和三年十月一日であ を前に、世を去った。陪審法が実

決しようとしたのは当然である。 これは永年の懸案であったもの 判事は裁判官だが検事は原告官 はその通りでも、 弁護士の席と同じ高さにするよ 弁護士と対等の席に着くべきだ のは妥当でない、 検事とは本質的に っている際、裁判所構成法をそ 同じように取扱う う主張されたのである。 理論上 陪審法廷では検事 と同じく高いとこ にすぎない。それが法廷で判事 立場が違う、 当事者として ろに着席する

いる者は、小原氏と私と二人だ

三氏逝いた今日、これを知って わけで、原氏、秋山氏、吉益氏

けである。(「小原直回顧録」小

原直回顧録編纂会、昭和四十一

服従するとは考えられない。 扱いで検事の席を下げるのでは 全部の検事がおと のままにしておい て、現実の取 なしくこれに 慣行が出来上 年所蔵「和観・小原直氏の足跡」 ここにもまた、厚い官僚の壁が

明治大学講堂で開廷された。 なった。半年後にその日を控えた 学校で開いている。そこでそれら 護士会で行われていた。東京弁護 た陪審模擬裁判は、既に各地の弁 及の決定打として、第一東京弁護 昭和三年九月十六日、陪審制度普 士会及び帝国弁護士会主催のもと 啓蒙のための一般人を対象とし

かったのも事実であった。その

ることには、部内の事情に通暁 暁の検事連の抵抗を無事収束す

それで大臣の意見が実現した

する人達には到底確信のもてな

原氏(小原直次官)が、この問 事情を一番よく承知していた小

# な

審制度は未だ実施に至らず、 泰山頽れ梁木壊る、吾人哭して 生の提議に繋る帝国弁護士会は 未だ存立に至らず、而して其実 極めて多きに、今其溘亡に遭ひ **脾其存立皆倶に先生に待つもの** 

江木は、こうして陪審法の実施 ている。 だった岩松玄十が次のように書い

当時東京地方裁判所次席検事

かと想像する。

その後戦争に敗れ米軍の進駐

腹を決めていられたのではない 達の意見も聞かれて既に見送る は小原氏その他司法部の長老連

いては、戦後

が原氏に話をしたときには原氏 が来たところから、私は秋山氏 返事があった。意外に早く返事 は見送ることに決意されたとの

取扱い、法廷の席その他も全く 構成法が判事と検事とを対等に との意見を持っておられたから 原氏は在野時代 の席を下して 従来の裁判所 から、判事と

出ないでこれで幕切れとなった

事の席を下に下す問題は表面に

周知の通りであるが、当時の検

と対等の席についていることは

廷で検事が原告官として弁護士

式の裁判制度の採用となり、法 下に法律の改正が行われ、米国

問

あったのである。

いよいよ実施の日を迎えることに しかし兎にも角にも陪審制度は

範裁判にする意気込みでこれに取 をもたせ、模擬裁判というより模 を総括するつもりで、内容に特徴 士会も前年の十二月八日に青山小

改正まで見送られるよう大臣を この検事席問題は裁判所構成法 ある。秋山氏より、大臣も今回 説き伏せてくれと申入れたので

法曹融和の大業達成のために、 れていたから同人と会談、朝野 曹として原氏擁護のため奔走さ の秋山襄氏が所謂在野の若手法 その結果、私の同窓の弁護士

き相談された。 た私にその話をして、 対策につ する諸費用を対置し、それと対比

ら、食事代そのものを控除(非課 加的費用の控除を目的としなが 果関係をたどっていくと、その連

**埋性という点から出発してその因** 

することも認められているものと

考えられる。このように本来は追

鎖が果てしなく拡がるが、他方の

る。つまり「必要経費」(事業関連 性の連鎖を断ち切ることができ

船員が乗船中に支給を受ける食料 する食事は課税除外の取扱とし、

ーチし、総合的判断として問題

二一①)。さらに在外勤務者が国内

表的見解としてサイモンズの個人一や医療費などのやむを得ない家計一

も無税である(所法九Ⅰ⑥、所令

その必要経費性を主張した事件に

出ることもない(「なかりせば」

( but for ) のテスト) として、

クな**費**用の支出がなければ働きに った場合の費用について、そのよ

理を推し進めると、医療費も衣食

おいて、裁判所は、そのような論

住の費用も、それを欠くときは事

の必要経費とみることに等しい。) れるが、それは旅費を給与所得者 旅費は非課税(所法九Ⅰ④)とさ

業の遂行も所得の稼得もあり得な

どっていくと、しばしば「家事費」

の場合、その因果関係の連鎖をた ものでなければならないが、個人

ばアメリカの判例で、共働きの夫 の領域に足を踏み入れる。たとえ

婦が子供の養育のために女中を雇

協

前述した「必要経費」の意

## 必要経費」と「家事費」 与に加算して受ける一定の在外手 勤務の場合に受けるべき通常の給 |所得の定義を引用したが、それは | 支出が、その代表的項目であるこ | が注目を惹いた。 しかしここでこ 「一定期間において消費のために

との区分をめぐる問題

両者の関係をめぐる若干の基本的 |の支出をどちらの領域に属する費 の規程は、ほとんど「必要経費」 っているということである。 控除の裏がえしと述べたが、この 規程も、実はこの程度の効用はも 用とみるかという手法である。 さ きに「家事費」の必要経費不算入

び「家事費」の概念を受けながら、

費用中に意外に「家事費」の領域 は「必要経費」として控除できる は一応概念的に区別できるが、実 に踏み込んでいるものがあること 活費の控除を認める興味ある例を るといえよう。 ついでに外国の税法で追加的生

で所得稼得行為と関連性をもった 義からして、それは何らかの意味

めて必要経費とされることに大方 泊費、食事代その他の諸雑費を含 者がその業務遂行上必要とする旅 いところから、その支給を受ける の異論はない(給与所得者につい ては、その所得計算が「女人」的強 費は、交通費に限らず旅行中の宿 ーシ、畑、本味という方法をとらな その代表的な例は旅費で、事業 二重生活を必要とする国会議員に リカでは、国元とワシントンでの 加経費を「必要経費」とし、アメ 用者が自己の家庭を有する地以外 除が認められる。 で勤務し、勤務地にも居住すると 対して三〇〇〇ドルの生活費の控 きは、二重生活のために生ずる増 挙げておくと、西ドイツでは、被 以上例示した諸費用は、その本

養護費の控除を認める制度が設け り、アメリカではその後の税法改 となった費用も、「必費経費」でな 得控除」の制度とも共通した性格 雑損控除、医療費控除といった「所 性があり、その点で実は「家事費」 追加的費用であるという点で共通 来の性格が通常の生活費をこえる 正で、一定の要件の下でこの種の いにしても一種の追加費用であ きに挙げた"スミス判決"で問題 をもっている。ちなみにいえばさ 中の異常支出(負担)を控除する

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

法で納税者の主張をしりぞけた

るが、その部分を認定することが 場合と比べて割高となる部分であ

むずかしいことから、旅行中の食

(スミス事件)。

との判決は示唆にとんでいる。

事代のすべてを含めて旅費が支給

らはまさしく「家事費」であって

れることになりかねないが、これ

はなく、旅行費用として問題とな

本来「家事費」で「必要経費」で

るのは旅行に伴い家庭で生活する

いという意味で必要経費と類推さ

その控除は認められないという論

控除されるのは、本来「必要経費」 得概念の下では、課税所得計算上 (包括的所得概念) についての代 前稿で純資産増加説的所得概念 三 いわゆる純資産増加説的所 ている。災害、盗難等による損失 上の控除項目となることを意味し

費になぞらえて考えられる面があ 費全体をカバーする手当そのもの 長期にわたる外国出張の場合の旅 を遂行するために必要とされる諸 基づいて外国に勤務し、その業務 奇妙にみえるが、雇用主の必要に にまで拡大されている。「家事費」 費用をカバーする点で、あたかも 非控除の原則からいえばまことに 置は、食費に限らず外国での生活 所令二二)、ここに至って非課税措 当も非課税であり(所法九Ⅰの、 その限りでは両者はいわば「財産 増加額との総和」である。一方わ れ、また純資産の増加をもたらす。 り、その所得は消費生活に使用さ 入から経費を差し引いた金額であ れわれのもつ通常の所得概念は収

うなものとして把えるかによって 得計算に関係をもたない家計部門 資産の評価益を加えるか、資産損 め方など(一時的、偶発的収入や 要経費」を控除して「所得」を計 も差異が生れる。 において「消費」の範囲をどのよ けでなく、損益計算的手法では所 失の控除を認めるかなど)によっ 算するときのそれぞれの範囲の定

るか明確な定義があるわけでほな一がある。さきに指摘したように費 増加説的所得概念の下では「消費」 が「消費」ではなく、反面純資産 ば家計部門の支出・損失のすべて ものと考えられる。そうだとすれ 生活し、もろもろの欲望を満たす あり、損失の発生がある。サイモ 生活に伴って各種の費用の支出が 費」として所得の一部を構成する 活に価値をもたらすものが、「消 味し、また、そのような人間の生 ための財貨・サービスの費消を意 いが、通常「消費」とは、人間が ンズのいう「消費」が何を意味す 家計部門でも、もちろん人間の 間中の個人の消費金額と純資産の 計」を意味するものであった。簡 単にいうと、個人所得は「一定期 財産権の蓄積の価値の変化の合 該期間の期首と期末の間における 行使された権利の市場価値と、当 よう。

くみたように「収入金額」から「必 ことができる。しかし前稿で詳し 同じ目標を狙っているものという ず、アプローチの方法は違っても 計算」と「損益計算」の差にすぎ 純資産増加説的所得概念が浸透し 式、内容は、わが国の場合以上に の項目は、わが国よりはるかに多 ように、その控除される「家事費」 されており、しかも前稿でふれた れも課税所得計算上の控除項目と 除に関する規定が並列され、いず 種として理解することもできる。 もっているが、追加的な生活費で 用という意味で必費経費的性格を い。このようなアメリカ税法の形 除とともに各種の「家事費」の控 タイトルの下で、「必要経費」の控 ある点で「強いられた負担」の一 業務遂行上必要とされる追加的費 アメリカの税法では、「項目別

2 「必要経費」と「家事費」

目によっては「必要経費」といい、 次第で、かりに「家事費」に区分 の間には、抽象的な基準では容易 しても、税法の特別の規程で控除 (非課税) が認められる費用もあ 「家事費」といっても観念の仕方 に限界線を引きにくい灰色の領域 「必費経費」と「家事費」

髪代等まで必要経費と主張する 教授が提起したいわゆる "サラリ り、わが国では同志社大学の大島 勤費・旅費、教育研修費などがあ いう点がよく論議される費用に通

負担-一種の損失-(「強いられた 素がないかまたはきわめて希薄な とはいうまでもなく、より一般的 負担」)として概括することができ にいうと、「消費」 にあたらない 「家事費」の支出とは、任意的要|願うこととし、ただ「必要経費」

ていることを示すもののように思 口で挙げた旅費等の諸費用は、 |の要素が混在する費用ともみら れ、その意味で後で取り上げる、 「必要経費」と「家事費」の双方

間の接点にある。 で、「家事費」と「必要経費」との する通勤費は、住居の選定が個人 の選好にかかるところがある点 格づけることができよう。 口住居と職場との間の通勤に要

定めるものを非課税とする規程を 処分を支持した最高裁判決もあ 得に含まれるとしてなされた課税 うで、給与所得者に対する通勤費 ては同様の解釈がとられていたよ に該当し、控除できないとする解 いが一伝統的に通勤費は「家事費」 ると認められる部分として政令で 旨明示されている。我国でもかつ 釈がとられ、財務省規則にもその (通勤定期券等) の支給が給与所

処分を支持した。

一けを簡単にみておこう。 費用として通勤費・旅費の問題だ と「家事費」の接点にある代表的 余裕はないので、他の論稿を参照 れらの費用について詳しく論ずる

ともみられる性質の費用であり、 |通勤費・旅費、教育研修費などは、 るか割切りを要する費用として性 女養護費と同様、「必要経費」と 先述の "スミス判決" における子 見方によって必費経費とも家事費 ているのに対して、ここで挙げた 一費という二つの要素をあわせもっ が、明らかに必要経費と個人的消 観光を兼ねた旅行の旅費や個人的 まずそのいずれに属するものとみ 消費の要素の混入した交際費など つとして理解することもできる。 このような性質をもつ諸費用の一 「家事費」の分別というより、 しかし後で述べるビジネス旅行と そのような場合の旅費の取扱は、 費の範畴に含めて観念されるが、 費用は、普通通勤費というより旅

アメリカでは一税法に明文はな 裁判所は、その控除を否認した原 中に要した宿泊料・食費を旅費と 復に要した交通費およびY市滞在 Y市にある鉄道会社に雇われ、 止してX市から数百マイル離れた つ、フラワーズ事件では、X市に る。リーディング・ケースのひとなばだ錯綜した分野を形成してい の税務には多くの判例があり、 繁にX・Y両市を往復し、その往 住む弁護士が、X市での業務を停 して控除を求めて争ったところ、 要経費」の区分をめぐるアメリカ 当然通勤費のそれと関連をもつ。 旅費にかかる「家事費」と「必

 $\Diamond$ 

(2) 本稿は「一橋論叢」 第80巻第5号にも

なおこれらの費用はある意味で の事情の下でどのような範囲の費 にする事業所得者の通勤費につい とみることができる。給与所得者 一要経費」との限界を法定したもの よって、いわば「家事費」と「必 の点についての規程がなく、各種 筋道と考えられるが、税法にはそ がある以上、住居と事業場とを異 の通勤費についてこのような規定 ても、それに準じて解釈するのが 勤費を右のように限定することに 置がとられ、ただ非課税とする通 ところから、このような非課税措 事費」)と考えるのには無理がある 勤労者が自己の自由な選択によっ こおり、その通勤事情からいって、 C居住地を選択する余地は限られ 般的に通勤費を所得の処分(「家

|る点で本来「家事費」の要素があ |用を「必要経費」とみるかは困難 距離で、その通勤に相当多額の費 費、食事代等をも含めた費用であ り、しかも旅費は、通勤費のよう 用を要するような場合には、その 業場(勤務先)との間の距離が遠 る場合が生じる。また、住居と事 旅行の費用について「家事費」か り、業務遂行に関連してなされる 「必要経費」かの区分が問題とな に交通費に限らず、旅行中の宿泊 設けている(九1⑤)。わが国では 通勤費に似たものに 旅費 があ

ャップのついた、まったく新しいシャープ、ケ





★一局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



発 行 所

-税理士協議会

(816) 3346

岡崎寿士 発行人 √年極 1,000円

いま。

わが税理士会においては今年も

モス会ともなれば、一般会員の声

体となって忍耐と創造的精神をも

これから脱出するためには官民一

ŧį

こはさらに今年も継続しており、

すべき状態でありました。このこ

って全的努力をなすべきものと思

Ħ YΧ

一頁 年頭の挨拶 二頁

> ・所得税法における「必要 経費」と「家事費」(3) 植松 守雄

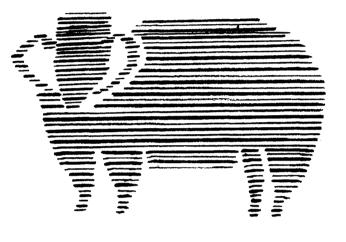
四頁…年賀名刺交換

税当局を初めとする関係者各位の

置き、各税目に亘って研修会を開

ことを年頭の決意として申述べ、

ご挨拶にかえる次第でござい



果となりかねないことになりま し、これらの運動はその方策を一

の関連等々諸問題に関する運動が 正問題への対応策、青色申告会と り続き税理士法の改正、商法再改 展開されるものと思います。 しか 会員の構成が色々の資格を兼ねて るのは必定、さらに、税理士会の 行部の独断が専行されることにな が執行部に適切に反映せず寧ろ執 相異により摩擦が生ずる結果とな

し向上発展するという結果も生ま るならば、その加入しようとする らず、同志的な自由意思による人 るべきものと確信する次第です。 会の選択の自由は当然に認められ

頭に際し会員の皆様のご健康とご 物価高騰等国民生活の困窮、円高 により国際関係の悪化等誠に憂慮 昭和五十三年は政治の混迷、経 新年おめでとうございます。 年 | 士会の現状に適合しなくなったこ | 税理士会の設立しか認められない 入会しなければならないというこ と、これは、税理士会発足当時は とにかかわらず、その税理士会に であることから、好むと好まざる という原則と、さらに強制加入制 と、つまり一国税局管内に一個の

万名にも達しようとしているマン 特に東京税理士会の如きは近く一 有効であったのであるが、現状は、 制は税理士会を強化するために 会員も少数であり、この強制加入 会の運営指導監督の上からも ありますが、究極のところ税理士 あります。 会の設立ができるようにすること 会の正常化は、一国税局管内に し、この主張を続けてきたわけで 以外に方法はないとの結論に達 個の税理士会という制度を改めて 一国税局管内に弐個以上の税理士

昭和五十四年己未の 新春 を迎|

ら正常化のための努力を尽すこと

とにならないよう、組織の内部か

まに放置されている状況でありま 般税理士の不満は充たされないま

東京と大阪において顕著でありま

斯様に、一局一会制の弊害は

計士に不利益をもたらすようなこ

研究団体として、法改正が公認会 | 信頼を獲得致しておりますが、

加入という制度が認容されるとす 民主主義国家の制度として強制 解決されるよう、一致団結して対 して正常な姿で、この問題が円満 係諸団体との摩擦を避け、穏健に 騒がしい年明けとなりそうです。 面化すると考えられ、何となく心 たが、私達の周辺では、昨年来懸 ことに結構なお正月でございまし 謹んでご祝詞を申上げます。 え、貴会並びに貴会員の皆様に、 案の税理士法改正が、いよいよ表 に恵まれ、日ざしも和らいで、ま 私達は、税理士の一員として関 本年は元旦から、穏やかな好天

理士会の中における公認会計士の が念願とした、第一税理士協議会 めず、地域的分割による複数会の の推移を見ますと、当初の意図で 新設は不可能となり、複数会制の 連や、当局側で行われているやに ある同志的な自由加入の分割を認 て来られましたが、その後の情勢 何でありましょうか。新年の課題 ・近税研を主体とする税理士会の 仄聞します。このままでは、私達 必要性は認める如き論議が、日税 としてご数示賜りたいと存じます とになります。果たして成算は如 **及ぼす効果は著しく滅殺されるこ** 現在、大阪合同税理士会は、会 の上ともご活躍下さいますよう、 複数会制こそが、最も望ましい対 おられる同志的な分峰による一局 問であり、貴会において推進して の弊害が除去されるか、極めて疑 策であると考えられますので、

可能であります。しかも、これを いても、税理士法改正対策や、小 ように実施されるのみで、到底全 も、極めて形式的に、 申しわけの **法等の研修の一つとってみまして** 巨大化に伴う機能の低下は、まさ 員数七千名に達せんとし、組織の 会員に満足を与えるような充分な 貝にとって必要欠くべからぎる税 に憂慮すべき状態にあります。会 そのために今、創立当時の初心に 日本公認会計士協会及び同政治連 に応えねばならないと思います。 張すべきことは堂々と主張して、 士として、その立場を堅持し、 はあくまで、公認会計士たる税理 貴会及び当会にとっても、 ので、ご諒承をお願いします。 ますが、法改悪反対運動の目途が 複数会制運動を一時中止しており 義とし、そのため問題の焦点が呆 われわれに寄せられる会員の信頼 動を再開したいと考えております けることを回避するために、一局 悪反対運動に協力することを第 盟の進めておられる、税理士法改 重要な年となりそうですが、私達 つけば、再び貴会と呼応して、運 本年は、税理士制度にとっても、 なお、近税研におきましては、 極めて

年 頭 第一税理士協議会会長 崎 感 寿

年間税理士会の正常化をモット・ これが現実の姿です。 に一貫して活動を続けてきたので いても、随所に露呈されている。 わが第一税理士協議会は過去十 士



近畿税務研究会会長 田 治

いのがこの改正の特徴でもありま 友誼団体に何等の支障をも与えな れるでしょうし、また対外的にも

方面においても、委員会が設置さ一ので、近畿税研を始めとし、桜友一第です。 各層に認識され、政府並びに国会 れつつある状況にあり、漸く明る 士会の役員改選の年でもあります は、その実現に最後の努力をする い見透しとなりました。更に本年 れ、これに関する改正案が検討さ一 援の程をこの機会にお願いする次

があります。どうか今後ともご支 るよう強力な運動を展開する必要 志のうちより立派な役員を選出す を同じくする朋友と相携えて、同 会、清流の会並びに計理士会等志

今年も光る!。6.180%

今年も〈国債〉は野村で



どうぞよろしくお願いします。

お電話でのご相談もお気軽に



東京03 (205)0091



〒160 東京都新宿区新宿5丁目17番9号

税

をさせて載きますのは甚だ僭越な

願い申し上げます。

貫重な紙面をかりてごあいさつ

ことでありますが、清流会を代表

素では、ついついわれに還ること

汗にまみれて働き詰めている平

あげます。第一税理士協議会の しまして新年のおよろこびを申

で、長期にわたって低迷を続け、 祈り申し上げます。 浮上のための大型予算、政府の諸 **る国債発行で収支を合せようとし** あるといわれながらも、不況を脱 **施策にもかかわらず、 回復基調に** きびしい国際政治経済環境の中 )得ないまま新年を迎えました。 御承知のとおり、わが国経済は 昭和五十四年度予算も三十八兆

勇奮興起

ています。そして累増する赤字国 新 税理士桜友会東京会 一表している次第です 良

けて通れない道のような気がしま 支出に税の負担を求めるかの選択 **賃による財政危機を回避するため** の時期の問題はあるにしても、避 され、論議を呼んでいます。実施 査会から一般消費税の試案が公表 をせまられています。昨年税務調 税負担の一般的引上げか消費

昭和五十四年の年頭に当り、皆さ ま、新年おめでとうございます。

ま方の御健勝と御繁栄を心からお

とについて、平素から深い敬意を一す。 力をもって指導されておられるこ 一般について、高度の知識と判断 下の企業の経理、税務その他経営 先生方には、長いきびしい不況

のために努力したいと考えていま と同様連絡を密にして、業界発展 互い話の通じる間柄にあり、従来 ことを祈っております。 が、業界のためよい改正ができる 正も近く具体化されると思います 貴会とわたくしどもの会は、お 今年は懸案であった税理士法政

て、新年のであいさつといたしま がるよい年でありますよう祈念し びに会員諸先生方の御繁栄につな

終りに、新しい年が、貴会なら

<u>ප</u>

であります。 ってない重要な税理士会の役員改 る年を迎えました。 それは今だか 選の選挙が行われる年であるから

武

衛

ざるを得ない状況であります。 で自衛する方向を持つことになら すので各々が利害通じ合える同志 すが、それは絶望的となっていま 大になって税理士の楯となって守 ってくれることを希っているので

る税理士会の会長の意識が、偏向 むのはむずかしいと思います。 し続ける限り税理士会の強化を望 多数意見を小数意見と極めつけ

あると同じに、今更言うまでもな 繋のもとに存在するという原理が 成るか、の関ヶ原を迎えています。 頭に当り念じて止みません。 も絶対な年であります。国会上程 生きとし生ける者が万物との縁 もちろん税理士法改正について

清流の会会長

村

弘

0

| が少なくて、生きていることの苦 | ろこびを知ることが出来ます。そ | す。この存り方を無視することは | 法改正運動を進めるなかで、 諸先生、どうか本年もよろしくお | しみのほうばかりを強く感じて過 にたち還ってみて、生きているよ じめて真理をとり戻す静かな心境 していますが、新年に当って、は のつながりの上に成り立っていま 関係を有する有形無形の団体等と て存在する団体であります。相関

葉になって出てくる気持になって われわれの理想は税理士会が強 初めて「おめでとう」が言 一許されることではありません。許 ぶことになりはしないか、と心底 な先生です。言葉を引用させて載 会保険労務士の肩書きを持つ多才 士、中小企業診断士、経営士、社 の道の研究者で司法書士、行政書 た。豊島支部の吉田博畝先生はこ 年の運勢を占ってみたくなりまし から心配しております。 なって破滅につながる運命を選 するならばその無神経さが病巣と されないのみならず無視しようと そこで二つの重大事を抱えて今 『今年は 「己未」 (つちのと、

あります。

を取って「己」の字儀としたので

とき、即ち気力旺盛、勇奮興起の

ときに当りますので「起」の走偏

省をもってご挨拶に代えさせて戴 きます。 新年に 当り、

れたご献身に対して、衷心より敬 て、それぞれ活発な作業を推進さ 活動は勿論、業界の改革を目指し 議会の皆さまは貴協議会本来の諸 昭和五十三年中、第一税理士協

たまたま、税理士業界が税理士 最

会長選びに失敗しないことを年

日頃の心境やら反

意を表します。

しておる次第です。

学会の活動と学識者の監修をお ての実務経験に基づく税務会計 また自由な立場から専門家とし も研修会の充実拡大に腐心し、 法を検討しています。恒産なけ 類のない福祉制度を続けるため れば恒心なく、他の税理士会に 速旧冬答申を得て具体的実施方 には負担の増加もやむを得ない

であります。

て結論が出てまいります。 きで、目下日税連において衆知 た報酬規定が改正適用されるべ を集めて研究しつつあり、 みんなに納得される均衡のとれ 当で、税理士の報酬についても 会務運営の基本的構想という としての調査研究、税理士顧問 契約の本質たる委任契約の研究 者に対する指導、相談を実施し、 と不当解任訴訟の究明などが展 一般消費税に対する税の専門家 本年も引き続いて小規模事業

検討をお願いしてあります。特 り方などについては諮問機関に 行ならびに分掌機関の組織のあ 年を経るにつれ歪みを生ずるこ はありませんが、現実の運営は ものは手軽に変更すべきもので 千三百名の地位の向上を願って 制度を共に築いてまいりましょ 会員各層の声を聴き、団結のエ 昨年の経過などを省みつつ九

喫緊の手直しが必要となり、早 十年を経た互助制度については に、全会員の適用となって以来 愛とご多幸を切に祈ります。 局打開を図るべく、各位のご自

ころでありましょう。 従って昭和

世界の文明先進国においても類例

日も十月一日にも

れながら、日本国内のみならず、

計理士業界もまた、わが国職業

原点であることは争いのないと

| ひつじ) の年に当っております。 一熟成して正に実を結ばんとする時 物蒼秀し、形あって、規律を立て、 期、人にあっては壮年子孫増殖の 屈し起る象、草木にあっては繁茂 「己」は中央の陰土に属し、万 たのであります。 本年は「勇奮興起して百果滋味

に備わりて血気沈静に至るの象、 五度に至る間、草木の果実滋味既 「未」は黄道百五度より百三十 みません。

| 年を無事に歩むことを願ってやみ ます御発展されますよう祈ってや と記してあります。 を生ずる」の年です。 ては、この滋味を生ずる年にます 勇奮與起して相協力し合って本 第一税理士協議会に於かれまし

一に当り、時は旧暦の六月、新暦で一ません。 人に配すれば初老、四十不惑の頃

十分、歴史的な「陪審模擬裁判

昭和三年九月十六日午後零時

がはじまった。扱う事件として、 当局の協力により実際にあった放

年

を体験して、業界将来のため憂慮 して、異った立場の主張と諸活動 連及び東税の政治連盟集会に招待 を拝見し、些か理解に苦しむ場面 されて臨席する機会を得、さらに CPA政治連盟の会合に数回参加 と申しますのは、税理士会側で 社団法人 全日本計理士会会長 治

弁 護 人 花井卓蔵

事岩村

通世

陪席判事 飯塚 敏夫 裁 判 長 宇野要三郎

佐藤

次のようなものであった。 火事件をとりあげ、法廷の構成は

歴史を有し、今日の制度を是正す 裕の欠如をふと感じとられること 誤りの有無を慎重に再検討する余 のみ捉われて、その本質の探究と 法に基づいて税務代理士制度とし 務当局は唯一の職業会計人であっ 政における徴税の補助的機関とい う戦費調達という国の至上命令に て発足しました。戦線拡大に伴な 税理士制度は、昭和十七年戦時立 ではなかろうかと存じます。即ち ば、抜本的な改善は望み得ないの って不備の是正を図るのでなけれ るに当っては歴史の原点に立ち還 た計理士を主軸とした自由職業人 ません。当時を想起しますと、税 った一面を負わされたことは否め 応える必要上、本制度にも稅務行 に対して資格申請を要請するとと 要は、いずれの業界においても 既得の権益だと主張して相譲らぬ れの権益を主張し、かつ抜本的な ような事態が起きますとわが国職 それぞれの歴史の過程における限 税理士会、公認会計士協会ともに と考えます。換言すれば、今後、 改善を目指すべきではなかろうか 正常な自由独立国家の立法手続に 業会計人制度発展にとって由々し 定された一時点を実績とし或いは ともに、両制度自身に関する冷厳 ていることに重大な関心を示すと いて正常ならざるスタートを致し ますが、いずれも発祥の原点にお いのではありますまいか。 法によって産れたもので、決して も、また敗戦後の占領治下での立 から三十六年の歴史を重ねてはい よって制定されたものとは言い難 要約すれば両制度ともに三十年

過程においてときに現前の事象に も公認会計士協会側でも、論議の |その八割前後を計理士兼業者で占 自主権問題等内部的にも難かしい ような経緯からと存じます。税務 じます。 されるところに前制度の残滓を感 代理士法が税理士法に改められて 点がありましょうが、改めて論議 めていたと記憶しますのも、その 三十年近くが経過した今日、なお 一方、公認会計士制度について

仁位徳太郎、内藤誠、山根静人、

被告および証人は松井留三郎、

平松 市蔵 堀江専一郎

川合 有馬忠三郎 安朗

江川六兵衛ら各会員弁護士が扮し

号 質商などが選ばれた。

な自己批判をしたうえで、それぞ | 判であった。 当初、終了後に陪審 |員を交えて夕食を摂りつつ反省会 |半に始まって散会したのは午後十 時半、実に十時間にわたる延長裁 審員は別室で評議して「犯罪構成 擬裁判記」(「正義」昭和三年十月 れは後日行われることになった。 を行う予定であったというが、こ 罪の判決を下した。何と午後零時 った。裁判長はこれを採用して有 という。暫時の休憩ののち裁判長 土は三時間に及ぶ大弁論であった 事実が存在する」という答申を行 拶があり、審理に入った。花井博 の陪審員に対する説示があり、陪 この日の模様は、石井清の「模 廷の整理を遂げらるるところ、 はじめに、司法大臣原嘉道の挨 に明快にして要を尽し、巧に法 に次のようにある。 宇野裁判長の審理振りは、

ずる季節でありますので「味」の は七月に配し、方位は南南西に当一 字の口偏を取り去って「未」とし ります。その字義は百果滋味を生 これもまた占領治下の異常な措置 ないままに今日に至っています。 にほかなりません。この奪われた

計理士の既得の権益の上に立って一は原点に立ち還り、

う。結論を申せば、 識者も世論も理解し

万一争いが生じた し得ないでしょ | を見失わないことを (計理士・税 **しきは、恐らく | 的な知識職業人として、プライド** 良識ある指導|熱望してやみません。 各会計人業界 | 理士・公認会計士の一員として)



の勅語を賜わった。 京の三裁判所をご視 実施された。当日、 て石井は次のように ひとりで終わったが 陪審法実 い模範裁判であっ 陪審法は、昭和一 いわば、模擬裁判 慣習の最も忌む。 の重複を厭はず、 シ国民ノ権義ヲ保全シ国家ノ休 獲なりと云ふべし なお、この日の弁論は結局花井 と云はざるべから 弁論を為すが如きは、我邦弁論 々起立して数時間の長きに亘り にも比すべく、之亦味ふべき収 に弁論を為さざり 人を代表したるものにして各自 嗟嘆の声随所に挙がるを聞きぬ。 陪審員は固より満場の聴衆も多 得意の壇場たるを る其論陣と相俟 荘重、論の構成亦巧にして証拠 士の弁論振りは なりと云ふべく、 に英国に於ける法廷弁論の現象 に対する峻烈なる観察は堂々た| 当初、上々の成績を示した。 実施 人の感激を受けたるものの如く 司法裁判ハ社会ノ秩序ヲ維持 花井博士の弁論は他の四弁護 施さる たらしい。 )。 徒らに弁護 察され、つぎ 天皇陛下が東 年十月一日に と呼ぶには惜 各弁護人が一 に述べている。 **湿度厳粛、** 音声 き一の弊なり て、全く博士 翻って花井博|日」という新しい装いになったこ しは、欧米特 、これについ | 五〇〇以上、二、〇〇〇前後の陪 一合理的な『評決』をすることがで 一とは、陪審員が感情に左右されて めているとは思われない。しかも 求陪審が極めて少ないことからみ 減傾向を示した。このことから、 かかる事件が少なかったことであ を示した。この点も予想外の好成 前においてもっとも懸念されたこ ば同様のところに帰着する。それ のみで行なう裁判の結果とは、ほ 陪審による裁判と、専門の裁判官 向きがあらわれてきた。ことに請 であったか、という疑問をいだく 陪審制度ははたしてわが国に必要 では、一割にも満たず、しかも漸 された。それが実施後一年の成績 審法廷が開かれるであろうと推定 る。実施前の計算では、年間一、 とって意外であったのは、陪審に 績であった。ただひとつ、当局に う職務を正しく理解していること 審員の出頭率もよく、陪審員とい 出るという状態ではなかった。暗 い、陪審の『更新』がつぎつぎに おむね妥当と思われる答甲を行な ったが、各地の陪審法廷では、お きないのではないかという点であ 一こうして発足した陪審制度は、 とは周知のとおりである。 ても、国民は心からこの制度を求

がっていた資格者名簿から、 た。肝心の陪審員はすでにできあ

教授、学校長、材木商、青物商、

流石に名判事たるの名に背かず 又岩村検事の論告振りは平静の 席の陪審員をして被告に此罪あ 後は十一月一日を毎年「司法記念 実施が、いかに国家的重要行事で 日」とすることに変更され、戦後 判所で視察があり、 法記念日」<br />
に定められた。<br />
但し昭 たのは空前のことであり、陪審法 法施行五十周年に再び天皇の三裁 和十四年十一月一日の裁判所構成 きる。これ以後毎年 あったかをうかがい知ることがで 期ニ会ス 一層恪勤奮励セヨ 戚之ニ繋ル 今や陪審法施行ノ 中央の裁判所に天皇をお迎えし 昭和十五年以 十月一日は「司

中断して、昭和三十五年に復活、 ともに身命をかけた原や花井はだ まっていられなかった。」(われら ると、陪審制度の創設に、江木と 調するものがあらわれた。こうな 審を無用の長物だとする意見に同 うちに、弁護士層のなかにも、 のことを興味本位にとりあげて、 失敗か』などと書きたてた。その なお存続させる必要があるか、と さなかったことになる。それでも の改良になにほどの利益ももたら ならば陪審の実施は、裁判の実質 いうわけである。当時の新聞もこ 『不人気の陪審』『陪審の実施は

た税理士法改正運動も、関係者

疑と掣肘は付きもの、権謀や恫

鑚されていますが、本会として

第89号

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

り、謹しんで新春のお慶びを申 滅量低速策のため殊に中小企業 輸出関連産業の不利など企業の らず、経済活動の停滞、雇用不 図による 懸命な 支えにもかかわ にとっては厳しい年でした。 財 円高不況に明け暮れた昨年は

蔵原案も相変らず国債依存の累 りました。大平新内閣の初仕事 安が目立ち政治不振の年でもあ

の折衝となり、

税理士問題小委員会による改正 素案の作成を待つところまでに

込めて決意を新たにしておりま

今年も厳しい年となりそうです。 積と増税路線の方向を示唆し、

昭和五十四年の年頭にあた

東京税理士会会長 波多野

ヒスは正当に評価されるのが至

います。

ことをご理解いただきたいと思

の努力と大蔵当局の理解により きにとの熱意が四月から九月に 卒直な意見の交換が進められ、 かけての、日税連と国税当局と 当初の困難な感触を何とか前向 政府と自民党の ものです。にもかかわらず私達 喝もまかり通るようではこれか 度して謬らないよう進まねばな は組織を重んじ会員の意思を忖 らの行向も思いやられるという らず、年の始めにあたり自戒も

えているのが卒直な気持であり さえて期待と一抹の不安とを覚 至りました。いまは逸る心を押 納税者のために税理士制度の 努力が必要であります。 す。今後も希望に燃えて税理士 た税理士制度に近づけるための を志す人達のためにも、すぐれ

有

内容を強固にし税理士の地位も のは当然ですが、世の中には猜 向上しなければならないと願う のやり方で業務の伸長のため研 えられ、比較的順調に対処でき 能かつ熱意ある役員、会員に支 東京会の会務については、

雄 顧問先に対する充実したサー

と考えれば、前述の諸費用はこの 弁護士の業務を給与所得者の業務

往復の交通費も、前記の非課税と

される通勤費の範畴をこえてい

しかし実際の税務執行では通

(月曜日)

動の費用は税法の条文の範囲をこ

第

こに、通常必要とされる旅費であ

(所法九1④)、右のケースでの

受ける旅費で非課税とされるの

わが国の場合も、給与所得者が

通勤費非控除の思想と一貫性をも

のであった。フラワーズ判決の考

費用も個人的費用であるとするも **結果であり、したがって以上の諸** X市に住むのはその個人的選好の として考え、それ(Y市)を離れ

・旅行した場合の旅費を意味する

法が控除を認める「住所を離れて

内国歳入庁の否認の根拠は、稅

とするものであったが、最高裁は、

協

ミットせず、本件の場合納税者が このような「住所」の解釈にはコ

## 「必要経費」と「家事費」 九【④)(前述の外国人野球選手 かるものまで含まれている(所法 |いとする考え方があり、一方罰科 | ている。以上の点は、アメリカで| に個人的消費の要素を混入していっとする考え方があり、一方罰科 | です。 金は、それが犯罪者の刑事責任の

「必要経費」と「家事費」 との区分をめぐる問題

いる間の旅費」とは事業所を中心 認められているようであり、さら の職業野球に参加する外国人選手 り、両国の税制当局間で論議の的 員の休暇帰国 (ホーム・リープ) 球団持ちのその費用は課税除外が の往復旅費があるが、わが国では 敵する事例としてたとえばわが国 を認めた税務事例がある。 に日本の事務所で働く外国人役職 ものとしてその損金控除と非課税 の旅費まで、会社の業務上必要な ようである。

え方に立つものと思われ、旅費に クス・ホームが移行するという考 れが長期に及ぶときはそこにタッ のものであることを要し、もしそ から、その旅行はある程度短期間 的費用の控除を目的とするところ れる。旅費の控除が元来業務の逐業務に要する旅費の控除が認めら 行上必要とされる旅行に伴う追加 内)の予定で働く場合には、その 採用され、生活上の住居ないし通 ployment)のテスト。なるものが 者の旅費が控除されない結果とな の生活上の住居ではなく、事業場 して"一時的業務(temporary em るが、そのような場合の救済策と 所をもたず、各所を巡回して働く ために、行商人その他主たる事業 租税裁判所が旅費の概念を納税者 (tax bome)を中心として考える アメリカでは内国歳入庁および う問題として把えることができ 策的考慮という要素を含みつつ、 「必要経費」か「家事費」かを問 らの支出をめぐる問題も、租税政 ・ポリシーの考え方がある。これ

者が受ける旅費で非課税とされる 事費」の領域に属するものと考え る。このようなアプローチからす のは、職務上の旅行に伴うものの れば、わが国で非課税とされる先 を区別するうえで面白い着想であ ついて「家事費」と「必要経費」 一が、いわゆる人税は経費に当らな一様の処理をするという解釈をとっ | 得税法では「必要経費」に当らな 金」と解釈されてきた。所得税(法 つては税法の明文をまたずに、所 事費」ともみられる面があり、 税等のいわゆる物税は経費となる る論拠として、 事業税、 固定資産 人貌)・住民税が経費でないとす いと考え、逆に法人税法では「損 罰科金にも、「必要経費」 とも「家 所得税(法人税)・住民税にも、

(3)

の往復旅費も、それになぞられて

てアメリカより大分ジュネラスの その中でわが国の税務処理は総じ ては、いろいろの考え方があり、 (三) 所得税法は、所得税、住民 以上ごく断片的な紹介にすぎな 否定できない。法人税法では純資 れ、法人税は昭和一五年、罰科金 産増加説的所得概念の下でかつて はいずれも「損金」として処理さ

アメリカでは罰金、ワイロ等を含 て暴力団に対する『課税作戦』を の諸費用の場合と異なるニュアン る、判例法上発展したパブリック が暴力団に「必要経費」を認めた 展開したとき、マスコミは国税庁 が警察による撃力団取締と並行し ほかに、ある種の租税政策的考慮 費」か「家事費」かという判断の が、その立法の根拠に、「必要経 いる(四五十〇~⑨)。これらの支 としてその。甘さ』を攻撃したが、 スがある。また、かつて徴税当局 が存在するとみられる点で、前記 その非控除を法定しているわけだ ともみられる側面があり、税法が 出にも「必要経費」とも「家事費」 金などの必要経費不算入を定めて 税の他、罰料金、一定の損害賠償 め、違法な支出等の控除を否認す 要があるということであった。所果を薄めるのでそれを防止する必 ら、租税収入の安定を図るうえで とみるべきであろう。 同様の租税政策的考慮を含む制度 必要経費の概念が狭く解釈された 得税法でこれらの支出が必要経費 その損金不算入措置が望ましいと の減少を通じて毎期の法人所得な も、その損金算入による課税所得 損金に算入すると、法人税の損金 として前者については、法人税を れた。その損金否認の根拠は、主 からであろうが、今日では以上と に当らないとされたのは、かつて **罰科金の損金算入はその懲罰的効** いうことであり、後者については、 いし法人税に波動が生ずることか 算入前の法人所得が同一であって 定をもってその損金算入が否定さ は一七年以降、それぞれ明文の規

の、所令九八)。そして国税庁は、 上で考え、個人の業務遂行に関連 界を納税者の「故意又は重過失」 要経費」と「家事費」の区分の限 費用はその損害賠償金が必要経費 害賠償にからむ民事紛争に関する一 合に限って必要経費に算入し、損 等処罰を受けないこととなった場 さらに係争費用、裁判費用の税務 た面があり、所得税法は、その「必 した刑事事件に関する費用は無罪 の有無に求めている(所法四五Ⅰ になるかどうかに応じてそれと同

昭和54年1月15日

スを事業所得者に当てはめた場合 能性がありそうである。 右のケー ているときは、非課税とされる可 の諸費用が旅費等として支給され の税務処理との均衡上、もし以上 えて非課税とする取扱もあり、他

には、具体的な税法の規定がない

ャルな問題となりそうである。例

一それらが業務遂行に関連して生じ 追及を目的とするものである点 経費とみられる側面があることも た支出である限りにおいて、必要 られる側面をもっている。しかし

っても、その内容には様々のもの 少なく、積極、消極双方のものが 一献に譲らなければならない。わが とどめる。 とでは簡単なコメントを加えるに 他の論稿を参照願うこととし、こ れらの問題をめぐる論議の詳細は 純に概括することはできない。こ があり、その税務処理について単 のもある。一口に違法支出 開されたものではなく、またその について判示した判決はきわめて 国では違法支出等の控除性の問題 る余裕はなく、その内容は他の文 目されるが、ここで詳しく紹介す ク・ポリシーの理論ははなはだ注 結論は他の理由から説明できるも あるが、いずれも詳しい論旨が展 に関連して、アメリカのパブリッ し違法行為に関連した支出)とい 暴力団の「必要経費」といって (ない

なお損害賠償金にも罰科金と似 も一概にはいえないが、わが国の 附金や交際費は、それが不可避的一であり、原則として事業に関連し 必要としよう。筆者はたとえば寄 の特別な性質の故に特別の考慮を 間接に必要な諸経費に及び、その 経費の概念は、事業遂行上の直接 ない。ただ前述のように今日必要 除を否認する根拠にはなりそうに その収入が不法ないし反倫理的で 法律観念では、税法上その費用が 必要性も不可欠ないし適切なもの あるという理由で、その費用の控 に限らず有益なものをも含むとい 「必要経費」の範畴にはいる限り、

る点と比較して興味を惹く。 ついて、その控除は何ら「公益」 次に暴力団の「必要経費」の問

て簡単にコメントしよう。

| 素を合理的に分別することは至難 の場合、一般的にいって両者の要 ラックスの執務室や超高級車の償 趣味』という猛烈サラリーマンも 嗜好を有する者であり、"仕事が とさえいってよい。一般に自由職 在は、不可避的ないし普遍的現象 |考え方よりきびしい。 なお国税庁 |なされる点で、前記国税庁通達の たものとして是認されよう。 通達が必要経費になり得る海外渡

い理論が定着している中で、刑事 訴訟で敗訴した場合の訴訟費用に パブリック・ポリシーという厳し 点から、その控除が認められてい に反せず、被告人が弁護士を雇う

たワイロに対する税務処理の問題 題やロッキード事件で脚光を浴び その支出には個人費用的要素が含 解してよいのではなかろうか。一合は別として、一般的には消極に なくしてもなし得るという点で、 それと同様に違法支出等について それが有益であるだけでは足りな るためにその必要経費性の判断は 妙だが、それなくして事業目的の でたとえば脱税打合せの費用など のか、国税庁は沈黙を守ったまま てどのような税務処理がなされた ワイロや灰色高官への贈与につい 体ロッキード事件で問題となった 達成があり得ないような特殊の場 については、その税法的評価は微 必要経費とはみられない。ワイロ まれていると考えられ、その意味 いと考える(後述)が、あたかも には必要経費と考えられるが 事業経営上の会計ないし

混在する場合 3「必要経費」と「家事費」が

の場合の税務処理の問題とあわせ のではないから、個人の支出には ずかしいが、たとえば次のように の態様は多岐にわたっている。そ が混在する場合が多く、しかもそ 分類することができよう。 それら 人はパンのためだけに生きるも

れらを系統的に整理することはむ一いる。ちなみにアメリカの税法に 「必要経費」と「家事費」の要素 | 経費とし、反対に海外渡航の主目 |の内容は、かりに主目的が事業目 要経費」と「家事費」への配分が 往復旅費の部分についてまで「必 的であっても、その目的地までの 定の条件の下で適用されるが、そ

**<4>** 

り、ここであらためて取り上げる よって両要素の分別が 可能 であ 当多数の判例がある。これらの費 要経費への合理的配分を争った相 用は使用面積比率その他の基準に 国にも、事実の問題としてその必 であり、これらについては、わが 産税、水道・光熱費、電話代等) 用(地代、家賃、償却費、固定資 の合理的な分別がある程度可能な 舗兼居宅に用いられる建物の諸費 費用がある。その代表的例は、店 に両要素の混在があり、しかもそ 同じ支出のうちに明らか

|程度以上含まれる海外旅行など| |取扱とすることなどを内容として 一復の旅費は必要経費と認め、その | ついては、その海外渡航の直接の ス目的のほかに観光的要素等が湿 間とその他の目的による旅行期間 目的が事業遂行の必要に基くもの るときは、その旅費として合理的 上直接必要と認められるものであ おおむね全期間を通じて事業遂行 る。この通達は、事業者ないしそで比較的詳しい通達を定めてい は、海外渡航費の税務処理につい があり、観光等個人的目的がある 的が観光等であるときはその逆の との比率等で接分して前者を必要 目的と観光目的等を兼ねた旅行に め、事業遂行上直接必要とされる の使用人の海外旅行が旅行期間の 入した旅行の旅費である。国税庁 は海外渡航費について特別の規定 他の費用は事業目的による旅行期 であるときはその目的地までの往 他のティピカルな例は、ビジネ

た支出は「必要経費」といわざる

ャップのついた、まったく新しいシャープ、ケ





(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

### 1979

																		Han X	
電 話(九六二)一三四五板橋区板橋工-五六-七	伊藤秀雄	電話層家七二二二二三	市川隆	電話(六一一)五一四六	石田鉄三	電話(二六四)四六四〇千代田区飯田橋二十二十三	石 井 操	電話(八八七)六三五一足立区足立三十一二十一〇	石井巌	電 話 (九一) 八二一	池 田 洋次郎	電 話 (八八六) 八二八二足立区梅田七-一五-二	飯沼清夫	電話(八七三)七九八三台東区浅草六-三五-八	有賀徳寿	電話 (三八六) 三六三六中野区上高田四-四一	浅見孝	電話(七一一)八七四四目黒区中町二十二三十三	浅 井 新 平
電話(三八一)五八四七年野区中央四十二七一一〇	岡部謙三	電話(六一二)一八九〇	岡田一馬	電 話(三八〇)一五五一中野区本町四-一九-一二	岡崎寿士	電 話 (八八一) 六一二五足立区千住柳町三-七	大盛広吉	電話(三一四)四一三一杉並区梅里一一二一一五	大堀雅三	電話(四六三)大四四〇 でる話(四六三)大四四〇	大江晋也	電話(四〇四)〇八九一第三話(四〇四)〇八九一	海 老 美与治	電話(四二九)七十〇九世田谷区桜一-一六-一六	宇津木 三 郎	電話(三六三)一六〇四中野区中野一一五六一五	岩村譲	電話(二〇二)三二三	岩崎守利
電話(九六二)五六〇七板橋区大山東町30-4-59	川口菊夫	電話(二〇二)三七一八新宿区諏訪町二六-八	川田浩之	電話(六八一)八四七六 話(六八一)八四七六	河合貞司	電 話四三(五一)一二三六武蔵野市境二一二一二三	上 山 五郎吉	電話(九二〇)八一三四練馬区上石神井一一三〇八	兼 山 金刀圀	電話(八四三)〇六六一台東区西浅草一—六~四	加藤隆之	電話(五八〇)七三四電話(五八〇)七三四	長田邦稲	電話(八七三)七二六八台東区三ノ輪一二八十二五	小川敏市	電話(八九二)〇〇〇一 荒川区西日暮里五二六-七	小 川 弘 明	電話(七五三)一六一七 電話(七五三)一六一七	小 川 一 郎
電話(六二五)三九一八墨田区業平三一一〇一一二	清水多四郎	電話(九二〇)八二二七練馬区上石神井一一三十六	島田百郎	電 話(六六六)〇六六七中央区日本橋茅場町二一六	塩崎四郎	電話(八四二)〇二四八台東区東上野五-一-二	佐々木 秀 明	電話(五五一)〇六二四中央区際二十一一七	酒 井 浅 男	電話(四二九)五三八一世田谷区豪徳寺一—九—三	三枝潮	電 話(三九九)九四六一 杉並区下井草四-一三-二	斎藤嘉三	電話 (八八七)八四五一足立区梅島一-九-五	倉 田 由 次	電話(九六一)二二二〇板橋区氷川町一二-八	久保村 得治郎	電 話(八三二)二四六一	岸本勝次
電 話(六八二)五六三一江東区亀戸二-二四-九	高森利正	電話(三七〇)二四七六 渋谷区代々木三-五六	高橋栄吉	電話(六〇一)五〇五〇一	染 谷 孝太郎	電話(六六八)〇〇五一中央区日本橋茅場町一-二	千 正 清 夫	電話(五四二)七五六一 中央区銀座四-一三-一	関口秀男	<ul><li>電話(八○一)○○六六</li><li>電話(八○一)○○六六</li></ul>	関弘	電 話 (七五三) 七二四〇	鈴 木 三 男	電話(九一〇)六二六六八電話(九一〇)六二六六八	須 崎 孝美津	電話(100)六二一新宿区西大久保三-八五一	諏 佐 市之亟	電話(八七四)七三二七二台東区根岸一一一〇一一五八	下田友吉
電 話(九五四)○二三五豊島区目白四-二四-五	永 島 徳 造	電話(七〇〇)三三三一世田谷区玉川瀬田町五一九	中島育広	電 話 (九九〇) 一一三一線馬区中村北四-二四	長 坂 利 正	電話(七三一)五六二二	内藤安巳	電話(三七七)三七一〇 渋谷区本町六-四〇一一四	土 橋 栄 夫	笔 話(四九四)一二五六品川区西五反田 丁二二九	綱島慶寿	電話(七五二)〇四七一大田区久が原六-六一二	玉家義雄	電 話(七五〇)六一五二大田区多摩川二一一六一五	田中正盛	電話(八六一)〇三九四電話(八六一)〇三九四十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	田中佐門	電話(五五一)二二二二	田中勘二郎
電 話(八三一)三四九五台東区台東区台東一一三〇一一三	的場輝夫	電話(八〇五)三二〇一荒川区西日暮里二二元-四	松木正輝	電 話 (二五二) 八九四九 共同ビルル三房室 共同ビルル三房室	前田実	電 話(8)六〇三〇〇九八王子市本町一五一二	古屋勝成	電話(公四二)二二四三	藤井邦保	電話(八一三)〇六八四電話(八一三)〇六八四	人見	電 話(20天(二四))三一四八青梅市河辺町五-一三-一	浜中忠礼	電話(公〇七)一二六六葛飾区柴又一—九—一七	橋本一雄	代王子市元本郷町四一一〇 一二 電 話四景(二二)六三〇二	橋田光臣	電話(五〇二)〇八二〇電話(五〇二)〇八二〇	村倍吉
電話(三九九)〇六〇一 杉並区清水一-一五-二四	森山頼	電 話図壹(七二)三〇三七	村松良市	能 話 (三一五) 三三三三三 ポシ区高円寺南一—六一五	三輪三郎	電話(六五七)五九九四 話(六五七)五九九四	宮武	電 話(六六六)七四〇七 宮下ビル五階 マー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	宮下昌久	電話(公四一)二九二二四工東区永代二一二二一四	都 沢 美 夫	笔 話 (公三三) 九一七一墨田区江東橋三一一二一三	<b>峯</b> 木 清	電話図真石八三六二十	水葉義	電話(九一七)五一〇一間が、近十二二十二二十二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	丸山潤次	電話(九〇〇)二三五五北区赤羽西三—三四—三	丸山修司
		電 話(九四一)一七七七	渡部正広	電 話器1受八一)六一六八小金井市中町三—九—一三	渡辺孝夫	電話(八一四)五八九五三興ビル	和 田 新之助	電話(五四二)六六二二中央区築地二-九-二	若林恒雄	電 話(七一九)三六四一目黒区上目黒四-四-一〇	吉田承治	電話(二四二)六六六六電話(二四二)六六六六	山本日出麿	電話(四三二)五五一四港区西新橋二一二〇一三	山本敏郎	電話(二六〇)二七九一新宿区西五軒町三五	山名正夫		

-局複数会制の

早期実現をはかる

正常化をはかる

★税理士会の

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



行 所

第一税理士協議会

東京都文京区本郷5-18-3 郵便番号 113 公認会計士会館ビル 電 話 (816) 3346

発行人 岡崎寿士 /1部 100円 岡田一馬 年極 1,000円/ 次

一百…税理士法改正/自民党税 理士問題小委員会、大筋

二頁…所得税法における「必要 経費」と「家事費」(4) 植松 守雄

### 自民党税理士 2月14日、大筋の審議終問題小委員会 2月14日、大筋の審議終

### 特別税理士試験の本則との調整如何が問題

表1 (税理士の職責使命) ○印が小委で賛成されたもの

- 「中正な立場」を削り、「独立不偏」とする。
- 専門家として独立の立場において、適正な納税義務の実現に努めるこ
- ×④ 納税義務の適正な実現を図り、それによって、納税者の権利の保障と その正当な行使に寄与することとする。
- ×⑤ 「中正な立場」を削り、納税者の権利を擁護することとする。

### 表 2 (特別の税理士試験)

小渕

小委員会の

審議項

E

0

部

これを元

にして原

現行どおりの制度とし、本則で規定する。

左のイの者については、資格認定制とする。

研修制度を導入し、資格認定制とする。

たった。表2における②~①の資

左のイの者で、管理監督的地位に5年以上あったものに対し試験審査 会が主として簿記に関するロ頭試験を行い、資格認定を行う。

会の痛烈な反対 で 廃案になり、

こを自民党は考えているらしい。 とにおけるの③④⑤を調整するこ

性を伴っているのである。

がもともと宿命的ともいえる困難

らになったといわれる。 そして表

で

日税連をとりまく根本的条件

一般の試験の成績に実務経験の期間を得点として加算する。

行の「実務経験二十年以上の税務

でいるということがわかろう。 ことがとてつもない困難さを含ん 当分の間」だけとされていた現

る。

ものとの間にも大きな問題があ

商工会、商工会

で無理してやろうとするのはどう

もない。それなのに、これほどま 務ができないか。そんなことは毫 らどうか。現行法下では税理士業

津島議員らと小渕小委員長

日税連ではそれを一ヵ月の予定で

会においては圧倒的に「現行どお りとする」 <表1①参照>がきま の権利を擁護することとする」 「税理士の職責使命 (法第一条)

の問題についても、基本要綱で主 もう一つの柱の特別税理士試験 ઇ 理士から、公認会計士から、 から、税理士試験合格者から、 れだから改正は無理というもの いてがんじがらめなのである。 くら整理しようとしても既に既得 士から等々税理士になれる道があ 職員間で納得されるだろうか。 頭試験だけ課すということが税務 上あったものには簿記に関する口 これらの立場の違い自体、

のち、四月上旬国会上程の予定と聞く。刻々変化するめまぐる 日から税理士法改正要綱の実質的審議に入った自民党財政部会 税理士問題小委員会(所謂小渕小委員会)は、 |月七日、二月十四日と続いたが、二月十四日をもって大筋の 一月三十一日、

毎週水曜日を定例とし数回審議を続行する予定で一月二十四 の廃案のテツは踏みたくないし、 良党としては、昭和三十九年

その余裕があるかどうか先ず困難

資格認定であることがであろう。 盟は、「三十九年の廃案より後退

年数二十年以上の税務職員のこと のではないか。 とし、反対運動に立ち上がる気組 回の税理士法改正の帰趨を決する また、税務職員サイドにしても

# 言ってあきらめられますか?

のいたずらに人生をダイナシにされてはたまりませ ん。悲劇のヒーローはロマンの世界だけでたくさん です。火災、交通事故、病気、ケガ……こんな運命に 泣かされないよう損害保険であなたの暮らしをガッ チリ守ってください。

きょうを支え あすを築く



大正海上火災の代理店のしるしです

大正海上火災 本店 〒104東京都中央区京橋1-6-20 ☎03(561)9111(大代)

●横浜支店/☎045(319)2811 ●千葉支店/☎0472(42)9151 



### 石油は使ってしまえば、もうふやすことはできません。

いま日用品から、エネルギー源まで石油の用途は 驚くばかり。このかけがえのない石油は、日本では 99.7%('77通商白書)輸入に頼っています。限り ある地球の資源-―― 丸善石油は、この大切な

届けするために、あらゆる 努力をつづけます。

● 丸善石油

て明らかに事業経費と認められる一 じて寄附金は個別に性質を吟味し

に対する必要経費としての意味を

(3) 前掲通達三六一二四

(16) 国税不服審判所昭和四九

ときは、その旅行費用は当該収入

協

### 「必要経費」と「家事費」 との区分をめぐる問題 ものの控除を認める一方で一定の

混在する場合(承前) 要な費用、舞台でしか使用できな らには、もっぱら取材のために必 3「必要経費」と「家事費」が 材費や芸能人の衣裳費などのう 特殊の費用として作家や画家の 行に直接関係することその他その いてはその支出が事業の積極的遂 公益的寄附金に限って一定範囲の 控除の要件をきびしく制限してい 所得控除を行い、接待交際費につ

的を兼ねた旅行の費用、私生活で い衣裳の費用などその支出の全額 が必要経費とみられるものもある 「個人的消費の要素が混入する接 い費用がある。ほとんど必然的 一般的な知識見聞を広める目 費」の必要経費不算入という税法 必要経費の要件がしぼられるとみ 事業遂行上の必要に基く場合など が至難ということから「家事関連 ることもできるが、両要素の分離 強いこれらの費用の性質上、その ような考え方は、家事費的要素の がとくに強い場合ないしもっぱら は、事業遂行上その支出の必要性 当該費用を「必要経費」とするの が大きいと考えられることから、 れらの支出は一般に家事費的要素 することは至難に近く、しかもこ 経費」と「家事費」の要素を分別 することとなるが、そこで「必要 質に応じてその必要経費性を判断 除は別論とする。)個々の支出の性 とでは所得控除としての寄附金控 制度のない所得税においては(こ に限ることが適当であろう。この 人税のような特別の損金算入制限 寄附金や接待交際費について法 う。 いる。

用等は、一般的知識教養を高める 的をもたない旅行経験なども、い その日常の知見と作品、人格と業 られないのと同様、一般的には「家 ための教育費が「必要経費」とみ があり得る。だがこの種の旅行費 つの日にか作品に表現される場合 いところがあり、具体的な取材目 務とが深く結びついて切り離し難

配分を行っている例がみられる。 局が取材費の性質、衣裳の用途等 的な基準が見出しにくい場合が多 理的な配分が必要となるが、前述 費」と「家事費」の要素が混在し まれ、これらの費用には「必要経 台理的分別がほとんど不可能に近 く、そのため税務執行上、徴税当 の諸費用と違ってその配分に客観 ている。そこで所得計算上その合 も使用できる衣裳の費用なども含 の混在が認められるものの、その に応じて適当な比率を定め、それ によりこれらの費用の両要素 しかも一般に家事費的色彩が 同じ支出のうちに両要素

の狙いとともに私的消費の混入に は個々のケースについて経費的要 文際費等についてもその支出抑制 えれらの支出については、寄附金 金算入を制限し(法法一二七)、 と利益処分的要素の分離がむづ しいとして画一的な方式でその

の適例である。法人税においては 案がミックスした 寄附金などがそ 付交際費、 世間的附き合ないし営 的考慮の要素と義捐・贈与の要 う。 の規定を採用することもできよ 次に作家、評論家等については、

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

事費」に属するとみざるを得ない。 成果として見聞記等が発表された しかしたとえばその旅行の直接の Sweden, (1959)p.315)°

が改められた (Bittker and Sto-執行上の困難性から、フル・コス 様の解釈がとられていたが、税務 ne, Federal Income, Estate and Gift Taxation(1972)p. 240) トの控除ができるよう税法の文言

と「家事費」との関係が伏在して こにもこれと類似した「必要経費」 要経費算入を制限しているが、そ 以外の各種資産の損失について必 例であり、アメリカの税法で問題 の両面をなしているような費用が いう性質をもつと同時に個人的消 などもその例である。また、前述 ある。ギャンブルの費用はその適 要経費」と「家事費」の要素が盾 費という性格をもち、いわば「必 となったホビー・ファームの費用 したように所得税法は事業用資産 第四 同一の支出が必要経費と et seq.

収入の限度で費用の控除を認める 評論家の見聞記等の場合と同様、 がとっている手法は、前記の作家、 うなことはできない。そこで税法 てはさらに項をあらためて述べよ 加える方法である。この点につい など「必要経費」の控除に制限を またはそのいずれかに認定するよ ようにその支出を「必要経費」と 「家事費」の要素に量的に分別し、 このような場合には前述の例の

研究(一))五四四頁以下参照。 ര ( Harvard Law School, wo-ある場合の通常の食費をこえる部 分のみ控除(非課税)が認められ 格で、旅費中の食事代は、家庭に T.A1038(1939) 碓井・前掲 (同 rld Tax Series, Taxation in (2) スウェーデンの税法は厳 (-) Smith v. Comm, 40B, 学館。

アメリカでも一九:一年まで同 370 et seq. (3) Cf, Mertens, op. cit., p.

もつ。つまりその収入の限度で 旅行費用等を控除する方法が考え

(IRC § 44A)° (σ) IRC §214(repealed)

ン訴訟』の判決は、京都地判昭和 費のアメリカの取扱について碓井 二、三七一二四参照。,サラリーマ ついて前掲通達九一二七、二七の ・前掲 (同研究 (二))七五一頁以 (9) 通勤費・旅費、教育研修 教育研修費のわが国の取扱に

年二月号) 八三頁参照(なお同判 九)(「会計ジャーナル」一九七七 が、同判旨に対する評釈として植 四八。同判決は散髪代、被服費等 決全体に対する評釈としては同稿 松守雄主編「註解所得 稅 法」(一 を家事費ないし家事関連費とする 四九・五・三〇行集二五・五・五

解釈を示したもので、税務官吏の の諸論稿参照)。 七九頁以下および同稿八三頁掲記 執務をしばるが法的拘束力はな お財務省規則(Treasury Regu-の国税庁通達と同様、税法の行政 lations)は、原則としてわが国 (⊆) Reg. §1, 162-2(e)

〇民集一六・八・一七四九 ュリスト「租税判例百選」七二頁 なお同判決の評釈として別冊ジ (11) 最高判昭和三七・八・一

(12) この非課税措置の詳しい

研究(二))七五二直以下参照。 U.S. 465(1946) 碓井・前掲 (同 説明は、植松・前掲七三頁以下参

(4) EStG (1974) §91(5)

(ισ) IRC § 162(a)

た税額控除制度に移行している 以降廃止され、適用条件を緩和し もっともこの制度は、一九七六年 7  $(\infty)$  IRC § 161 et seq., § 211

提としている。 (22) 前掲通達三七―二五・1

学驚。 (24) わが国の文献として碓井

建物取引業法による制限報酬をこ 行集二四・六一七・五一一 ときは、損金算入が認められない 年) 所収) などがある。 の打合せ費用の必要経費算入を否 旨を判示)、福岡高判昭和三七・九 主優待金の支出に関連し、事業経 認)、高松地判昭和四八・六・二八 費の支出が法律上禁止されている えて不動産仲介業者に支払われた ・八税資四〇・一二(脱税のため 一三民集二二・一二・二四四九 (いわゆる株主相互金融会社の株 (25) 最高判昭和四三・一一・

・三・一二裁決(同裁決事例集20一得の捕促と必要経費」 (「税 経 通 | る必要経費」(租税法学会「租税法 八年一二月号所収)、須貝修一所 といえるか」(「税務広報」昭和四 一のも、同様の考え方によっている

は別論とする。)。

(次号へ続く)

8昭和四九年度第一・一) States p. 567 et seq. (7) Taxation in the United

控除を否認する税法の明文がある 定の費用を除くロビング費用等の (IRC § 162(c), (e), (f) )° (19) 現在はワイロ、罰金、一

学館。 中勝次郎「法人税法の研究」(昭和 四〇年)二五一頁以下、二六二頁 理」昭和三九年一〇月号所収)、田 に関する問題の吟味」(「産業経 (20) 塩崎潤 「法人税の費用性

が必要経費に算入されることを前

報酬の必要経費算入を認容) 呼ばず、収入を得るのに直接要し おさずその投下費用はその収入の 上控除する費用を「必要経費」と ても、それは一種の楽しみ賃』と が、もし勝負に負けて赤字を出し 費的性格をもつと考えられたから 味し、それはその費用が本来家事 たもの等に限定している(三四Ⅱ) 限度でしか差し引かないことを意 益通算を認めないのは、とりもな もみられる。 一時所得の損失の損 「必要経費」としての性質をもつ 巻き添えを喰っているが、ここで のうち通算を適当とするものまで その改正の理由であった(この改 ものが多いとみられることなどが

(18) 昭和五〇年七月四日付朝

(21) 所法四六は、外国所得税

前掲(同研究(四))一二六三頁 383 U.S. 687(1966) 碓井・ (₹) Cf, Comm.v. Tellier,

法所得課税をめぐる諸問題(2)」 ・前掲(同研究(四))、玉国文飯 違 (「判例時報」七四八号(昭和四九

一されているのは別の理由によるも もうけがあった限りにおいてその ャンブルに投じた費用は、それで 例はギャンブルによる所得で、ギ の所得と通算することを認めてい 通算)して総所得金額等を計算す ている。すなわち一時所得の代表 ては、まさに前述の理由に基づい のだが、一時、雑の各所得につい る際、配当、一時、雑の各所得につ ない (六九丁)。ここで配当が除外 いては、損失があってもそれを他 失)を計算し、それらを合算(損益 としての性質をもつ場合 所得税法は、各種所得の金額(損 「必要経費」が同時に「家事費」 その費用には家事費的性質をもつ

信」昭和五〇年一〇月号所収)、和

一昭和四八年七月号所収)等参照。 田正明「不法支出と税法上の経費 ている場合が多いと考えられる。 ら、営業上なされたワイロは必要 ツでは、租税の中立性、の立場か 費等として実際上控除が否認され 税務の実務では、使途不明の交際 前掲六三八頁以下参照)。わが国の 経費に認められるという(田中・ について等」(税務大学校論 叢9 (昭和五○年)所収)、中島義雄「暴 /)団課税の考え方」 (「警察公論」 (27) アメリカと違って西ドイ 四

(28) 前掲通達三七-一六-二 | 趣旨に解釈したい。

**<4>** 

三〇直所二六五通達

東京国税局昭和三八・八

(云) IRC § 170, 274

29

IRC § 274(c), Reg, §

体として個人的費用とみるという とはいえまいが、その要素は分離 の場合会社の交際費的要素がない ある (京都地判昭和五〇・二・一 は役員賞与にあたるとした判決が 個人の私的行事で、その支出金額 張したのに対し、披露宴は代表者 用を交際費としてその損金性を主 なお会社が代表者の結婚披露宴費 ・七税資七〇・七八二 (交際費) 六・六行集一一・六・ 一七四九 四訟月二一・五・一一三一)。本件 しにくく、結婚披露宴の性質上全 (寄附金)、大阪地判昭和四八・八 (32)同旨神戸地判昭和三五・

「必要経費」の控除の制限と

「必要経費」の控除の制限— | ことはさきにふれた。 雑所得の掲 「家事費」の控除 赤字申告をする者が続出し、その 損失が生ずるものが少なく、また ット・カテゴリーで、全体として 雑所得は他の所得分類からはみ出 と考えられるからであり、さらに も、その本来の性格は個人的費用 活動の費用は、政治献金による いので、政治献金で賄われる政治 く政治家の仕事は「事業」ではな ある(昭和四三年)。いうまでもな って、税法改正がなされたもので く取り上げられたことが契機とな ける事件が起り、マスコミに大き て歳費にかかる源泉税の還付を受 赤字を歳費 (給与所得) と通算-の出費がかかったとして雑所得の を求めたところ、政治活動に多額 釈して政治活動にかかる収支計算 金による収入を雑所得の収入と解 失の損益通算が排除されたのは、 収入に対する控除要素とはなって かつて国税庁が国会議員の政治献 した各種の所得を分類するバスケ

**弉・前掲(同研究(三))一一〇** 6.180° 今年も光る!

今年も〈国債〉は野村



ぞよろしくお願い

お電話でのご相談もお気軽に



東京03 (205)0091



〒160 東京都新宿区新宿5丁目17番9号

--局複数会制の

早期実現をはかる

★税理士会の

正常化をはかる

右の題字は本会会長岡崎寿士氏揮毫



行 所 発

-税理士協議会

113 公認会計士会館ビル

発行人 岡崎寿士 /1部 編集人 岡田一馬 年極 1,000円 Ħ 次

・税理士制度崩壊の危機・

四頁…所得税法における「必要 経費」と「家事費」院 植松 守雄

### 法改正、小渕委員会の要綱案き

昭和五十四年三月

関係団体に正式に提示

これからの手続きと

税理士制度改正要綱案

資格及び試験 自由民主党財政部会税理士問題小委員会

3

(3)

特別税理士試験制度の改正

ることとする。(附則第三十項関係) の地位にあったもののうち、税理士試験審査会の認定を受 けた研修を了したものについては、 務経験を有する税務職員で五年以上管理的地位又は専門官 外の地方税に関する事務にあっては二十八年以上) 特別税理士試験制度を廃止し、二十三年以上(事業税等 会計学の試験を免除す の実

して存置する。 現行の特別税理士試験制度は、 五年間、経過措置と

を習得することができると認められる研修について行 属する科目の合格者と同等程度の会計学に関する学識 税理士試験審査会の認定は、税理士試験の会計学に

ととし、これに違反した場合には脱税相談をした場合と同 又は免れようとしている等の事実があることを知ったとき 助言義務に関する規定の新設 直ちにこれを是正するよう助言しなければならないこ 委嘱者が不正に税を免れ

> いうのであるが、不正 るように干渉しろ、と

のが、これからは不正

ものなのである。そん が困難であり、曖昧な

一っても、そんなものは 一の範囲が拡大したとい

名目や形だけのことで

れでは若者はもう税理 行政のシメッケ!こ なくても済んでいたも

対してそんな干渉はし

いとかいうことは立証

たとえば、

かどうかの判断はデリ

ということは不可能に

係はない。「付

**随業務**」

一危機に瀕している。今

に税理士制度は崩壊の

士を希望しない。まさ

回の税理士法改正は断

固反対しなければなら

ている業務とは余り関

般税理士の現に行っ

の新設を鬼の首でも取

ったつもりらい

般税理士

に何の一

ないものである。

自由な形の税理士業務 の対象にされるのでは

様の懲戒処分の対象とすることとする。

ても相手はそうではな

行政機関がこれによっ

こちらが不正と判断し

5 (6)

> が細部を補足し、充分 案とするために大蔵省 の審議を経、国会上程 查会審議会、総務会等 局で成案となして自民 加味しつつ、内閣法制 へ、という順序を踏む。 いわれる各野党の意を に調整されていないと しては、これを政府提 おり、

翌十四日各野党及び日 又掲載) が決定され、 柷理士問題 小 委 員 会

二日の自民党財政部会

昭和五十四年三月十

て税理士制度改正要綱

小渕委員会)におい

方選挙にさしかかって 一るであろう。 での道程は、かなりの が上がるのではない 理士法改正案の通過ま 切迫していて、先ず税 般税理士会員は憤激す 綱案の本質を知れば一 も強烈な反対の火の手 日税連の下部組織から だし、野党との調整も 困難が予想される。け 難航するであろうし、 何よりも、この要

日程的に非常に

|が、案の定、問題のあ 改正問題の際の「亡霊」 が出てくるのではない を有する税 務 るものが出てきた。「二 かと予想されてはいた 云々は前回と殆ど同じ 五年以上管理的地位」 については、昭和39年

理士制度を崩壊の危機 別掲抜萃の3の3を一 研修で税理士は野ばなし

は「研修

無試験」

であるが、 職員で

である。管理的地位又 はじめ全国に多数存在 るというわけで、 無試験で税理士になれ 者とは国税調査官等を は専門官の地位にある 士成りは野ばなしにな し、それらの人はみな

違うのは前 る。 ってしまっ

# シメツケとなる 助言義務

反した税理士は懲戒処 進んで不正行為の是正 分に付すというのであ ないとして、それに違 ということは、要する 5の⑥をご覧頂きた|いという場合が大いに 今までは委嘱者に 助言をしたとか、しな われたらどうするか。 たか、といわれたら困 ったではないか、とい 助言をしても、しなか るではないか。 ぜ「助言」をしなかっ は不正ではないか、な あとで当局から、あれ しかも である。

地か、功妙心か知らぬ 皮であろう。資格認定 |事である。今更、引く|た、としたら、一般税 のは四元日税連専務理 を入れざるを得なかっ 関との折衝を専担した れられ、助言義務など 表して、これらの諸機 になってしまっ ところが、大蔵省との 関わり合いのなかで、 に引けない、という意 | 理士こそ、 いいツラの いつの間にかこんな案 この間、日税連を代

対象税目 |れて、資格認定制度と のように隘れ、しかも 士試験よりさらに後退 いう、事実上特別税理 国税労組も得しない。 したかたちで本則に入 そんなことが餌にさ 今後、税理士は洪水

### て税理士を締めつけよーうとするものである。 四元専務 理事の責任重大

設さる

一にさらすものである。

|回税調案では口頭試問

であったものが、今度

働きかけた筈である。 って出発した筈である。 |内心後悔のホゾを噛ん|務を行っているではな そういう心づもりで という主観的意図をも でいるのではないか。 連執行部の心ある人は一が税理士は現に会計業 小渕委員会の諸先生に は初めは真面目 た、と今になって日税 | 随であろうがなかろう 士法を良く改正しよう 確かに日税連執行部 こんな筈では はなかっ | メリットがあるか。 付 に税理 制度の廃止だって、四 理士にとっては特に関 元氏はメンツが立つか 告会との間に深い断層 認会計士協会や青色申 を作ってしまった。 係はない。むしろ、公 も知れないが、一般税 いか。通知公認会計士 を生じ、長い紛争の種

の結果がこうなったの される可能性があり、 が、四元氏の密室政治 だって労務管理に利用 第

和 五十四年三月

昭

## 度 改正 綱

自由民主党財政部会税理士問題小委員会

# 次により税理士制度の改正を行うものとする。

(3)

特別税理士試験制度の改正

# 税理士の使命

とすることとする。(第一条関係) 税義務を適正に実現し、納税に関する道義を高めることを使命 納税義務者の信頼にこたえ、祖税に関する法令に規定された納 税理士は、税務に関する専門家として公正な立場において、

2

## 対象税目の範囲の拡大

ことができることとする。(第二条関係) 税等現に行政書士が取り扱っている税目で政令で定めるもの とするとともに、自動車税、自動車取得税、料理飲食等消費 紙税、法定外普通税その他の政令で定めるものを除く全税目 については行政書士も税務官公署に提出する書類を作成する 税理士業務の対象税目は、関税、登録免許税、通行税、

- る主張若しくは陳述につき、代行することを含むことを明 らかにする。(第二条関係) 告等若しくは税務官公署の調査等に関し税務官公署に対す 税務代理には、申告、申請、請求等につき、又は当該申
- 明らかにする。 官公署に提出する申告書、申請書、 税務書類は、税法の規定に基づき、作成し、かつ、税務 (第二条関係) 請求書等をいうことを
- る。(第二条関係) 計算について相談に応ずることをいうことを明 らか にす 陳述又は申告書等の作成に関し、課税標準及び税額に係る 税務相談は、申告等、税務官公署に対する主張若しくは

# 付随業務に関する規定の新設

(3)

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

うことができる旨の規定を設ける。(第二条関係) 資格及び試験 の作成、会計帳簿の記帳の代行その他財務に関する事務を行 税理士業務に付随して、税理士の名称を用いて、財務書類

# 有する者とするとともに、試験合格者を第一号に定めること 弁護士、公認会計士を弁護士又は公認会計士となる資格を

3

(1)

税理士となる資格を有する者の範囲の整備

(2)とする。(第三条関係) 試験科目の追加 税理士業務の範囲の拡大に伴い、税理士試験の選択科目と

して物品税法等を追加することとする。(第六条関係)

(2)

税理士会による報酬の制限

税理士報酬の最高限度額については、国税庁長官が定め/

### (1)

とする

- ととする。 (第四十九条の十七、第五十一条の二関係) 人会制に改めるとともに、通知公認会計士制度は廃止するこ 登録即入会制への移行 税理士会への入会について現行の間接強制入会制を登録即
- ことができることとする。 っていた公認会計士たる税理士は、当該通知に係る委嘱者 について施行日以後三年間は従来どおり税理士業務を行う 改正法の施行日前に国税局長に通知して税理士業務を行

### 八条関係)

税理士の登録事項に税理士事務所の名称を加える。

(2)

登録事項の追加

5

(1)

権利及び義務 他人が作成した申告書の審査に関する書面の添付制度の創

の申告書に係る租税について更正すべき場合に、その更正の 甲告書に添付することができることとし、税務署長等は、そ 基因となる事実について税理士が審査したと認められるとき は、原則として、あらかじめ、税理士に対し意見を述べる機 れを審査した場合には、審査した事項を記載した書面をその 会を与えることとする制度を設ける。 税理士は、他人の作成した申告書につき相談を受けて、こ (第三十三条の二、第三

### 第十 My Happy Family Datwa House

笑顔あふれる住まいづ

よう。

伝いして20年。この

スイートム20(4人家と実績から生まれた大

マイフをお約 フン)は、ご がな経験 でである。

家族の明るいホームニ

世帯家族まで38プラ

こ夫婦に、お年寄りや みんなでわかちあうも び、明日を語る。笑い わっての一家だんら んなで創りあげるも 満ちたりた時-

ダイワハウス

●スイートム20プランNo.2外観参考図

を了したものについては、会計学の試験を免除することとす

(附則第三十項関係)

て存置する。

する科目の合格者と同等程度の会計学に関する学識を習

税理士試験審査会の認定は、税理士試験の会計学に属

現行の特別税理士試験制度は、五年間、経過措置とし

得することができると認められる研修について行うもの

にあったもののうち、税理士試験審査会の認定を受けた研修

験を有する税務職員で五年以上管理的地位又は専門官の地位

外の地方税に関する事務にあっては二十八年以上)の実務経

タイワハウス

特別税理士試験制度を廃止し、二十三年以上(事業税等以

(人) 大和八ウスI業株式舎社 建設業者許可番号 建設大臣許可(特~49)第5279号 宅地建物取引業者免許番号 建設大臣(4)245号

\*

本 社 〒550 大阪市西区阿波座|丁目5-16 大代表☎06(532)635| 東京支社 〒103 東京都中央区日本橋|-3-13 代 表☎03(274)03|| その他全国に156営業網 その他全国に156営業網

第

て税理士会が設立された場合には、その設立の時において、 士会の意見をきくものとし、国税庁長官が定めた区域におい める場合には、あらかじめ日本税理士会連合会及び当該税理

くる制度を改め、税理士会が会則においてこれを定めることと (第三十九条関係)

当該区域は当該設立前における税理士会の管轄区域でなくな

るものとする。 (第四十九条関係)

税理士事務所の規制の強化

用を制限することとする。(第四十条、第五十三条関係) に統一的な名称を付することとするとともに、その名称の使税理士事務所は一人一事務所に限ることとし、かつ、これ 税理士事務所を一人一事務所とすることについては、

(2)

会則の絶対的記載事項の追加

き設立されたものとみなすこととする。

定める区域を管轄区域として改正後の本則の規定に基づ 士会、名古屋税理士会及び東海税理士会は、大蔵省令で これに関連して、現在の東京税理士会、東京地方税理

ととする。(第四十九条の二、第四十九条の十五関係)

会員の使用人その他の従業者に対する監督等に関する規

会員の受ける税理士業務に係る報酬の最高限度額に関す

に次の事項を加えるとともに、大蔵大臣の認可事項とするこ

税理士会及び日本税理士会連合会の会則に記載すべき事項

帳簿の記載事項の簡素化等 所要の経過措置を講ずることとする。

(4)

十一条、第六十三条関係) もに、記帳義務違反等に対する罰則の規定を廃止する。(第四 を日本税理士会連合会の会則において定めることとするとと 税理士業務に関する帳簿の記載事項を簡素化し、その様式

税理士の使用人等に対する監督義務の明示

べきことを明らかにする。(新設) 助言義務に関する規定の新設 税理士は使用人その他の従業者に対して適切な監督を行う

4

税理士会の会員の研修に関する規定(日本税理士会連合

(日本税理士会連合会)

税理士業務に関して作成する帳簿の記載等に関する規定

る規定(税理士会)

直ちにこれを是正するよう助言しなければならない ことと は免れようとしている等の事実があることを知ったときは、 し、これに違反した場合には脱税相談をした場合と同様の懲 税理士は、税理士業務に関し、委嘱者が不正に税を免れ又

6

行わなければならないこととする。 (第四十五条~第四十 分をするときは、税理士懲戒審査会に諮りその議決に基づき 懲戒権者を大蔵大臣とするとともに、大蔵大臣は、懲戒処

な審査を行うものとする。(新設) 税理士及び学識経験者をもって構成し、懲戒処分につき必要 税理士懲戒審査会の設置 税理士懲戒審査会は、国税庁に置き、国税・地方税職員、

を懲戒処分をした時に改める。(第四条、 八条、第四十八条、第六十一条関係) 懲戒処分等の効力発生時期の適正化 懲戒処分等の効力発生の時期について、懲戒処分確定の時 第二十六条、第二十

税理士会及び日本税理士会連合会 税理士会の分割

昭和54年3月15日(木曜日)

員の数が一定数を超える場合において、当該税理士会からの 士会を設立すべき区域を定めたときは、その区域ごとに一個 請求により国税庁長官がその管轄区域内において新たに税理 の税理士会を設立することができるものとする。 一局一会制を原則とするが、税理士は、所属税理士会の会

> 6 5

臨時に税務書類の作成等ができる者 大蔵大臣の税理士会の会則の認可等 大蔵大臣の総会の決議の取消権、役員の解任権

良心の結晶

なお、国税庁長官は、新たに税理士会を設立すべき区域を定

戒処分の対象とすることとする。 (新設)

総会招集事前報告の廃止 理士会、日本税理士会連合会)

小規模零細事業者に対する事務の援助に関する規定

協

懲戒の手続の合理化

ばならないこととするとともに、税理士は当然に事務所の所 国税庁長官への報告は要しないこととする。 在を管轄する税務署に係る支部に属するものとする。 十九条の三関係) 税理士会支部の設置義務等 税理士会は、原則として税務署単位に支部を設立しなけれ 税理士会及び日本税理士会連合会が総会を招集する場合の (政令第八条関 第四

次の事項については、現行どおりとすることとする。 れないことを明らかにする。(第二条関係) その他所要の整備を行う。

税務官公署には、国税不服審判所を含み、税関官署は含ま

3 税務職員で税理士となった者の業務制限 税理士の訴訟代理権、出廷陳述権 懲戒処分の除斥期間 一般の税理士試験

> そろばん 輸出入 •

BANKO

貢工芸株式会社

東京都千代田区内神田 2 の15の12 (松山ビル) 〒101 ☎03-254-0910 東京都千代田区神田司町 2 の 4 〒101 ☎03-251-1591

税

外の所得のうちにも、

納税者が節税に敏感

(承前)

# における必

四 必要経費」の控除の制限と 家事費」の控除

除の制限―「必要経費」| の損失などまで、事業 しての性質をもつ場合 | 失として他の所得との が同時に「家事費」と なお一時・雑所得以 「必要経費」 の控 | 的家賃で賃貸した場合 所得、不動産所得の損 通算が認められそうで

法六九Ⅱ、所令二○ 得の損失で、損益通算 だけが認められる(所 として競馬の賞金等に がある。すなわち馬主 が制限されているもの の強い行為にかかる所 とくに趣味娯楽的要素 による雑所得との通算 よる雑所得を得ている 競走馬を譲渡し である。これらの規定 ・ロスについても同様 され、またギャンブル わち大雑把にいってホ 広く適用されるが、 定の所得種類に限らず は、わが国のように特 同趣旨の税法の規定が 穴封じのために以上と なアメリカでも、抜け インカムの限度で控除 ビー・ロスはホビー・ 設けられている。すな 万軽種馬の牧場主や馬 て特殊の規定がある は、山林の損失につい が所得を生んでいる各 種資産の損失について (素人下宿、

られるケースはきわめ 種の点で控除の範囲が 念がとられた半面、各 うに戦後包括的所得概 て多いといわれる。 して通常の控除が認め 認定され、事業損失と なく、事業所得として ーとみられるわけでは 合と類似の考え方に立 記のホビー・ロス、ギ ができよう。 つものと理解すること ャンブル・ロス等の場 考えることができ、前 費と認めているものと 度でその損失を必要経 ら所得が生じている限 とみ、ただその資産か

件で事業所得とされ

医業による<br />
所得は無条

(二七1)、また不動産

(昭和50年1月10日第三種郵便物認可)

限する措置としては不 せもつ費用の控除を制

費」との要素をあわ

「必要経費」と「家

ところで以上の措置

主の所得がすべてホビ

徹底である。たとえば

うになった。すなわち 様の控除がなされるよ の控除 「強いられた負担」 「家事費」の控除 当該貸付金に対する利 息収入等がある場合に その限度で控除が認め

(d), 1211(b), 1212(b)

収不能による損失につ

いても、前述のとおり

金(非営業貸金)の回 また知人に対する貸付

「家事費」の支出は、

第91号

果、趣味、保養を兼ね

スを留守番代りに名目一事業用資産の損失は任

損失やセカンド・ハウ たホビー・ファームの 産の賃貸による所得を

所得の概念が広く不動

包含する(二六Ⅰ)結

だけが認められ(七 |原因による「雑損控除」| され、純資産増加説的 ならない生活用資産の 一方所得を生む基因と 損失については特定の 広く必要経費に算入さ れ (所法五 | Ⅰ、Ⅱ)、 一、その中間にある事

生んでいる各種資産 認められる (五一下) 産を本来は生活用資産 で、税法はこれらの資 処理がここでの問題 た所得の限度で控除が 年にその資産から生じ する貸金等)の損失の とはいえないが所得を この最後の事業用資産 (五一Ⅲ) ほか、その 知人に対 喝等に及んでいない。 損原因も災害、盗難、 を認め、しかもその雑 損、医療費の控除だけ 述べたとおりである。 横領に限り、詐欺、恐 るという立場から雑 のに限って控除を認め 行法は個人の責任に帰 ができることはさきに れに含めて考えること な線は引きにくい。現 きても、その間に明確 し難いやむを得ないも 「強いられた負担」と ところが「消費」と 観念的には区分で

業用資産とはいえない 意の取壊しをも含めて | 一般には所得の享受、 |あり、そのほか追加的 |生活費としての旅費等 | 処分とみられ、課税所 の控除(非課税)もそ かかる「所得控除」が として雑損・医療費に 現行税法上その代表例 所得概念の下では後者 いられた負担」に区分 は控除項目とみられ、 得の計算上控除されな すると「消費」と「強 いが、その中味を分析 |定の制限がある)。アメ 非営業貸金の貸倒損失 一券の無価値化による損 損失はすべて控除が認 れ、その控除方法に一 タル・ロスとみなさ や有価証券の無価値化 失も控除の対象に加え 倒損失のほかに有価証 拐等まで含み、また貸 められ、それ以外に雑 アメリカではこれらの の範畴に属するものと 失は結局個人の責任に られている(もっとも 損には身代金目的の誘 が前稿でふれたとおり 税法がみていることを 帰せられることで、広 による損失は、キャピ 意味している。ところ 処分すなわち「消費」 い意味で個人の財産の

|られるにすぎない。こ|味で在外手当が非課税 ることを示すものであ 失の控除を認めている とおり海外勤務に伴う 例を挙げよう。前述の えられる。もうひとつ か、個別事情によって ろう。しかし厳密にい のは、それらを「強い リカ税法がこれらの損 判断が分れることも考 うとそれらの損失を られた負担」とみてい いられた負担」とみる 「消費」とみるか「強 税であることから収入 ること、所得税の本質 益々拡大する要因とな 執行上の問題なども総 経費」は合理的な範囲 金額と関連する「必要 がネット・インカム課 筆者としては、一般論 は税制の簡素化、税務 との結びつきのない クス・イロージョンを として各種のニュアン 較検討が必要である。 を拡大することはタッ スを求めてあまりこれ 「家事費」の控除の方

|の点は、そのような損|とされているが、一方 いろの説明はできよう 所得に含まれる。いろ 雪積寒冷帯の勤務者に が、これらの場合にも 支給される石炭手当や はすっきりしない。 課税・非課税の限界線 寒冷地手当の類は課税 「強いられた負担」

| るかについては、いろ 範囲のものとして把え 費用について厳密な比 ち、その判断には各種 た負担」をどのような 費」のうち「強いられ いろの考え方が成り立 ものとして

介(日米法学会「アメ 所収)参照)。 リカ法」一九七六一2 がきわめて有益である ics Vol.XVI(2)(1973) nal of Law and Econom B.Bittker, Income Tax Subsidies for Personal Deductions, Credits, and (畠山武道、同論文紹 Expenditures, The Jour (4) IRC §165(g), 166

〈完〉 得者の個別的事情に即 最低生活費の免税、所 事費」の控除について、 問題で、控除範囲が制 その範囲を検討すべき 限されてもやむを得な 合的に考慮したうえで ことだが、税法は、「家 ものと考えている。 なおいうまでもない

の解釈ではなく、立法 の場合と異なり、税法 の問題であることはい の控除が「必要経費」 ことをつけ加えてお く追加的生活費を定型 八四、八六)のほか、 一から、基礎・配偶者・ -八二)を設けている 労学生の各控除(七九 特殊の個人的事情に基 扶養の各控除(八三、 者・老年者・寡婦・勤 した課税といった趣旨 した控除として障碍

税、支払利子、アリモ 法上の諸控除をヘイグ ているが、アメリカ税 ニーなどの控除も認め それらのほかに各種租 念の立場から分析した ・サイモンズの所得概 なお内国歳入法では (3) 前稿参照。 (2) 前稿参照。 (1) IRC §183, 165(d)

うまでもない。 「家事

今年も光る! 6.180%

今年も〈国債〉は野村



ぞよろしくお願い

お電話でのご相談もお気軽に



東京03 (205)0091



〒160 東京都新宿区新宿5丁目17番9号